

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
1	本編	1		2			4	修正	図中「熊本市第8次総合計画」	図中「熊本市__8次総合計画」
2	本編	1		2	1	1	4	修正	また、第8節に <u>地域防災力の最大化</u> に向けた考え方や確認しておくべき事項をとりまとめている。	また、第8節に <u>市・市民・事業者及び地域の防災組織の災害対応力強化</u> に向けた考え方や確認しておくべき事項をとりまとめている。
3	本編	1		2	1	3	5	修正	(1) 原子力災害対策計画 原子力災害対策計画は、 <u>佐賀県玄海原子力発電所及び鹿児島県川内原子力発電所に対して、平成23年3月11日の東日本大震災により福島県で発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害と同様の事故が万が一に発生した場合に備えることが必要と考えられることから、本市及び各防災関係機関がとるべき応急対策について定める。</u>	(1) 原子力災害対策計画 原子力災害対策計画は、 <u>九州内に存在する2原子力発電所（玄海原子力発電所・川内原子力発電所）から、放射性物質の異常な放出があった場合、又はそのおそれがある場合等を想定し、「総則」、「防災活動体制」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧対策計画」で構成する。</u>
4	本編	1		2	3	1	6	修正	<u>【削除】</u>	
5	本編	1		4	2	5	12	修正	放送報道関係(日本放送協会熊本放送局、株式会社熊本放送、株式会社熊本日日新聞社、株式会社テレビ熊本、株式会社熊本県民テレビ、熊本朝日放送株式会社、株式会社エフエム熊本 <u>_____</u>)	放送報道関係(日本放送協会熊本放送局、株式会社熊本放送、株式会社熊本日日新聞社、株式会社テレビ熊本、株式会社熊本県民テレビ、熊本朝日放送株式会社、株式会社エフエム熊本、 <u>株式会社熊本シティエフエム</u>)
6	本編	1		4	2	5	13	修正	<u>_____</u> 熊本国際空港株式会社	<u>空港運営権者</u> 熊本国際空港株式会社

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」																																																																		
7	本編	1		4	2	6	14	修正	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 【略】 株式会社熊本シティエフエム <u>【災害予防】</u> 1 防災知識の普及に関すること 2 災害時における放送・報道の確保対策に関すること <u>【災害応急対策】</u> 1 気象予警報等の放送・報道周知に関すること 2 避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関する こと 3 災害時における広報に関すること <u>【災害復旧】</u> 1 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること 災害中間支援組織 <u>【災害応急対策】・【災害復旧】</u> 1 NPO やボランティア等の活動支援・調整に関すること 熊本商工会議所 【略】	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 【略】 <u>【追加】</u> <u>【追加】</u> 熊本商工会議所 【略】																																																																		
8	本編	1		5	1	3	17	修正	3 気象 本市は、内陸的な気象を示し、 <u>年平均気温の平年値（1991～2020年の30年平均）は17.2℃</u> で、夏の暑さ、冬の寒さはともに厳しく、気温の日較差、年較差も大きい。 <u>年降水量の平年値（1991～2020年の30年平均）は約2000mm</u> で、梅雨期の6～7月が多く、特に梅雨末期には集中豪雨が発生し、大きな災害を引き起こすこともある。	3 気象 本市は、内陸的な気象を示し、 <u>年平均気温（平年値：1991～2020年の30年平均）は17.2℃</u> で、夏の暑さ、冬の寒さはともに厳しく、気温の日較差、年較差も大きい。 <u>降水量は年間2500mm前後</u> で、梅雨期の6～7月が多く、特に梅雨末期には集中豪雨が発生し、大きな災害を引き起こすこともある。																																																																		
9	本編	1		5	2	2	18	修正	■熊本市の人口・世帯数の変化（各年10月1日現在） <table border="1" style="display: none;"> <caption>熊本市の人口・世帯数の変化 (各年10月1日現在)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>人口 (人)</th> <th>世帯数 (世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成26年</td><td>740,204</td><td>315,318</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>740,822</td><td>315,456</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>739,606</td><td>317,466</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>739,858</td><td>320,730</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>739,556</td><td>323,607</td></tr> <tr><td>令和元年</td><td>739,393</td><td>327,280</td></tr> <tr><td>2年</td><td>738,865</td><td>326,920</td></tr> <tr><td>3年</td><td>738,185</td><td>330,000</td></tr> <tr><td>4年</td><td>737,850</td><td>334,137</td></tr> <tr><td>5年</td><td>738,020</td><td>338,474</td></tr> </tbody> </table>	年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	平成26年	740,204	315,318	平成27年	740,822	315,456	平成28年	739,606	317,466	平成29年	739,858	320,730	平成30年	739,556	323,607	令和元年	739,393	327,280	2年	738,865	326,920	3年	738,185	330,000	4年	737,850	334,137	5年	738,020	338,474	■熊本市の人口・世帯数の変化（各年10月1日現在） <table border="1" style="display: none;"> <caption>熊本市の人口・世帯数の変化 (各年10月1日現在)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>人口 (人)</th> <th>世帯数 (世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成25年</td><td>739,541</td><td>312,527</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>740,204</td><td>315,318</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>740,822</td><td>315,456</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>739,606</td><td>317,466</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>739,858</td><td>320,730</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>739,556</td><td>323,607</td></tr> <tr><td>令和元年</td><td>739,393</td><td>327,280</td></tr> <tr><td>2年</td><td>738,865</td><td>326,920</td></tr> <tr><td>3年</td><td>738,185</td><td>330,000</td></tr> <tr><td>4年</td><td>737,850</td><td>334,137</td></tr> </tbody> </table>	年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	平成25年	739,541	312,527	平成26年	740,204	315,318	平成27年	740,822	315,456	平成28年	739,606	317,466	平成29年	739,858	320,730	平成30年	739,556	323,607	令和元年	739,393	327,280	2年	738,865	326,920	3年	738,185	330,000	4年	737,850	334,137
年	人口 (人)	世帯数 (世帯)																																																																										
平成26年	740,204	315,318																																																																										
平成27年	740,822	315,456																																																																										
平成28年	739,606	317,466																																																																										
平成29年	739,858	320,730																																																																										
平成30年	739,556	323,607																																																																										
令和元年	739,393	327,280																																																																										
2年	738,865	326,920																																																																										
3年	738,185	330,000																																																																										
4年	737,850	334,137																																																																										
5年	738,020	338,474																																																																										
年	人口 (人)	世帯数 (世帯)																																																																										
平成25年	739,541	312,527																																																																										
平成26年	740,204	315,318																																																																										
平成27年	740,822	315,456																																																																										
平成28年	739,606	317,466																																																																										
平成29年	739,858	320,730																																																																										
平成30年	739,556	323,607																																																																										
令和元年	739,393	327,280																																																																										
2年	738,865	326,920																																																																										
3年	738,185	330,000																																																																										
4年	737,850	334,137																																																																										

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」																												
10	本編	1		5	2	3	18	修正	<p>■地目別面積 (令和5年1月1日現在)</p>  <table border="1" style="display: none;"> <caption>令和5年1月1日現在 地目別面積</caption> <tr><th>地目</th><th>割合</th></tr> <tr><td>宅地</td><td>22.8%</td></tr> <tr><td>田</td><td>20.3%</td></tr> <tr><td>畑</td><td>12.6%</td></tr> <tr><td>山林</td><td>11.5%</td></tr> <tr><td>雑種地</td><td>7.1%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>25.7%</td></tr> </table>	地目	割合	宅地	22.8%	田	20.3%	畑	12.6%	山林	11.5%	雑種地	7.1%	その他	25.7%	<p>■地目別面積 (令和4年1月1日現在)</p>  <table border="1" style="display: none;"> <caption>令和4年1月1日現在 地目別面積</caption> <tr><th>地目</th><th>割合</th></tr> <tr><td>宅地</td><td>22.8%</td></tr> <tr><td>田</td><td>20.4%</td></tr> <tr><td>畑</td><td>12.7%</td></tr> <tr><td>山林</td><td>11.5%</td></tr> <tr><td>雑種地</td><td>7.0%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>25.7%</td></tr> </table>	地目	割合	宅地	22.8%	田	20.4%	畑	12.7%	山林	11.5%	雑種地	7.0%	その他	25.7%
地目	割合																																					
宅地	22.8%																																					
田	20.3%																																					
畑	12.6%																																					
山林	11.5%																																					
雑種地	7.1%																																					
その他	25.7%																																					
地目	割合																																					
宅地	22.8%																																					
田	20.4%																																					
畑	12.7%																																					
山林	11.5%																																					
雑種地	7.0%																																					
その他	25.7%																																					
11	本編	1		6	1	1	19	修正	<p>■平成28年熊本地震における熊本市の被害状況 令和7年(2025年)3月31日現在</p> <p>死者数 90人 (直接死6人 関連死84人)</p>	<p>■平成28年熊本地震における熊本市の被害状況 令和6年(2024年)3月31日現在</p> <p>死者数 88人 (直接死6人 関連死82人)</p>																												
12	本編	1		6	1	1	21	修正	<p>■熊本県内に被害をもたらした主な地震(県内の最大震度4以上)</p> <p>2016.04.14 死者数275、重傷者数2,739、 (平成28) 住家全壊8,657、半壊34,489</p> <p>2016.04.16 被害額3.8兆円 (令和7年4月11日時点) (平成28)</p>	<p>■熊本県内に被害をもたらした主な地震(県内の最大震度4以上)</p> <p>2016.04.14 死者数273、重傷者数2,739、 (平成28) 住家全壊8,657、半壊34,489</p> <p>2016.04.16 被害額3.8兆円 (令和4年4月13日時点) (平成28)</p>																												
13	本編	1		6	2		24	修正	<p>【略】熊本市の被害は、死者90名、重傷者766名、家屋の全壊5,764棟、半壊47,936棟にも及んだ。(令和7年3月31日現在)</p>	<p>【略】熊本市の被害は、死者88名、重傷者766名、家屋の全壊5,764棟、半壊47,936棟にも及んだ。(令和6年3月31日現在)</p>																												

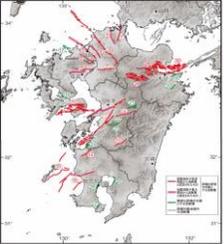
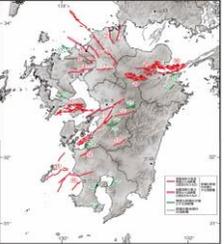
令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
14	本編	1		7	1	1	25	修正	<p>本市に影響を与える活断層は、<u>益城町付近を走る「布田川断層帯・日奈久断層帯」と市内直下を走る「立田山断層」及び「水前寺山断層」の存在が確認されている。</u></p> <p><u>(1) 布田川断層帯・日奈久断層帯</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・布田川断層帯 <p><u>布田川断層帯は、阿蘇郡南阿蘇村から上益城郡益城町木山付近を経て、宇土半島の先端に至る断層帯です。本断層帯は、概ね東北東-西南西方向に延び、全体の長さは約6.4 km以上の可能性があります。布田川断層帯は、断層線の分布等から、阿蘇村から木山付近に位置する長さ約1.9 kmと推定される布田川区間、木山付近から宇土市中心部に位置する長さ約2.0 kmの可能性がある宇土区間及び宇土市住吉町から宇土半島北岸に沿って宇土半島先端に至る長さ約2.7 km以上の可能性がある宇土半島北岸区間からなります。</u></p> <p><u>出典：「布田川断層帯・日奈久断層帯」（地震調査研究推進本部）一部抜粋</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日奈久断層帯 <p><u>日奈久断層帯は、上益城郡益城町木山付近から葦北郡芦北町を経て、八代海南部に至る断層帯です。本断層帯は、概ね北東-南西方向に延び、全体の長さは約8.1 kmである可能性があります。日奈久断層帯は過去の活動時期から、益城町木山付近から宇城市豊野町山崎付近まで延びる長さ約1.6 kmの高野-白旗区間、宇城市豊野町山崎から芦北町の御立岬付近に分布する長さ約4.0 kmの日奈久区間及び御立岬付近から八代海南部に位置する長さ約3.0 kmの可能性がある八代海区間に区分されます。</u></p> <p><u>出典：布田川断層帯・日奈久断層帯（地震調査研究推進本部）一部抜粋</u></p> <p>■「布田川断層帯」と「日奈久断層帯」</p>  <p><u>出典：布田川断層帯・日奈久断層帯の活断層位置と調査地点（地震調査研究推進本部）</u></p> <p><u>(2) 立田山断層</u>は、明治22年（1889年）の熊本地震との関係についても指摘されていた。【略】</p>	<p>本市に影響を与える活断層は、<u>これまで市内直下を走る「立田山断層」と、益城町付近を走る「布田川・日奈久断層帯」の存在が確認されており、</u></p> <p><u>【追加】</u></p> <p><u>【図挿入】</u></p> <p><u>「立田山断層」は、明治22年（1889年）の熊本地震との関係についても指摘されていた。【略】</u></p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
15	本編	1		7	1	1	25	修正	 <p>活断層図 (都市圏活断層図) (国土地理院) 一部加工 (H29.10公開)</p>	 <p>出典：都市圏活断層図 (国土地理院) より引用 (H29.10.29 公開)</p>
16	本編	1		7	1	1	26	修正	<p><u>(4) 主要活断層帯の長期評価の概要</u> 地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震 (プレートの沈み込みに伴う地震) の活動間隔、次の地震の発生可能性 [場所、規模 (マグニチュード) 及び発生確率] 等を評価 (長期評価) し、随時公表している。 【略】</p>	<p>地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震 (プレートの沈み込みに伴う地震) の活動間隔、次の地震の発生可能性 [場所、規模 (マグニチュード) 及び発生確率] 等を評価 (長期評価) し、随時公表している。 【略】</p>
17	本編	1		7	1	1	27	修正	<p>■九州地域 (評価対象地域) において評価対象とした活断層の分布</p>  <p>出典：活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧 (令和7年1月1日での算定) 地震調査研究推進本部 (令和7年1月15日公表)</p>	<p>■九州地域 (評価対象地域) において評価対象とした活断層の分布</p>  <p>出典：活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧 (令和6年1月1日での算定) 地震調査研究推進本部 (令和6年1月15日公表)</p>
18	本編	1		7	1	1	28	修正	<p>■主要活断層帯の長期評価の概要 【算定基準日：令和7年(2025年)1月1日】</p> <p>【略 (表)】</p> <p>出典：活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧 (令和7年1月1日での算定) 地震調査研究推進本部 (令和7年1月15日公表)</p>	<p>■主要活断層帯の長期評価の概要 【算定基準日：令和6年(2024年)1月1日】</p> <p>【略 (表)】</p> <p>出典：活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧 (令和6年1月1日での算定) 地震調査研究推進本部 (令和6年1月15日公表)</p>

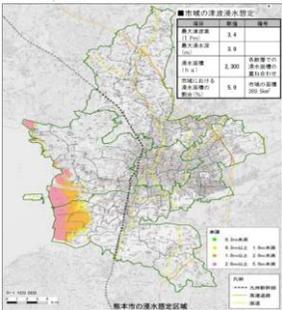
令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
19	本編	1		7	1	2	28	修正	<p>【略】「立田山断層」の4地震を対象とし、以下に被害想定を記載する。</p> <p><u>※上記の「布田川・日奈久断層帯」は、平成25年2月の区分見直しにより、布田川断層帯と日奈久断層帯に二分し、さらに布田川断層帯を布田川区間・宇土区間・宇土半島北岸区間、日奈久断層帯を高野一白旗区間・日奈久区間・八代海区間に区分されている。この被害想定においては、調査時点の断層帯及び活動区分で記載する。</u></p>	<p>【略】「立田山断層」の4地震を対象とし、以下に被害想定を記載する。</p> <p><u>【追加】</u></p>
20	本編	1		7	1	6	33	修正	<p>(2) 各地震の特徴 地震動解析による<u>4地震10 ケースの最大震度分布を資料編に示す。</u> 各地震で以下のような特徴が見られる。 ア 布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動型） 断層の一部が直下にある南区の南方で、震度6強から震度7の強い揺れを示す。その他、中央区、北区、東区、西区では震度5弱から震度6弱となる。 一方、沿岸部では震度3 から4 と比較的低い揺れとなっている。 これは、<u>有明粘土が堆積し</u>、揺れが伝わりにくいと思われる。 【略】</p>	<p>(2) 各地震の特徴 地震動解析により、<u>各地震で以下のような特徴が見られる。</u> ア 布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動型） 断層の一部が直下にある南区の南方で、震度6強から震度7の強い揺れを示す。その他、中央区、北区、東区、西区では震度5弱から震度6弱となる。 一方、沿岸部では震度3 から4 と比較的低い揺れとなっている。 これは、<u>沿岸部の表層地質が埋め立て等の人工改変地であり</u>、揺れが伝わりにくいと思われる。 【略】</p>
21	本編	1		7	1	6	33	修正	<p>(3) <u>急傾斜地崩壊危険度</u> 県が急傾斜地崩壊危険箇所として指定している急傾斜地危険箇所に対し、急傾斜地の高さや勾配、地盤等の状況から、危険度ランク別に分類し、この危険度ランクと震度の大きさ、及び斜面の整備率から、地震による崩壊危険度を予測した。 <u>各地震の急傾斜地崩壊危険箇所数を合成した、市域で想定される最大の崩壊危険箇所の分布と、その箇所数を資料編に示す。</u> 最大震度が高い南区の南方や、西区に、急傾斜地崩壊危険箇所が多く分布している。 【資料編】3-3-5 熊本市の急傾斜地崩壊分布図</p>	<p><u>【追加】</u></p>
22	本編	1		7	1	6	33	修正	<p>(4) <u>液状化危険度</u> 「液状化」は、地下水位が高く、砂を多く含むような軟弱な地盤において、「地震に伴う振動により液体のような泥水状態となる現象」である。 本調査では、先に実施した地震動の予測結果と地質データから、液状化の可能性を示す指標（PL値）を算出し、液状化の可能性を判定した。 <u>各地震のPL値の最大値を合成した、市域で想定される最大の液状化可能性の分布と、その面積を資料編に示す。</u> 表層地層が、埋め立て等の人工改変地や、白川・緑川等の河川沿いにある比較的近年の堆積物層の箇所で、液状化の可能性が高くなっている。 【資料編】3-3-6 熊本市の液状化分布図</p>	<p><u>【追加】</u></p> <p>第1部第7節第1項8(1)を転記。 ※図は資料編へ転載</p>

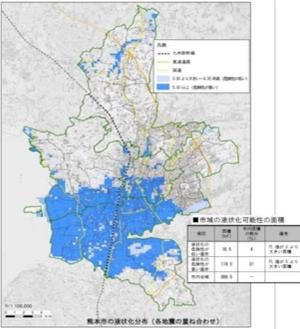
令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
23	本編	1		7	1	7	34	修正	<p><u>(5) 津波浸水深</u> 【略】 布田川・日奈久断層群（中部・南西部運動型）と南海トラフを合成した、市域で想定される浸水範囲及び浸水深分布と、その面積、最大浸水深等を資料編に示す。 熊本市では、西区と南区の沿岸地域において、市域の約6%にあたる範囲で浸水することとなる。</p> <p><u>【図削除】※資料編へ転載</u></p> <p><u>【資料編】3-3-7 熊本市の津波浸水分布図</u></p>	<p><u>7 津波シミュレーション</u> 【略】 布田川・日奈久断層群（中部・南西部運動型）と南海トラフを合成した、市域で想定される浸水範囲及び浸水深分布と、その面積、最大浸水深等を次示す。 熊本市では、西区と南区の沿岸地域において、市域の約6%にあたる範囲で浸水することとなる。</p> 
24	本編	1		7	1	7	34	修正	<p>熊本市の津波浸水想定 項目 <u>津波の推移</u> <u>3.0</u> (T. Pm) ※資料編へ転載</p>	<p>熊本市の津波浸水想定 項目 <u>最大津波高</u> <u>3.4</u> (T. Pm)</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項目	ページ	区分	「新」	「旧」
25	本編	1	7	1	8	35	修正	<p>7. 想定被害 【削除】 ※第1章第7節第1項6(4)に転記</p> <p>【図削除】※資料編へ転載</p> <p>(1) 建物被害 【略】</p> <p>(2) 人的被害 【略】</p> <p>(3) ライフライン被害 【略】</p> <p>(4) 交通施設被害 【略】</p> <p>(5) 生活支障 【略】</p> <p>(6) 災害廃棄物 【略】</p> <p>(7) 災害時要援護者の被災・生活支 【略】</p>	<p>8. 想定被害 (1) 液状化 【略】</p>  <p>(2) 建物被害 【略】</p> <p>(3) 人的被害 【略】</p> <p>(4) ライフライン被害 【略】</p> <p>(5) 交通施設被害 【略】</p> <p>(6) 生活支障 【略】</p> <p>(7) 災害廃棄物 【略】</p> <p>(8) 災害時要援護者の被災・生活支 【略】</p>
26	本編	1	7	2	1	40	修正	<p>国土交通省及び熊本県では、水防法第14条の規定により、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、管理河川が想定最大規模の降雨により氾濫した場合の洪水浸水想定区域を指定している。本市は、水防法第15条の規定により、この洪水浸水想定区域を基にハザードマップを作成し、<u>地域の災害リスクの周知に努めている。</u></p>	<p>国土交通省及び熊本県では、水防法第14条の規定により、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、管理河川が想定最大規模の降雨により氾濫した場合の洪水浸水想定区域を指定している。本市は、水防法第15条の規定により、この洪水浸水想定区域を基にハザードマップを作成し、<u>水害における被害想定を行っている。</u></p>
27	本編	1	7	2	2	40	修正	<p>【略】 本市は、<u>この土砂災害警戒区域・特別警戒区域を基にハザードマップを作成し、地域の災害リスクの周知に努めている。</u></p>	<p>【略】 本市が、<u>令和2年4月1日に公開したハザードマップにも記載している。</u></p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
28	本編	1		7	2	3	40	修正	<p>熊本県では、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合の高潮浸水想定を公表している。</p> <p>本市は、この高潮浸水想定を基にハザードマップを作成し、<u>地域の災害リスクの周知に努めている</u>。</p>	<p>熊本県では、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合の高潮浸水想定を指定している。</p> <p>本市は、この高潮浸水想定を基にハザードマップを作成し、<u>高潮における被害想定を行っ</u>ている。</p>
29	本編	1		8	1		43	修正	<p>第1項 地域防災力の最大化に向けた基本的な考え方</p> <p>1 <u>熊本市防災基本条例の基本理念等</u></p>	<p>第1項 地域防災力の最大化に向けた基本的な考え方</p> <p>1 <u>地域防災力の最大化に向けた基本的な考え方</u></p>
30	本編	1		8	2	1	47	修正	<p>(2) 気象情報の確認</p> <p>①右の二次元バーコードを読み込むか、下記のアドレスへ空メールを送信し仮登録をします。</p> <p>login@kumamoto.mailio.jp</p> 	<p>(2) 気象情報の確認</p> <p>①右の二次元バーコードを読み込むか、下記のアドレスへ空メールを送信し仮登録をします。</p> <p>t-kumamoto@sg-m.jp</p> 

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
31	本編	1		8	2	1	47～48	修正	<p>(3) 家庭内防災の取組 <u>風雨により、自宅の周りやベランダに置かれた鉢植えや物干し竿などが飛ばされないようにする。側溝や雨どいなどに詰まりがあると、雨により溢れてしまうおそれがあるため、普段から掃除をしておく。</u> <u>また、地震発生時の家具などの落下・転倒から身を守るため、家具の固定や寝室の家具の安全な配置などを行うとともに、必要に応じて住宅の耐震診断により耐震性能を確認し、耐震性が不足している場合は、地震の揺れによる自宅の倒壊を防ぐため、耐震改修等</u>に取り組む。 <u>【上段へ転記】</u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>熊本市では、市民宅に登録診断士を派遣し、2000年5月31日以前の基準で建築された戸建木造住宅の耐震診断を行う「熊本市戸建木造住宅耐震診断士派遣事業」を実施しており、診断に要する費用のうち市民の負担は 5,500円としている。(令和6年4月現在) さらに、耐震診断を実施した戸建木造住宅で、上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とする耐震改修工事や建替えに要する費用の一部を補助する<u>制度等</u>を実施している。</p> </div>	<p>(3) 家庭内防災の取組 <u>【下段記載を転記】</u></p> <p>地震発生時の家具などの落下・転倒から身を守るため、家具の固定や寝室の家具の安全な配置などを行う。また、地震の揺れによる自宅の倒壊を防ぐため、旧耐震基準の住宅については、耐震診断を受診して安全性を確認し、耐震性が不足している場合は耐震改修等に取り組む。 <u>風雨により、自宅の周りやベランダに置かれた鉢植えや物干し竿などが飛ばされないようにする。側溝や雨どいなどに詰まりがあると、雨により溢れてしまうおそれがあるため、普段から掃除をしておく。</u></p> <p>熊本市では、市民宅に登録診断士を派遣し、2000年5月31日以前の基準で建築された戸建木造住宅の耐震診断を行う「熊本市戸建木造住宅耐震診断士派遣事業」を実施しており、診断に要する費用のうち市民の負担は 5,500円としている。(令和5年4月現在) さらに、耐震診断を実施した戸建木造住宅で、上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とする耐震改修工事や建替えに要する費用の一部を補助する「熊本市戸建木造住宅耐震改修事業」を実施している。</p>
32	本編	1		8	2	1	48	修正	<p>(4) 避難行動・避難場所の確認 <u>【略】</u> また、住まいや就業先、就学先の生活に関わる地域における災害ごとの指定緊急避難場所（スペース）や地域の避難場所及び広域避難場所を確認しておく。災害の状況が落ち着いた後に、災害の影響で自宅が倒壊するなど、自宅へ戻れず避難生活が必要となった時の避難先となる指定避難所を確認し、家族や地域で話し合い、予め避難する場所を決めるなど、平時から認識を高めておく。</p>	<p>(4) 避難行動・避難場所の確認 <u>【略】</u> また、住まいや就業先、就学先の生活に関わる地域における災害ごとの指定緊急避難場所（スペース）や地域の避難場所及び広域避難場所を確認しておく。災害の状況が落ち着いた後に、災害の影響で自宅が倒壊するなど、自宅へ戻れず避難生活が必要となった時の避難先となる指定避難所を確認しておく。 <u>また、家族や地域で話し合い、予め避難する場所を決めるなど、平時から認識を高めておく</u></p>
33	本編	1		8	2	1	48	修正	<p>(5) 地域コミュニケーションの充実 <u>【略】</u> 平時から声をかけ合い、<u>火災時における初期消火</u>の方法や病人・ケガ人の避難方法などを検討しておくとともに・・・【略】</p>	<p>(5) 地域コミュニケーションの充実 <u>【略】</u> 平時から声をかけ合い、消火方法や病人・ケガ人の避難方法などを検討しておくとともに・・・【略】</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
34	本編	1		8	2	1	50	修正	<p>(6) 要配慮者の支援 【略】</p> <p>熊本市では、「熊本市災害時要援護者避難支援制度」を設けて、平成19年(2007年)10月から災害時に避難支援を必要とする方の登録と個別避難支援プランづくりを開始した。要援護者情報は、<u>本人の同意を得た上で、町内ごとの登録者名簿を民生委員、町内自治会、校区社会福祉協議会及び自主防災クラブ等の関係団体に提供し、個別避難支援プランの内容や避難経路の確認とあわせて、日常的な要援護者の見守り活動にも活用していた。</u></p> <p>一方、平成25年(2013年)の災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務化されたことを受けて、本市においても平成27年度(2015年度)から災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、<u>避難支援等に活用するよう整備している。</u></p> <p><u>令和7年度(2025年度)から、災害時要援護者避難支援制度の対象者を避難行動要支援者名簿に統合するかたちで</u>一本化するとともに、令和3年(2021年)の災害対策基本法の改正により市町村の努力義務とされた、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)の作成について、より推進していく体制を構築する。</p>	<p>(6) 要配慮者の支援 【略】</p> <p>熊本市では、「熊本市災害時要援護者避難支援制度」を設けて、平成19年(2007年)10月から災害時に避難支援を必要とする方の登録と個別避難支援プランづくりを開始した。要援護者情報は、<u>システムで管理し、本人の同意を得た上で、町内ごとの登録者名簿を民生委員、町内自治会、校区社会福祉協議会及び自主防災クラブ等の関係団体に提供し、個別避難支援プランの内容や避難経路の確認とあわせて、日常的な要援護者の見守り活動にも活用している。</u></p> <p>一方、平成25年(2013年)の災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務化されたことを受けて、本市においても平成27年度(2015年度)から災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、<u>災害が発生、または発生するおそれがある場合に、覚書の取り交しをした町内自治会等の地域団体に対して提供し、避難支援等に活用するよう整備している。</u></p> <p><u>今後は、令和7年度(2025年度)からの運用を目指し、災害時要援護者避難支援制度の対象者と避難行動要支援者を</u>一本化するとともに、令和3年(2021年)の災害対策基本法の改正により市町村の努力義務とされた、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)の作成について、より推進していく体制を構築する。</p>
35	本編	1		8	2	2	51	修正	<p>(2) 継続的な情報収集と安全確保 熊本市防災情報ポータル 市のホームページに防災に関する緊急情報を掲載します。 https://city-kumamoto.my.salesforce-sites.com/</p>	<p>(2) 継続的な情報収集と安全確保 熊本市防災情報ポータル 市のホームページに防災に関する緊急情報を掲載します。 https://city-kumamoto.secure.force.com/</p>
36	本編	1		8	2	2	52	修正	<p>(4) 避難行動時の助け合い 【略】</p> <p>自主防災クラブは、平時の防災訓練等を通し、安全な避難の仕方、避難経路、隣近所の要配慮者への支援について、住民に啓発を行い、災害発生時に住民が落ち着いて助け合いながら避難できるよう準備しておく。 <u>また、平時から避難所運営委員会と訓練を通じて連絡体制を図り、災害発生時に避難所と連携がとれるよう準備しておく。</u></p>	<p>(4) 避難行動時の助け合い 【略】</p> <p>自主防災クラブは、平時の防災訓練等を通し、安全な避難の仕方、避難経路、隣近所の要配慮者への支援について、住民に啓発を行い、災害発生時に住民が落ち着いて助け合いながら避難できるよう準備しておく。 <u>【追加】</u></p>
37	本編	1		8	3	1	54	修正	<p>(3) 互いに支え合う自主自立のまちづくりの推進 市民主体のまちづくり活動を支援し、地域の絆をより深めるとともに、高齢者や障がい者、妊産婦、<u>子ども</u>等の要配慮者への理解を促進し、災害発生時にも市民が「おたがいさま」の心で助け合える地域づくりを推進する。</p>	<p>(3) 互いに支え合う自主自立のまちづくりの推進 市民主体のまちづくり活動を支援し、地域の絆をより深めるとともに、高齢者や障がい者、妊産婦、<u>子ども</u>等の要配慮者への理解を促進し、災害発生時にも市民が「おたがいさま」の心で助け合える地域づくりを推進する。</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
38	本編	1		8	3	1	55	修正	(4) 復興を支える担い手の育成 ア 地域の担い手の発掘・育成 (7) 地域づくり活動に携わる人々の高齢化が進む中、地域の活性化のためには若い世代の担い手の育成が必要不可欠である。そこで、 <u>くまもとアプリの活用等により</u> 伝統ある地域のまつりの復活・・・	(4) 復興を支える担い手の育成 ア 地域の担い手の発掘・育成 (7) 地域づくり活動に携わる人々の高齢化が進む中、地域の活性化のためには若い世代の担い手の育成が必要不可欠である。そこで、 <u>_____</u> 伝統ある地域のまつりの復活や・・・
39	本編	1		8	3	2	56	修正	(1) 市民の災害対応力の強化 ウ 保育所や認定こども園、幼稚園、学校等で <u>子ども</u> たちの防災教育に取り組むほか、事業者のみならず、そこで働く方々の防災意識向上に向けた取組を充実していく。	(1) 市民の災害対応力の強化 ウ 保育所や認定こども園、幼稚園、学校等で <u>子ども</u> たちの防災教育に取り組むほか、事業者のみならず、そこで働く方々の防災意識向上に向けた取組を充実していく。
40	本編	1		8	3	2	56	修正	(4) 市の災害対応力の強化 ウ 事業者との災害発生時における協定締結を促進し、市・市民・事業者・地域の防災組織が一体となった効率的で効果的な災害対応体制を構築していく。 <u>なお、事業者とは訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に努めるものとする。</u>	(4) 市の災害対応力の強化 ウ 事業者との災害発生時における協定締結を促進し、市・市民・事業者・地域の防災組織が一体となった効率的で効果的な災害対応体制を構築していく。 <u>【追加】</u>
41	本編	1		8	3	3	57	修正	3 避難所運営の見直し・強化 【略】 さらに、避難所等の給水施設を活用 <u>することにより、応急給水態勢を強化する。</u>	3 避難所運営の見直し・強化 【略】 さらに、避難所等の給水施設の活用 <u>など、_____ 応急給水体制を見直す。</u>
42	本編	1		8	3	3	57	修正	(1) 避難所の指定・運営方法等の見直し ア 【略】 イ 被災者の年齢、国籍、性別及び障害の特性に関する多様性を理解し、全ての被災者がその尊厳を傷つけられないことがないように、避難所の指定のあり方や運営方法を改善する。 <u>_____</u> ウ <u>在宅避難者等の支援のための拠点設置等の在宅避難者等の支援方策や、やむを得ず車中泊避難を行う場合における専用スペースの設置等の支援方策を検討する。</u> エ 【略】 オ 【略】	(1) 避難所の指定・運営方法等の見直し ア 【略】 イ 被災者の年齢、国籍、性別及び障害の特性に関する多様性を理解し、全ての被災者がその尊厳を傷つけられないことがないように、避難所の指定のあり方や運営方法を改善する <u>とともに、在宅や車中泊等の避難者への対応について検討する。</u> 【追加】 ウ 【略】 エ 【略】
43	本編	1		8	3	3	58	修正	(3) 備蓄物資確保・物資供給体制 イ 地域が把握した指定外の避難所や在宅被災者へは、指定避難所での配給も可能とし、 <u>在宅避難者等の支援拠点や車中泊避難を行うためのスペースの設置等の検討に併せて、必要に応じた物資の補充等の支援も検討する。</u>	(3) 備蓄物資確保・物資供給体制 イ 地域が把握した指定外の避難所や在宅被災者へは、指定避難所での配給も可能とする。 <u>_____</u>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
44	本編	1		8	3	4	59	修正	(1) 生活再建に向けた支援・相談・情報提供 イ 特に、生活再建が必要な子育て家庭が、安心して <u>子ども</u> を産み育てられるような環境整備を図るとともに、子育ての不安を解消する相談体制の充実や経済的負担の軽減を図る。	(1) 生活再建に向けた支援・相談・情報提供 イ 特に、生活再建が必要な子育て家庭が、安心して <u>子ども</u> を産み育てられるような環境整備を図るとともに、子育ての不安を解消する相談体制の充実や経済的負担の軽減を図る。
45	本編	2	1	1	1	1	63	修正	【略】 【削除】	【略】 また、市は、学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを、教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する市民の理解向上に努めるものとする。
46	本編	2	1	1	1	2	63	修正	(1) 方法 ア <u>災害対策本部を構成する各部署</u> の防災従事職員のスキル向上の訓練及び研修会の実施	(1) 方法 ア <u>各局・区対策部（土木センター含む）</u> 等の防災従事職員のスキル向上の訓練及び研修会の実施
47	本編	2	1	1	1	2	64	修正	(2) 内容 【略】 イ 災害対策本部及び区役所・土木センター <u>の活動（調整・判断）及び連携強化</u> 【略】 ケ <u>年齢、国籍、性別及び障害の特性に関する多様性の理解促進に係る研修等の実施</u>	(2) 内容 【略】 イ 災害対策本部及び区役所・土木センター <u>との</u> _____ _____連携強化 【略】 【追加】
48	本編	2	1	1	1	3	64	修正	【略】 次により災害に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。 【削除】	【略】 次により災害に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。 <u>そのために地震に関する情報を市民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</u> <u>特に、津波による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や避難指示等の意味・内容の啓発活動等を市民等に対して行うものとする。また、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。</u> <u>さらに、津波に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、市民等が津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動をとることができるよう、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。なお、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
52	本編	2	1	1	2		69	修正	<p>【削除】</p> <p>地域の防災組織の育成にあたっては、いつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家庭、地域、事業者、団体等社会の様々な主体が市民運動として防災・減災のための行動をとることが必要である。</p>	<p>本計画は、市民の隣保協同の精神と連帯感に基づく地域の防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全確保に資する自主防災組織の結成・活動を促進することで、災害に備えるものである。</p> <p>地域の防災組織の育成にあたっては、いつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家庭、地域、事業者、団体等社会の様々な主体が市民運動として防災・減災のための行動をとることを目指して取り組むものとする。</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
53	本編	2	1	1	2	1	69 ～ 70	修正	<p>【削除】 (第2項のリード文と結合)</p> <p>【削除】</p> <p>このため、地域住民による防災活動を担う組織「校区防災連絡会」、「避難所運営委員会」の設立及び「自主防災組織(自主防災クラブ)」の結成を促進する必要がある。【削除】 (※文章を結合)</p> <p>【削除】</p> <p>(※文章を結合) また、事業所においても自主的な防災組織の設置は、被害軽減のために有効である。【削除】</p> <p>本市では、自主防災組織(自主防災クラブ)の結成及び育成・指導、防災資機材の助成、出前講座、地域版ハザードマップの作成・更新、リーダー研修等の活動全般の支援を行い、住民主導の地域防災体制の構築を図るとともに、日頃から地域住民への啓発活動や訓練などを積み重ねておく必要がある。【削除】</p>	<p>1 必要性</p> <p>大規模な災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な活動ができないことが予想される。このような場合には、地域住民が話し合い、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者等の要配慮者を助ける、指定緊急避難場所等で組織的に防災活動を行うこと等が、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。</p> <p>このため、地域住民による防災活動を担う組織「校区防災連絡会」、「避難所運営委員会」の設立及び「自主防災組織(自主防災クラブ)」の結成を促進する必要がある。災害時に自主防災活動をより効果的に行うためには、日頃から地域住民への啓発活動や訓練などを積み重ねておく必要がある。</p> <p>また、多数の者が利用、従事する施設又は危険物施設等で一定規模以上のものにおいては、大規模災害時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があることから、施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、法令により義務付けられていない事業所であっても、自主的な防災組織の設置は、被害軽減のために有効である。特に、大規模災害発生時には、被災者を収容するための避難所の開設が重要となる。平成28年熊本地震において、従来の市主導の災害対応では、円滑な避難所設置、運営が困難であった。その反省から、今後は、災害発生後の速やかな避難所の開設および、継続可能な避難所運営においては、地域の防災組織が中心となつての活躍が求められる。</p> <p>これらのことから、本市は、自主防災組織(自主防災クラブ)の結成及び育成・指導、防災資機材の助成、出前講座、地域版ハザードマップの作成・更新、リーダー研修等の活動全般の支援を行い、地震等による大規模災害発生時において、住民主導の地域防災体制の構築を図る必要がある。</p> <p>【資料編】3-2-1 熊本市自主防災クラブ結成・育成指導に関する要綱 3-2-2 熊本市自主防災クラブ助成要綱 3-2-3 熊本市自主防災クラブ</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
54	本編	2	1	1	2	2	70	修正	<p><u>1</u> 地域の防災組織 <u>次の組織づくりを進めるにあたっては、男女共同参画の観点から、女性の参画の拡大に努めるものとする。</u> (1) 校区防災連絡会等 <u>【削除】</u></p> <p>地域の防災組織として、【略】避難所運営委員会は、災害の発生及びそのおそれがある避難時に避難所の開設・運営を行うとともに、【略】</p>	<p><u>2</u> 地域の防災組織</p> <p>(1) 校区防災連絡会 熊本地震では、物資の受入・搬送や避難所の開設・運営など、災害時における行政による支援「公助」の限界が明らかになる一方で、多くの市民が主体となり、地域の中でつながり、「おたがいさま」の心で支えあう「自助」や「共助」がいかに重要かということに改めて実感した。そこで、「おたがいさま」で支え合う協働によるまちづくりを目指し、行政と地域の連携を強化し、災害時にも市民が地域のつながりの中で互いに支え合えるまちづくりを推進するとともに、将来、今回の震災と同じような災害が発生した場合の対応に備え、市民・地域・行政のそれぞれの災害対応力強化に取り組んでいくこととして、各指定避難所や指定避難所に準じる施設（以下「指定避難所等」という。）に、平素のうちから、原則指定避難所等の近くに居住する職員を避難所担当職員として配置することとした。この避難所担当職員は、災害発生時に市役所等には参集せず、予め決められた指定避難所等に直接参集し、避難所の開設・運営を行うものである。 また、地域の防災組織として、【略】避難所運営委員会は、災害の発生及びそのおそれがある<u>予防的</u>避難時に避難所の開設・運営を行うとともに、【略】</p>
55	本編	2	1	1	2	2	70 ～71	修正	<p>(2) 自主防災クラブ 既存の町内自治会等の自治組織を自主防災組織（自主防災クラブ）として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。 <u>【削除】</u></p> <p>【略】</p> <p>本市の自主防災クラブは、令和6年3月31日現在、743 団体が結成されている。 <u>【資料編】3-2-1 熊本市自主防災クラブ結成・育成指導に関する要綱</u> <u>3-2-2 熊本市自主防災クラブ助成要綱</u> <u>3-2-3 熊本市自主防災クラブ</u></p>	<p>(2) 自主防災クラブの<u>結成</u> 既存の町内自治会等の自治組織を自主防災組織（自主防災クラブ）として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。 <u>その際、男女共同参画の観点から、女性の参画の拡大に努めるものとする。</u></p> <p>【略】</p> <p>本市の自主防災クラブは、令和6年3月31日現在、743 団体が結成されている。 <u>【追加】</u></p>
56	本編	2	1	1	2	3	72	修正	<p><u>2</u> 事業所の自衛消防組織等</p>	<p><u>3</u> 事業所の自衛消防組織等</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
57	本編	2	1	1	2	4	73	修正	<u>3.</u> 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画）	<u>4.</u> 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画）
58	本編	2	1	1	2	4	74	修正	(5) 地域防災計画への規定 【略】 1. 秋津校区地区防災計画（2019年度） 2. 西原校区地区防災計画（2024年度） <u>3. 画図校区地区防災計画（2025年度）</u>	(5) 地域防災計画への規定 【略】 1. 秋津校区地区防災計画（2019年度） 2. 西原校区地区防災計画（2024年度） <u>【追加】</u>
59	本編	2	1	1	3	1	74	修正	第3項 防災訓練計画 市及び防災関係機関は、地域防災計画、業務継続計画（BCP）等の習熟、関係機関の連携体制の強化、市民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と市民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。 <u>【削除】</u>	第3項 防災訓練計画 市及び防災関係機関は、地域防災計画、業務継続計画（BCP）等の習熟、関係機関の連携体制の強化、市民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と市民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。 <u>特に、沿岸部については、津波に対して迅速な退避行動がとれるよう津波災害を想定した、地域住民・地域の防災組織等が参加する防災・避難訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。</u>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
61	本編	2	1	1	3	4	76	新規	<p><u>(1) 防災訓練にあたっての基本的な考え方</u> <u>ア 最小限の基盤となる訓練課目は、毎年実施</u> <u>イ 図上訓練と実動訓練の双方を毎年実施</u> <u>ウ 年度の特性（計画等改定、組織改編等）を反映させた訓練課目を実施（検証等）</u> <u>エ 国、県主催の訓練内容との接続、課目重複の回避等を考慮</u> <u>オ 各区・地域の防災力（考える力）向上のため、訓練課目（内容）は努めて各区・地域に主体的に計画させ設定（選定）</u> <u>カ 関係機関の組織的な（大規模な）参加には、調整のために1年以上を要するため、課目の設定（選定）にあたって考慮</u> <u>キ 訓練順次の考え方</u> <u>(7) 基礎的な訓練から応用的な訓練へ積み上げ</u> <u>(4) 小規模の訓練から大規模の訓練へ積み上げ</u> <u>(ウ) 単一機能（業務、活動、機関）訓練から連携訓練、総合訓練へ積み上げ</u> <u>(エ) 市職員単独訓練から関係機関との協同訓練、市民参加型訓練へ積み上げ</u></p> <p><u>(2) 総合防災訓練</u> 【略】</p>	<p>【追加】</p> <p><u>(1) 総合防災訓練</u> 【略】</p>
62	本編	2	1	1	3	4	76	修正	<p><u>(3) 大規模災害対処訓練</u></p> <p>大規模災害時の対応に向けた職員の意識向上と連絡体制の強化を図るための「職員安否確認訓練・職員参集訓練」及び避難所開設運営マニュアル・物資供給計画に基づいた「避難所開設・運営」、「物資供給」、「情報伝達」等の<u>実動訓練</u>を地域と連携して行うことにより、実践に即した市民・地域・行政の災害対応力の向上を図るものとする。</p> <p><u>また、情報の収集・評価・分析から各種災害応急対策の調整・方向性の立案並びに災害対策本部会議等の主催等の図上訓練を実施し、その調整・判断能力等の向上を図るものとする。</u></p> <p><u>さらに、災害中間支援組織と災害時の情報共有や連携のオペレーションの訓練を実施し、NPO・ボランティア等との連携強化を図るものとする。</u></p> <p><u>(4) 無線通信訓練</u> <u>(5) 小中学校等の防災訓練</u></p>	<p><u>(2) 大規模災害対処訓練（非常召集訓練、段階的訓練）</u> <u>熊本地震の経験を踏まえ震災対処実動訓練を毎年実施しており、大規模災害時の対応に向けた職員の意識向上と連絡体制の強化を図るための「職員安否確認訓練・職員参集訓練」及び避難所開設運営マニュアル・物資供給計画に基づいた「避難所開設・運営」、「物資供給」、「情報伝達」等の災害初動対応を地域と連携し訓練を行うことにより、実践に即した市民・地域・行政の災害対応力の向上を図ることとしている。</u></p> <p>【追加】</p> <p>【追加】</p> <p><u>(3) 無線通信訓練</u> <u>(4) 小中学校等の防災訓練</u></p>
63	本編	2	1	1	3	5	77	修正	<p>5 住民等の訓練</p> <p><u>地域の防災組織や事業所の自衛消防組織による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日頃から訓練の積み重ねが必要である。</u></p>	<p>5 住民等の訓練</p> <p><u>大規模地震・津波発生直後においては、地域の防災組織や事業所の自衛消防組織による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日頃から訓練の積み重ねが必要である。</u></p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
64	本編	2	1	1	3	6	77	修正	(1) 訓練の時期 「熊本地震の日」、「防災週間」、「津波防災の日」、 <u>「防災とボランティア週間」及び「熊本市消防避難訓練の日」</u> 等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選び、積極的かつ継続的に実施するものとする。	(1) 訓練の時期 「熊本地震の日」、「防災週間」、「津波防災の日」 <u>及び「防災とボランティア週間」</u> 等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選び、積極的かつ継続的に実施するものとする。
65	本編	2	1	1	4	1	78	修正	【略】 そこで、災害発生時におけるボランティアによる救援活動が円滑かつ効果的に展開できるよう、市、県、熊本市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）、熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）、日本赤十字社熊本県支部（以下「日赤県支部」という。）、熊本県共同募金会（以下「県共募」という。）、 <u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）</u> 等の連携のもと、平時から、以下の事業を積極的に推進することで体制整備を図る。	【略】 そこで、災害発生時におけるボランティアによる救援活動が円滑かつ効果的に展開できるよう、市、県、熊本市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）、熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）、日本赤十字社熊本県支部（以下「日赤県支部」という。）、熊本県共同募金会（以下「県共募」という。）、 <u>等</u> の連携のもと、平時から、以下の事業を積極的に推進することで体制整備を図る。
66	本編	2	1	1	4	1	79	修正	(2) 関係機関との協働体制の構築 ア 【略】 イ 【略】 <u>ウ 災害中間支援組織と災害時の情報共有や連携のオペレーションの訓練を実施し、NPO・ボランティア等との連携強化を図るものとする。</u>	(2) 関係機関との協働体制の構築 ア 【略】 イ 【略】 <u>【追加】</u>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」																																																								
67	本編	2	1	1	4	1	80	修正	<p>(3) ボランティアの育成、登録、体制整備 エ 県</p> <p style="text-align: center;">(令和●年●月●日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録種別</th> <th>熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度</th> <th>砂防ボランティア登録制度</th> <th>熊本県被災宅地危険度判定士認定制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録制度開始時期</td> <td>平成8年5月</td> <td>平成9年7月</td> <td>平成10年3月</td> </tr> <tr> <td>登録資格</td> <td>建築士、建築施工管理技士、特定建築物調査員、行政職員等で講習受講者</td> <td>なし (斜面判定士資格を有することが望ましい。)</td> <td>地方公共団体等の職員や1級土木施工管理技士等で、土木・建築技術に関する実務経験を有する者で講習受講者</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>1,766名</td> <td>181名</td> <td>901名</td> </tr> <tr> <td>研修の内容</td> <td>随時講習会及び実地訓練を実施</td> <td>年一回講習会及び現地研修会を開催</td> <td>随時講習会実施</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>地震による被災建築物の危険度の判定</td> <td>砂防知識の普及啓発、土砂災害警戒区域の点検、砂防施設の点検</td> <td>地震等により被災した宅地の危険度判定</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>熊本県砂防ボランティア協会(任意団体)を作っている</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">出典：熊本県地域防災計画(共通対策編)</p>	登録種別	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	砂防ボランティア登録制度	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度	登録制度開始時期	平成8年5月	平成9年7月	平成10年3月	登録資格	建築士、建築施工管理技士、特定建築物調査員、行政職員等で講習受講者	なし (斜面判定士資格を有することが望ましい。)	地方公共団体等の職員や1級土木施工管理技士等で、土木・建築技術に関する実務経験を有する者で講習受講者	登録者数	1,766名	181名	901名	研修の内容	随時講習会及び実地訓練を実施	年一回講習会及び現地研修会を開催	随時講習会実施	活動内容	地震による被災建築物の危険度の判定	砂防知識の普及啓発、土砂災害警戒区域の点検、砂防施設の点検	地震等により被災した宅地の危険度判定	その他		熊本県砂防ボランティア協会(任意団体)を作っている		<p>(3) ボランティアの育成、登録、体制整備 エ 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録種別</th> <th>熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度</th> <th>砂防ボランティア登録制度</th> <th>熊本県被災宅地危険度判定士認定制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録制度開始時期</td> <td>平成8年5月</td> <td>平成9年7月</td> <td>平成10年3月</td> </tr> <tr> <td>登録資格</td> <td>一級、二級、木造建築士、行政職員(建築職)で講習受講者</td> <td>砂防、地すべり及び急傾斜等の砂防関係の知識を有するか、土砂災害の防止に関心を持つもの</td> <td>地方公共団体等の職員や1級土木施工管理技士等で、土木・建築技術に関する実務経験を有する者で講習受講者</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>1,780名(R6.1時点)</td> <td>176名(R6.1時点)</td> <td>900名(R5.5時点)</td> </tr> <tr> <td>研修の内容</td> <td>隔年で講習会と実地訓練を交互に実施</td> <td>年一回講習会及び現地研修会を開催</td> <td>随時講習会実施</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>地震による被災建築物の危険度の判定</td> <td>砂防知識の普及啓発、土砂災害危険箇所の点検、砂防施設の点検</td> <td>地震等により被災した宅地の危険度判定</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>熊本県砂防ボランティア協会(任意団体)を作っている</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	登録種別	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	砂防ボランティア登録制度	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度	登録制度開始時期	平成8年5月	平成9年7月	平成10年3月	登録資格	一級、二級、木造建築士、行政職員(建築職)で講習受講者	砂防、地すべり及び急傾斜等の砂防関係の知識を有するか、土砂災害の防止に関心を持つもの	地方公共団体等の職員や1級土木施工管理技士等で、土木・建築技術に関する実務経験を有する者で講習受講者	登録者数	1,780名(R6.1時点)	176名(R6.1時点)	900名(R5.5時点)	研修の内容	隔年で講習会と実地訓練を交互に実施	年一回講習会及び現地研修会を開催	随時講習会実施	活動内容	地震による被災建築物の危険度の判定	砂防知識の普及啓発、土砂災害危険箇所の点検、砂防施設の点検	地震等により被災した宅地の危険度判定	その他		熊本県砂防ボランティア協会(任意団体)を作っている	
登録種別	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	砂防ボランティア登録制度	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度																																																															
登録制度開始時期	平成8年5月	平成9年7月	平成10年3月																																																															
登録資格	建築士、建築施工管理技士、特定建築物調査員、行政職員等で講習受講者	なし (斜面判定士資格を有することが望ましい。)	地方公共団体等の職員や1級土木施工管理技士等で、土木・建築技術に関する実務経験を有する者で講習受講者																																																															
登録者数	1,766名	181名	901名																																																															
研修の内容	随時講習会及び実地訓練を実施	年一回講習会及び現地研修会を開催	随時講習会実施																																																															
活動内容	地震による被災建築物の危険度の判定	砂防知識の普及啓発、土砂災害警戒区域の点検、砂防施設の点検	地震等により被災した宅地の危険度判定																																																															
その他		熊本県砂防ボランティア協会(任意団体)を作っている																																																																
登録種別	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	砂防ボランティア登録制度	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度																																																															
登録制度開始時期	平成8年5月	平成9年7月	平成10年3月																																																															
登録資格	一級、二級、木造建築士、行政職員(建築職)で講習受講者	砂防、地すべり及び急傾斜等の砂防関係の知識を有するか、土砂災害の防止に関心を持つもの	地方公共団体等の職員や1級土木施工管理技士等で、土木・建築技術に関する実務経験を有する者で講習受講者																																																															
登録者数	1,780名(R6.1時点)	176名(R6.1時点)	900名(R5.5時点)																																																															
研修の内容	隔年で講習会と実地訓練を交互に実施	年一回講習会及び現地研修会を開催	随時講習会実施																																																															
活動内容	地震による被災建築物の危険度の判定	砂防知識の普及啓発、土砂災害危険箇所の点検、砂防施設の点検	地震等により被災した宅地の危険度判定																																																															
その他		熊本県砂防ボランティア協会(任意団体)を作っている																																																																
68	本編	2	1	1	4	1	80	修正	<p>(5) ボランティアコーディネーターやボランティアリーダーの養成及び資質向上 災害発生時にボランティアの需給調整や関係期間との連絡帳を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーは被災地センターを円滑に運営するにあたって重要な役割を担っている。そこで、県社協や市社協は、平時から県や市と連携を図り、研修会などを通して災害ボランティアセンター運営者であるボランティアコーディネーター、ボランティアリーダー等を計画的に養成するとともに、</p>	<p>(5) ボランティアコーディネーターやボランティアリーダーの養成及び資質向上 災害発生時にボランティアの需給調整や関係期間との連絡帳を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーは被災地センターを円滑に運営するにあたって重要な役割を担っている。そこで、県社協や市社協は、平時から県や市と連携を図り、研修会などを通してボランティアコーディネーター、ボランティアリーダー等を計画的に養成するとともに、</p>																																																								
69	本編	2	1	1	6	2	84	修正	<p>【削除】</p>	<p>また、平成30年7月豪雨を受け、中央防災会議において、避難対策の強化について検討され、平成31年3月に、「避難勧告等に関するガイドライン」が改定された。 この中で、平成30年7月豪雨では、様々な防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため多くの住民が避難行動に移せない状況であったことから、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援することとなった。これを受け、本市においても警戒レベルを用いた避難指示等の発令を行うこととした。</p>																																																								

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
70	本編	2	1	2	1	1	86	修正	1 防災拠点施設_____【略】	1 防災拠点施設の整備【略】
71	本編	2	1	2	1	7	92	修正	(4) 防災倉庫等における資機材などの整備 市が災害時に救助を実施するうえで必要な資機材、非常食糧及び生活物資については、防災倉庫、備蓄倉庫、分散備蓄倉庫等に整備している。	(4) 倉庫等における資機材などの整備 市が災害時に救助を実施するうえで必要な資機材、非常食糧及び生活物資については、防災倉庫、備蓄倉庫、分散備蓄倉庫等に整備している。
72	本編	2	1	2	1	8	93	修正	(1) 基本の方針 【略】 エ 各避難所運営委員会_____は、指定避難所をはじめ校区内の避難・被災者の情報把握に努め、物資ニーズをタブレット等により発注し、災害対策本部と連携し物資供給を行う体制を整備する。	(1) 基本の方針 【略】 エ 各避難所運営委員会及び各区避難対策班は、指定避難所をはじめ校区内の避難・被災者の情報把握に努め、物資ニーズをタブレット等により発注し、災害対策本部と連携し物資供給を行う体制を整備する。
73	本編	2	1	2	1	9	94	修正	(1) 災害対策用貯水施設の整備 _____緊急時の飲料水を確保するとともに、_____給水車等への充水作業の円滑化を図るため、 <u>主要な配水池や調整池に設置している緊急遮断弁及び給水塔の維持管理に努める。</u>	(1) 災害対策用貯水施設の整備 <u>主要な配水池や調整池に緊急遮断弁を設置し、</u> 緊急時の飲料水を確保するとともに、 <u>給水塔の設置等による給水車</u> への充水作業の円滑化を図るための <u>整備を行う。</u>
74	本編	2	1	2	1	10	95	修正	二次災害的に発生する火災から住民を守るため、消火栓の整備を図るとともに、消火栓使用不能に備え、防火水槽の設置 <u>の推進と耐震性貯水槽の適正な管理を行う。</u> また、自然水利を有効に活用するため、水利部署が可能な場所の把握を行う。	二次災害的に発生する火災から住民を守るため、消火栓の整備を図るとともに、消火栓使用不能に備え、防火水槽の設置 <u>及び耐震性貯水槽の整備を進める。</u> また、自然水利を有効に活用するため、水利部署が可能な場所の把握を行う。
75	本編	2	1	3	4	3	98	修正	(1) 公設消火栓 公設消火栓は各配水系統の上水道に設けられたもので次のとおりである。 ア 設置数： <u>18,577</u> 基	(1) 公設消火栓 公設消火栓は各配水系統の上水道に設けられたもので次のとおりである。 ア 設置数： <u>18,292</u> 基
76	本編	2	1	3	4	3	99	修正	(2) 防火水槽 令和7年4月1日現在 公設 <u>834</u> 施設 <u>960</u> 計 <u>1,794</u>	(2) 防火水槽 令和6年4月1日現在 公設 <u>823</u> 施設 <u>960</u> 計 <u>1,783</u>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
77	本編	2	1	4	1	1	103	修正	(6) 救急医療体制 阪神・淡路大震災や東日本大震災のような広域的災害の場合、どの医療機関がどの程度の損壊を受けるのか予測することは不可能である。そこで、災害時救急医療の拠点となる医療機関として公的医療機関を中心に災害拠点病院 <u>(P87、152 参照)</u> を指定するとともに、市内の医療機関で受け入れが困難な重症患者は、熊本県と連携を図りヘリコプター等を用いて広域搬送を実施する。	(6) 救急医療体制 阪神・淡路大震災や東日本大震災のような広域的災害の場合、どの医療機関がどの程度の損壊を受けるのか予測することは不可能である。そこで、災害時救急医療の拠点となる医療機関として公的医療機関を中心に災害拠点病院 <u>(P91、159 参照)</u> を指定するとともに、市内の医療機関で受け入れが困難な重症患者は、熊本県と連携を図りヘリコプター等を用いて広域搬送を実施する。
78	本編	2	1	4	1	1	103	修正	(7) 道路橋梁、河川対策 緊急輸送道路等を中心に道路や橋梁等の防災・減災化を図る為、「市無電柱化推進計画」に基づく整備、「市橋梁耐震補強計画」 <u>に基づく耐震化及びアンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等</u> を推進する。	(7) 道路橋梁、河川対策 緊急輸送道路等を中心に道路や橋梁等の防災・減災化を図る為、「市無電柱化推進計画」に基づく整備、「市橋梁耐震補強計画」 <u>に基づく耐震化</u> を推進する。
79	本編	2	1	4	1	2	105	修正	(4) 自動車・自転車違法駐車対策 ア 交通安全教育 高齢者、 <u>子ども</u> 、その保護者を対象に、歩行者及び自転車利用者としての安全教育を実施する。	(4) 自動車・自転車違法駐車対策 ア 交通安全教育 高齢者、 <u>子ども</u> 、その保護者を対象に、歩行者及び自転車利用者としての安全教育を実施する。
80	本編	2	1	4	1	3	106	修正	(1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進 【略】 本市では多くの被害を受けた平成28年（2016年）熊本地震による教訓を生かし、 <u>令和3年（2021年）4月に改訂</u> した「熊本市建築物耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。	(1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進 【略】 本市では多くの被害を受けた平成28年（2016年）熊本地震による教訓を生かし、 <u>令和4年（2022年）10月に改訂</u> した「熊本市建築物耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。
81	本編	2	1	4	1	6	109	削除	(4) 避難路の安全確保 ウ ライフライン施設等に係る防災措置 (ウ) 電力施設 避難路の安全を確保するため次の措置を講ずる。 a 設備構築 ・ <u>電気設備技術基準、及びその他の関係法令に基づき設備を構築し、避難路の安全を確保する。</u> <u>【削除】</u> <u>【削除】</u> <u>【削除】</u>	(4) 避難路の安全確保 ウ ライフライン施設等に係る防災措置 (ウ) 電力施設 避難路の安全を確保するため次の措置を講ずる。 a 設備強化 <u>【追加】</u> <u>・避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。</u> <u>・電線の混触による短絡断線防止策として、絶縁電線を使用する。</u> <u>・柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空気中開閉器を使用する。</u>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
82	本編	2	1	4	2	1	111	修正	(1) 道路環境の整備 表「熊本市で整備中の主要幹線道路」 (都)坪井龍田陣内線 (都)池田町花園線 【削除】 (一) 砂原四方寄線 (池上工区) (一) 池上インター線 (池上工区) (一) <u>砂原四方寄線 (砂原工区)</u> 国道 501 号 (飽田バイパス) (一) 天明川尻線 (海路口工区) など	(1) 道路環境の整備 表「熊本市で整備中の主要幹線道路」 (都)坪井龍田陣内線 (都)池田町花園線 (都) <u>パイン通り線</u> (一) 砂原四方寄線 (池上工区) (一) 池上インター線 (池上工区) 【追加】 国道 501 号 (飽田バイパス) (一) 天明川尻線 (海路口工区) など
83	本編	2	1	4	2	4	114	修正	(1) 主要施設耐震化の推進 【略】また、 <u>配水池と防災拠点 (災害拠点病院・市役所本庁舎・上下水道局庁舎等) をつなぐ上水道管路や施設の更新や耐震化を進めるものとする。</u>	(1) 主要施設耐震化の推進 【略】また、 <u>施設の耐震診断に基づく年次計画により、耐震補強や緊急遮断弁設置等の整備を推進する。特に配水池と防災拠点 (災害拠点病院・市役所本庁舎・上下水道局庁舎等) をつなぐ上水道管路や施設の更新や耐震化を進めるものとする。</u>
84	本編	2	1	4	5	3	121	修正	【関連部局】 都市建設局 消防局	【追加】
85	本編	2	1	4	5	3	121 ~122	修正	3 災害危険地域の指定 県が指定する洪水、地すべり及び <u>高潮</u> 等により、災害発生のおそれがある <u>災害危険地域について</u> 、行為規制等の必要な措置を講ずるための <u>危険区域の巡視等災害予防上必要な措置について</u> 定めるものとする。 (1) 災害危険地域の現況 ア 土砂災害警戒区域等指定区域 イ 河川、海岸及び重要水防箇所等 【資料編】4-1 土砂災害警戒区域等、 4-2 <u>山腹崩壊危険地区、</u> 4-3 <u>崩壊土砂流出危険地区、</u> 4-4 <u>地すべり防止区域、</u> 4-5 <u>がけ崩れ危険箇所、</u> 4-6 砂防指定地、 4-7 重要水防区間及び箇所、 4-8 重要水防施設、4-9 海岸、 4-10 道路冠水・落石・崩壊	3 災害危険地域の指定 この計画は、洪水、地すべり、 <u>がけ崩れ、高潮、津波</u> 等により、災害発生のおそれがある <u>地域を指定して</u> 、行為規制等の必要な措置を講ずるための <u>現況調査及び危険区域の巡視等災害予防上必要な措置について</u> 定めるものとする。 (1) 災害危険地域の現況 ア 土砂災害警戒区域等指定区域 イ 河川、海岸及び重要水防箇所等 【資料編】4-1 土砂災害警戒区域等、 【追加】 【追加】 【追加】 【追加】 4-6 砂防指定地、 4-7 重要水防区間及び箇所、 4-8 重要水防施設、4-9 海岸、 4-10 道路冠水・落石・崩壊

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
86	本編	2	1	4	5	3	122	修正	<p>(3) 危険地域の予防査察等</p> <p><u>ア 水防関係</u> 市は、県知事から水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、災害危険地域について、河川、海岸及び堤防等の巡視を行うものとし、また、消防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。</p> <p><u>イ 防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により危険地域の指定から外されている場合においても、異常な水位（潮位）の上昇により破堤・越波等の発生するおそれもあるため、警戒、巡視等においては、従来からリストアップされた危険地域だけでなく、水位（潮位）と堤防等の高さを比較のうえ適切に対応するものとする。</u> なお、通報その他災害予防上必要な事項については、熊本市水防計画の定めるところによる。</p> <p><u>ウ 地すべり、がけ崩れ関係</u> 地すべり等防止法により市では、松尾町要江等2箇所が山地の地すべりとして指定されているが、その他の地すべり、がけ崩れが予想される地区を巡回し、また住民からの連絡、通報とあわせて、事前に住民の避難指定等適切な措置をとるよう努めるものとする。</p> <p><u>【削除】</u></p>	<p>(3) 危険地域の予防査察等</p> <p><u>【追加】</u></p> <p><u>【追加】</u></p> <p><u>ア 地すべり、がけ崩れ関係</u> 地すべり等防止法により市では、松尾町要江等2箇所が山地の地すべりとして指定されているが、その他の地すべり、がけ崩れが予想される地区を巡回し、また住民からの連絡、通報とあわせて、事前に住民の避難指定等適切な措置をとるよう努めるものとする。</p> <p><u>イ 水防関係</u> このことについては、水防計画（津波関係）の定めるところによるものとする。</p>
87	本編	2	1	4	7	5	127	修正	<p><u>【関連部局】</u> <u>環境局</u></p>	<p><u>【追加】</u></p>
88	本編	2	1	5			128	修正	<p>災害から市民等の生命・身体等の安全を守るとともに、二次災害の回避及び住居等が被災した場合の一時的な生活空間を確保するため、必要な避難場所や避難所の選定や整備等について定めるものとする。</p> <p>計画にあたっては、熊本地震における課題等を踏まえ、被災者の年齢、国籍、性別及び障害の特性に関する多様性を理解し、全ての被災者がその尊厳を傷つけられることがないよう、避難所の指定の在り方や運営方法を改善する。また、「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会 とりまとめ」（内閣府：令和6年6月）を受け、「場所（避難所）の支援から人（避難者等）の支援へ」の基本的な考え方の転換のもと、在宅や車中泊等の避難者への対応に関する検討を進める。</p>	<p>災害から市民等の生命・身体等の安全を守るとともに、二次災害の回避及び住居等が被災した場合の一時的な生活空間を確保するため、必要な避難場所や避難所の選定や整備等について定めるものとする。</p> <p>計画にあたっては、熊本地震における課題等を踏まえ、被災者の年齢、国籍、性別及び障害の特性に関する多様性を理解し、全ての被災者がその尊厳を傷つけられることがないよう、避難所の指定の在り方や運営方法を改善するとともに、</p> <p>在宅や車中泊等の避難者への対応に配慮するものとする。</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
89	本編	2	1	5	1	1	129	修正	<p>(2) 避難生活する避難所 イ 福祉避難所（福祉子ども避難所含む） 災害対策基本法に規定される災害が発生し、災害救助法が適用された場合に、必要に応じ、<u>各指定避難所や指定避難所に準じる施設（以下「指定避難所等」という。）</u>での生活が困難な高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等、特に配慮を要する者を対象に滞在させることを想定した二次的な避難所であり、協定の締結団体に加入する社会福祉施設等に設置する。 福祉子ども避難所は、共同生活が困難な障がい児等及びその家族のため、必要な配慮と支援体制の整った市内にある特別支援学校と協定を締結し<u>確保</u>している。</p>	<p>(2) 避難生活する避難所 イ 福祉避難所（福祉子ども避難所含む） 災害対策基本法に規定される災害が発生し、災害救助法が適用された場合に、必要に応じ、<u>指定避難所等</u>での生活が困難な高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等、特に配慮を要する者を対象に滞在させることを想定した二次的な避難所であり、協定の締結団体に加入する社会福祉施設等に設置する。 福祉子ども避難所は、共同生活が困難な障がい児等及びその家族のため、必要な配慮と支援体制の整った市内にある特別支援学校と協定を締結し<u>指定</u>している。</p>
90	本編	2	1	5	1	2	129	修正	<p>2 避難場所及び避難所の指定基準 避難場所及び避難所の拡充・補完については、下記の基準と地域的特性を総合的に考慮し、指定の可否を判断する。 (1) <u>避難場所及び避難所</u> <u>ア 指定の基準</u> <u>ア</u> 土砂災害などの二次災害のおそれがないこと。 <u>イ</u> 安全な避難経路が確保できること。 <u>ロ</u> 一時的に宿泊滞在が可能な建物等が確保できること。 <u>エ</u> 救援物資等の輸送経路が確保できること。 <u>オ</u> 水道、トイレ、電話等の施設が整っていること。 <u>カ</u> 夜間休日等を含め利用できること。 <u>キ</u> 耐災害性（耐震・耐火・耐水害等）が確保されていること。 <u>イ</u> 災害種別の避難場所 市が指定した災害種別・区分別の避難場所は、【資料編】10 避難対策を参照。</p>	<p>2 避難場所及び避難所の指定基準 避難場所及び避難所の拡充・補完については、下記の基準と地域的特性を総合的に考慮し、指定の可否を判断する。 (1) <u>指定の基準</u> <u>ア</u> 土砂災害などの二次災害のおそれがないこと。 <u>イ</u> 安全な避難経路が確保できること。 <u>ロ</u> 一時的に宿泊滞在が可能な建物等が確保できること。 <u>エ</u> 救援物資等の輸送経路が確保できること。 <u>オ</u> 水道、トイレ、電話等の施設が整っていること。 <u>カ</u> 夜間休日等を含め利用できること。 <u>キ</u> 耐災害性（耐震・耐火・耐水害等）が確保されていること。 (2) 災害種別の避難場所 市が指定した災害種別・区分別の避難場所は、【資料編】10 避難対策を参照。</p>
91	本編	2	1	5	1		129	新規	<p><u>3 ペット同伴避難場所の拡充</u> <u>市有施設をはじめ、民間企業とも連携しペット同伴避難場所の拡充に取り組む。</u> <u>4 福祉避難所（福祉子ども避難所含む）の拡充等</u></p>	<p><u>【新規】</u> <u>3 福祉避難所（福祉子ども避難所含む）の拡充等</u></p>
92	本編	2	1	5	1	3	129	修正	<p><u>4 福祉避難所（福祉子ども避難所含む）の拡充等</u> 高齢者や障がい者、妊産婦、<u>子ども</u>等、避難所等で生活に支障がある方々に対して、その家族や支援者も含め、十分な配慮（障がい者等にあつては障害者差別解消法に基づく合理的配慮）をするとともに、指定避難所における福祉避難室の整備、更に福祉避難所（福祉子ども避難所含む）を拡充し、開設訓練の充実等を図ることなどにより、発災直後から円滑に運用できるよう体制構築に取り組むものとする。</p>	<p><u>3 福祉避難所（福祉子ども避難所含む）の拡充等</u> 高齢者や障がい者、妊産婦、<u>子ども</u>等、避難所等で生活に支障がある方々に対して、その家族や支援者も含め、十分な配慮（障がい者等にあつては障害者差別解消法に基づく合理的配慮）をするとともに、指定避難所における福祉避難室の整備、更に福祉避難所（福祉子ども避難所含む）を拡充し、開設訓練の充実等を図ることなどにより、発災直後から円滑に運用できるよう体制構築に取り組むものとする。</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
93	本編	2	1	5	1	4	130	削除	<p><u>【削除】</u></p> <p>※記載内容の位置は、第2部第1章第5節第2項2(7)に目下を新設して転記。</p>	<p><u>4 避難所における感染症対策</u></p> <p>令和5年(2023年)5月8日からの新型コロナウイルス感染症の感染 症法上の位置づけの変更に伴い、日常における基本的な感染対策について は、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本と なった。しかし、手洗い等の手指衛生や換気は、感染症の基本的感染対策 として有効であり、また、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い 者は、換気の悪い場所や、不特定多数の者がいるような混雑した場所、近 接した会話を避けることが感染症対策として有効(避けられない場合はマ スク着用が有効)である。</p> <p>そのため、避難所における呼吸器系の感染症への対策として、マスクや 手指消毒液をはじめ感染対策として必要な物資を確保し、避難所内の適切 な換気を実施するとともに、避難者の十分なスペースを確保することとす る。</p> <p>併せて、避難者に検温や問診を行うなど避難者の健康状態を確認するこ と、避難所内の清掃や消毒、清潔保持等、衛生管理を適切に行うこと、感 染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室を確保する ことが適切であること等、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、感染症 患者や発熱者への対応等に取り組むこととする。</p>
94	本編	2	1	5	2	2	131	修正	<p><u>(7) 感染症対策</u></p> <p>避難所における呼吸器系の感染症への対策として、マスクや手指消毒液 をはじめ感染対策として必要な物資を確保し、避難所内の適切な換気を実 施するとともに、避難者の十分なスペースを確保することとする。</p> <p>併せて、避難者の体温測定や体調の記録を行うなど健康状態を確認する こと、避難所内の清掃や消毒、清潔保持等、衛生管理を適切に行うこと、 感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室を確保す ることが適切であること等、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、感染 症患者や発熱者への対応等に取り組むこととする。</p>	<p><u>【追加】</u></p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項目	ページ	区分	「新」	「旧」
95	本編	2	1	5		131	新規	<p><u>第4項 避難誘導体制の整備</u></p> <p><u>1 市は、地域住民が円滑に避難できるよう、区対策部と施設管理者と連携し、自主防災クラブ、町内自治会、消防団等による避難誘導体制の整備に努めるものとする。</u> <u>このため、市は地域住民とワークショップを通じた「地域版ハザードマップ」の作成に取り組み、自主的な避難意識の啓発と普及及び避難訓練等の促進を図る。</u> <u>また、市は、災害時に自ら避難をすることが困難な方（避難行動要支援者）の実効性のある避難支援体制づくりを行うため、避難行動要支援者の名簿を整備し、その外部提供に関し同意のある方の情報を平常時から地域団体等へ提供するとともに、優先度が高い避難行動要支援者については、福祉専門職の参画などにより、迅速かつ効果的な個別避難計画の作成を推進する。</u></p> <p><u>2 広域避難及び被災者の搬送</u> <u>市、県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結、熊本連携中枢都市圏の近隣市町村との広域的な避難体制の構築や、被災者の搬送が円滑に実施されるよう搬送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</u> <u>また、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するものとする。</u></p> <p><u>3 施設管理者対策</u> <u>病院、工場、事業所、デパート、駅等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、市、消防機関、警察等との綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。</u></p> <p><u>4 児童生徒等の対策</u> <u>市、県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。</u> <u>また、市は、小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市相互間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p><u>第5項 避難指示等の発令の判断基準の整理</u></p>	<p><u>【新規】</u> <u>※第2部第1章第5節第6項2を転記（一部修正）</u></p> <p>※第2部第1章第5節第5項2を転記</p> <p>※第2部第1章第5節第5項3を転記</p> <p>※第2部第1章第5節第5項4を転記</p> <p><u>第4項 避難指示等の発令の判断基準の整理</u></p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
96	本編	2	1	5	5		132	修正	<p>第6項 避難場所及び避難方法等の事前周知</p> <p><u>1</u> 市 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 指定緊急避難場所、指定避難所等の名称及び場所</p> <p>(3) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路</p> <p>(4) 【略】</p> <p>(5) 【略】</p> <p>(6) <u>車中泊避難の注意事項</u> (車中泊のリスク、短期限定の避難、エコノミークラス症候群の防止策)</p> <p>なお、住民、地域の防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参加のもと、上述の(1)～(6)の内容等を記載した、【略】</p> <p>(7) 【略】</p> <p>(8) 【略】</p> <p>(9) 【略】</p> <p>(10) 【略】</p> <p>(11) 【略】</p> <p>(12) 【略】</p> <p>(13) 【略】</p> <p>(14) 【略】</p> <p>(15) 【略】</p> <p><u>2</u> 住民 住民は<u>1</u>(1)～(6)の内容や、家族との 【略】</p>	<p>第5項 避難場所及び避難方法等の事前周知</p> <p><u>1</u> <u>指定緊急避難場所等の周知徹底</u></p> <p>(1) 市 【略】</p> <p><u>ア</u> 【略】</p> <p><u>イ</u> 指定緊急避難場所、指定避難所等の名称及び場所</p> <p><u>ウ</u> 指定緊急避難場所、指定避難所への経路</p> <p><u>エ</u> 【略】</p> <p><u>オ</u> 【略】</p> <p><u>【追加】</u></p> <p>なお、住民、地域の防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参加のもと、上述の<u>ア～オ</u>の内容等を記載した、【略】</p> <p><u>カ</u> 【略】</p> <p><u>キ</u> 【略】</p> <p><u>ク</u> 【略】</p> <p><u>ケ</u> 【略】</p> <p><u>コ</u> 【略】</p> <p><u>サ</u> 【略】</p> <p><u>シ</u> 【略】</p> <p><u>ス</u> 【略】</p> <p><u>セ</u> 【略】</p> <p>(2) 住民 住民は(1)<u>ア～オ</u>の内容__、家族との 【略】</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
97	本編	2	1	5	5	2	133	削除	<p>【削除】</p> <p>※第2部第1章第5節に第4項を新設し転記</p>	<p><u>2 広域避難及び被災者の搬送</u> <u>市、県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結、熊本連携中枢都市圏の近隣市町村との広域的な避難体制の構築や、被災者の搬送が円滑に実施されるよう搬送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。ととも、県と連携して広域避難計画の作成を検討する。</u> <u>また、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するものとする。</u></p> <p><u>3 施設管理者対策</u> <u>病院、工場、事業所、デパート、駅等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、市、消防機関、警察等との綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。</u></p> <p><u>4 児童生徒等の対策</u> <u>市、県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。</u> <u>また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市相互間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</u></p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
98	本編	2	1	5	6		133 ~134	修正	<p>第7項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営体制の整備</p> <hr/> <p><u>風水害、地震等による</u> 災害が発生した<u>場合</u>、または特別警報級の発表のおそれがあり<u>風水害による予防的避難が必要で</u>、本市から予防的避難所の運営等について<u>協力を求める</u>場合、指定緊急避難場所及び指定避難所の迅速かつ円滑な開設・運営が行えるよう、次の方針により体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>※避難所の開設・運営に関する詳細については、「避難所開設・運営マニュアル」参照。</u></p> <p>※予防的避難に関する詳細については、「予防的避難時の避難場所開設・運営マニュアル」参照。</p> <p>【削除】</p>	<p>第6項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営体制の整備</p> <p>1 突発的かつ大規模な災害の発生、または本市からの協力の求めがあった場合 東日本大震災や熊本地震のように突発的かつ大規模な災害の発生<u>_____</u>、または特別警報級の発表のおそれがあり<u>_____</u>、本市から予防的避難所の運営等について<u>協力の求めがあった場合</u>、指定緊急避難場所及び指定避難所の迅速かつ円滑な開設・運営が行えるよう、次の方針により体制の整備に努めるものとする。</p> <hr/> <p>※予防的避難に関する詳細については、「予防的避難時の避難場所開設・運営マニュアル」参照。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【突発的かつ大規模な災害】 ○震度6弱以上の地震が発生した場合 ○災害対策本部長（市長）が指示する場合 【本市から校区防災連絡会等に対する協力の求めがある災害】※ ○特別警報級の警報が発表または発表が見込まれ、大規模な災害が発生するおそれがある場合 ※ハザードマップ等で安全が確認できた指定避難所等を開設する</p> </div>
99	本編	2	1	5	6	1	136 ~138	修正	<p>【削除】</p>	<p>(2) 「校区防災連絡会」・「避難所運営委員会」の設立の流れと役割 【略】</p> <p>(3) 避難所運営に関わる組織・ひとの役割 【略】</p> <p>(4) 避難所開設・運営マニュアルの作成 【略】</p>
100	本編	2	1	5	6	2	138	削除	<p>【削除】</p> <p>※第2部第1章第5節に第4項を新設し転記</p>	<p>市は、地域住民が円滑に避難できるよう、区対策部と施設管理者と連携し、自主防災クラブ、町内自治会、消防団等による避難誘導体制の整備に努めるものとする。</p> <p>このため、市は地域住民とワークショップを通じた地域版ハザードマップの作成に取り組み、自主的な避難意識の啓発と普及及び避難訓練等の促進を図る。</p> <p>また、市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等の推進に努めるものとする。特に避難行動の支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別計画の策定に努める。</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
101	本編	2	1	5	7		138	削除	<u>【削除】</u>	<u>第7項 避難所におけるボランティア等の受入</u> 市、県は、避難所でのボランティア等の活用が図れるよう、平時から、 <u>避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておくものとする。</u>
102	本編	2	1	5	8		138	修正	市は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に配慮して、公園等の公有地を第一に予定地とし、建設型応急住宅建設予定地の確保を行っておくものとする。 <u>特に、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意することとする。</u>	市は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に配慮して、公園等の公有地を第一に予定地とし、建設型応急住宅建設予定地の確保を行っておくものとする。 <u>【追加】</u>
103	本編	2	1	5	9	3	140	修正	3 避難所等の提供 <大規模災害時における帰宅困難者一時滞在施設> ○ <u>熊本桜町ビル</u> （帰宅困難者の受入可能人数：約 11,000 人） ○熊本駅周辺地区（帰宅困難者の受入可能人数：約 1,800 人）	3 避難所等の提供 <大規模災害時における帰宅困難者一時滞在施設> ○ <u>桜町再開発施設</u> （帰宅困難者の受入可能人数：約 11,000 人） ○熊本駅周辺地区（帰宅困難者の受入可能人数：約 1,800 人）
104	本編	2	1	5	9		140	新規	<u>4 輸送の支援</u> <u>公共交通機関の運行停止が長期化する場合の運行可能な端末地までの輸送支援等について検討するものとする。</u> <u>5 情報提供体制の整備</u> 【略】 <u>6 安否確認の支援</u> 【略】 <u>7 徒歩帰宅者に対する支援</u> 【略】	<u>【新規】</u> <u>4 情報提供体制の整備</u> 【略】 <u>5 安否確認の支援</u> 【略】 <u>6 徒歩帰宅者に対する支援</u> 【略】

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
105	本編	2	1	6	1		141	修正	<p>第1項 <u>避難行動要支援者</u>支援の取組</p> <p>本市では、「熊本市災害時要援護者避難支援制度」を設けて、平成19年(2007年)10月から災害時に避難支援を必要とする方の登録と個別避難支援プランづくりを開始した。要援護者情報は<u>本人</u>の同意を得た上で、町内ごとの登録者名簿を民生委員・<u>児童委員</u>、町内自治会、校区社会福祉協議会及び自主防災クラブ等の関係団体に提供し、個別避難支援プランの内容や避難経路の確認とあわせて、日常的な要援護者の見守り活動にも活用して<u>いた</u>。</p> <p>一方、平成25年(2013年)の災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務化されたことを受けて、本市においても平成27年度(2015年度)から災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、<u>避難支援</u> <u>等に活用するよう整備している。</u></p> <p><u>令和7年度(2025年度)から</u>、災害時要援護者避難支援制度の対象者を<u>避難行動要支援者名簿に統合するかたちで</u>一本化するとともに、令和3年(2021年)の災害対策基本法の改正により市町村の努力義務とされた、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)の作成について、より推進していく体制を構築する。</p>	<p>第1項 <u>本市</u>の避難行動要支援者<u>等</u>支援の取組</p> <p>本市では、「熊本市災害時要援護者避難支援制度」を設けて、平成19年(2007年)10月から災害時に避難支援を必要とする方の登録と個別避難支援プランづくりを開始した。要援護者情報は<u>システムで管理し</u>、本人の同意を得た上で、町内ごとの登録者名簿を民生委員<u>、</u>町内自治会、校区社会福祉協議会及び自主防災クラブ等の関係団体に提供し、個別避難支援プランの内容や避難経路の確認とあわせて、日常的な要援護者の見守り活動にも活用して<u>いる。</u></p> <p>一方、平成25年(2013年)の災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務化されたことを受けて、本市においても平成27年度(2015年度)から災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、<u>災害が発生、または発生するおそれがある場合に、</u><u>覚書の取り交しをした町内自治会等の地域団体に対して提供し、</u>避難支援に活用するよう整備している。</p> <p><u>今後は、</u>令和7年度(2025年度)からの<u>運用を目指し</u>、災害時要援護者避難支援制度の対象者と避難行動要支援者を<u>一本</u>化するとともに、令和3年(2021年)の災害対策基本法の改正により市町村の努力義務とされた、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)の作成について、より推進していく体制を構築する。</p>
106	本編	2	1	6	2		141	修正	<u>【削除】</u>	<u>第2項「要配慮者」、「災害時要援護者」、「避難行動要支援者」の定義と関係</u>
107	本編	2	1	6	2	1	141	修正	<p>要配慮者とは、<u>災害対策基本法第8条第2項第15号に定める高齢者、障害者、乳幼児のほか、妊婦、外国人等の防災施策において特に配慮を要する者とする</u>。</p> <p><u>【削除】</u></p>	<p>要配慮者<u>は</u>、「<u>災害の危険にさらされたとき、最も危険なのは高齢者や障がい者、乳幼児等の自力で避難することが困難な人</u>」と定義し、次に掲げる方を対象とする。</p> <p><u>【略】</u></p>
108	本編	2	1	6	2	2	142	修正	<u>【削除】</u>	<u>2 災害時要援護者</u> <u>【略】</u>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
109	本編	2	1	6	2	3	142	修正	<p><u>2. 避難行動要支援者</u> 避難行動要支援者は、災害対策基本法第49条関連及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月（令和3年5月改定）」）に基づき、次に掲げる方を対象とする。 【削除】</p>	<p><u>3. 避難行動要支援者</u> 避難行動要支援者は、災害対策基本法第49条関連及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月（令和3年5月改定）」）に基づき、次に掲げる方を対象とする。 ○要介護認定3～5を受けている者 ○身体障害者手帳1、2級を所持している者 ○療育手帳Aを所持している者 ○精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持している者 ○指定難病医療受給者</p> <p>なお、令和7年度（2025年度）から、災害時要援護者避難支援制度と一本化することから、令和7年（2025年）1月1日時点で作成する避難行動要支援者名簿から、要配慮者のうち次に掲げる方を対象とする。</p>
110	本編	2	1	6	3		143	修正	<p>【削除】</p>	<p><u>第3項 避難行動要支援者の避難支援体制の整備</u> 令和7年度（2025年度）から、災害時要援護者避難支援制度の対象者と避難行動要支援者を一本化するため、本項は、令和7年度（2025年度）以降の運用について定めるもの。なお、令和6年度（2024年度）は、「熊本市避難行動要支援者支援計画」（平成27年5月（令和5年（2023年）5月一部改定））に従い、運用するものとする。</p>
111	本編	2	1	6	3	1	143	修正	<p><u>3. 避難行動要支援者名簿</u> （1）名簿の作成及び共有 市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、前<u>且</u>に掲げる避難行動要支援者の<u>名簿を作成し、庁内関係部署において共有する。</u> （2）名簿の作成方法等 名簿は、<u>所管する部署から</u>避難行動要支援者に該当する者に係る個人情報（災害対策基本法第49条の10第2項に規定されている事項に限る）の<u>提供を受け、作成する。</u> 【略】 （4）名簿の更新 名簿は<u>、年1回以上更新する。</u></p>	<p><u>1. 避難行動要支援者名簿</u> （1）名簿の作成及び共有 市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、前<u>項</u>に掲げる避難行動要支援者に<u>熊本市災害時要援護者避難支援制度登録者を加えた</u>名簿を作成し、庁内関係部署において共有する。 （2）名簿の作成方法等 名簿は、<u>健康福祉政策課が</u>避難行動要支援者に該当する者に係る個人情報（災害対策基本法第49条の10第2項に規定されている事項に限る）を<u>所管する部署から</u>提供を受け、作成する。 【略】 （4）名簿の更新 名簿は<u>健康福祉政策課が</u>、年1回以上更新する。</p>
112	本編	2	1	6	3	2	143	修正	<p><u>4. 個別避難計画</u> 【略】</p>	<p><u>2. 個別避難計画</u> 【略】</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
113	本編	2	1	6	3	3	144	修正	<p><u>5</u> 名簿情報及び個別避難計画情報の提供</p> <p>(1) 避難支援等関係者 災害対策基本法49条の11第2項に基づく避難支援等関係者は、次のとおりとする。</p> <p>ア 消防機関 イ 熊本県警察 ウ 民生委員・児童委員 エ 熊本市社会福祉協議会 オ 自主防災<u>クラブ</u> <u>カ 町内自治会</u> <u>キ 校区社会福祉協議会</u> <u>ク 校区防災連絡会</u> <u>ケ 高齢者支援センターささえりあ (地域包括支援センター)</u> <u>コ 障がい者相談支援センター</u> <u>サ その他の避難支援等の実施に携わる関係者として市長が認める者</u></p>	<p><u>3</u> 名簿情報及び個別避難計画情報の提供</p> <p>(1) 避難支援等関係者 災害対策基本法49条の11第2項に基づく避難支援等関係者は、次のとおりとする。</p> <p>ア 消防機関 イ 熊本県警察 ウ 民生委員・児童委員 エ 熊本市社会福祉協議会 オ 自主防災<u>組織</u> <u>【追加】</u></p> <p><u>カ</u> その他の避難支援等の実施に携わる関係者_____</p>
114	本編	2	1	6	3	3	145	修正	<p>(2) 名簿情報及び個別避難計画情報の提供</p> <p>【略】 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要がある<u>と認める</u>ときは、災害対策基本法第49条の11第3項及び第49条の15第3項に基づき、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報等を提供する。 <u>【削除】</u></p>	<p>(2) 名簿情報及び個別避難計画情報の提供</p> <p>【略】 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要がある_____ときは、災害対策基本法第49条の11第3項及び第49条の15第3項に基づき、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報等を提供する。 <u>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合として、名簿情報等を提供する時期は次の条件を目安とする。</u> <u>ア 熊本市域に震度6弱以上の地震が発生し、市が支援活動の必要があると判断した場合</u> <u>イ 緊急情報提供者からの情報により、市が災害発生のおそれがあると判断した場合</u> <u>ウ 気象状況等により、市が名簿の提供について特に必要があると判断した場合</u></p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
118	本編	2	1	6	4	3	149	修正	(3) 大規模災害時の対策 大規模災害発生時には、政策局対策部により、外国人避難対応施設である国際交流会館を避難所として開設するものとする。 【略】 あわせて、外国人避難者を把握するために、各避難所での登録状況の把握や関係機関等への情報収集を行い、野外等の避難者に対してはSNS等を活用した状況把握に努めるものとする。	(3) 大規模災害時の対策 大規模災害発生時には、政策局対策部により、外国人避難対応施設として国際交流会館を避難所として開設するものとする。 【略】 併せて、外国人避難者を把握するために、各避難所での登録状況の把握や関係機関等への情報収集を行い、野外等の避難者に対してはSNS等を活用した状況把握に努めるものとする。
119	本編	2	1	6	5		150	修正	第3項 女性や子ども、性的マイノリティ等に対する対応 【略】 また、大規模災害時には、過度なストレス等を原因とするDV（ドメスティック・バイオレンス）や性犯罪等の女性や子どもに対する暴力も増加する傾向が見られる。 これらは、平常時における男女共同参画に関する潜在的な課題が、大規模災害という非常時に表出しやすいためであり、平常時から女性や子ども、性的マイノリティ等の避難者を想定した男女共同参画の視点に基づく防災対策について理解を深め、関係機関等が連携する体制を整えておく必要がある。	第5項 女性や子ども、性的マイノリティ等に対する対応 【略】 また、大規模災害時には、過度なストレス等を原因とするDV（ドメスティック・バイオレンス）や性犯罪等の女性や子どもに対する暴力も増加する傾向が見られる。 これらは、平常時における男女共同参画に関する潜在的な課題が、大規模災害という非常時に表出しやすいためであり、平常時から女性や子ども、性的マイノリティ等の避難者を想定した男女共同参画の視点に基づく防災対策について理解を深め、関係機関等が連携する体制を整えておく必要がある。
120	本編	2	1	6	5	1	150	修正	男女共同参画センターはあもにいは、地域団体等を対象とした防災出前講座を開催し、男女共同参画の視点に基づく防災意識の向上を図るとともに、市が行う女性防災リーダーの育成に協力する。	男女共同参画センターはあもにいは、地域団体等を対象とした防災出前講座を開催し、男女共同参画の視点に基づく防災意識の向上を図るほか、主に女性や子ども、性的マイノリティ等に配慮した環境整備に努め、必要と考えられる避難用物資を会館内に備蓄しておくよう努める。また、市が行う女性防災リーダーの育成に協力する。
121	本編	2	1	10	1		162	修正	あわせて、県等が実施する住家等被害認定の研修会などに参加し、災害時にあおいては、迅速に被害認定を行うことができるよう職員の技術向上に努める。	あわせて、県等が実施する住家等被害認定の研修会等に迅速に被害認定を行うことができるよう職員の技術向上に努める。
122	本編	2	1	11			163	修正	南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は80%程度（令和7年1月1日現在）とされている。 内閣府が令和7年3月に公表した南海トラフ巨大地震が発生した場合に、想定される最大の震度は市域で震度5弱から6弱となっており、必要の備えを進めることが重要である。 なお、南海トラフ巨大地震地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある「南海トラフ地震防災対策推進地域」の本市の指定については、今後検討されていく。	南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%（令和3年1月1日現在）とされている。 本市は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていないが、想定される最大の震度は市域で震度5弱から5強（一部6弱）となっていることから、必要な備えを進めることが重要である。 【追加】
123	本編	2	1	11	2		164	修正	※出典：南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和3年5月25日 中央防災会議）	※出典：南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議）

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
129	本編	2	2	1	2	4	173	修正	<p>管理班</p> <p><u>○被害情報の把握</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報トリアージ用紙の複写を責任者より受取り、区分ごとに整理し、被害状況を明確に把握する。 ・<u>降雨・水位状況を正確に把握し、気象等の予警報を防災情報システムに入力するとともに、被害が集中している箇所がある場合は、責任者に報告する。</u> <p><u>○各対策部の活動・災害応急対策等及び態勢等を把握、整理するとともに、各対策部へのその情報を伝達する。</u></p> <p><u>○災害応急対策の総括を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>情報記録板(ホワイトボード等)に、災害応急対策及び配備態勢等を時系列で記載するとともに災害応急対策及び配備態勢の変更等必要がある場合、関係機関及び市各課への情報を伝達する。</u> ・<u>避難場所における情報を整理・分析する。</u> ・<u>その他、水防本部室各班からの情報を整理する。</u> ・<u>上記の全ての事項について、逐次整理・集計等し、現況を揭示・表示(地図等への記載を含む)するとともに、日毎の総括を紙媒体及び電子媒体で保存する。</u> <p>○報道機関に関する説明及び整理を行う。</p> <p>○関係機関・関係者への説明資料を作成する。</p> <p><u>【上項目へ移動】</u></p> <p><u>【削除】</u></p> <p><u>【削除】※修正</u></p> <p><u>【上項目へ移動】※修正</u></p> <p>○国・県への連絡・協議を行う。</p> <p><u>【上項目へ移動】</u></p>	<p>管理班</p> <p><u>【追加】</u></p> <p>○災害情報トリアージ用紙の複写を責任者より受取り、区分ごとに整理し、被害状況を明確に把握する。</p> <p><u>【情報班から移動】</u></p> <p><u>【追加】</u></p> <p><u>【追加】</u></p> <p><u>【下項目から移動】</u></p> <p><u>【下項目から移動】</u></p> <p><u>【下項目から移動】</u></p> <p><u>【追加】</u></p> <p>○報道機関に関する説明及び整理を行う。</p> <p>○関係機関・関係者への説明資料を作成する。</p> <p>○水防本部各班からの情報を整理する。</p> <p>○<u>配備態勢が変更になった場合、関係機関(市部署以外)へ連絡を行う。</u></p> <p>○<u>責任者より受けた災害情報を地図等に記載整理し必要がある場合、関係各課への情報を伝達する。</u></p> <p>○<u>情報記録板(ホワイトボード等)に、災害情報を時系列で記載する。</u></p> <p>○国・県への連絡・協議を行う。</p> <p>○<u>避難場所における情報を整理・分析する。</u></p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
135	本編	2	2	1	3	1	175	修正	第3項 災害警戒本部 1 設置基準 (3) 避難指示発令 (<u>警戒レベル4</u>)	第3項 災害警戒本部 1 設置基準 (3) 避難指示発令 (<u>災害警戒レベル4</u>)
136	本編	2	2	1	3	4	177	修正	<u>災害警戒本部の本部室及び各警戒部の主な事務分掌は次のとおりとする。</u> <u>災害警戒本部室</u> <u>【対応部】</u> <u>○初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること</u> <u>○県及び防災関係機関との連絡調整に関すること</u> <u>○災害対策本部の設置の助言に関すること</u> <u>【情報部】</u> <u>○気象予警報、地震・津波情報等の収集・伝達</u> <u>○被害情報の収集、分析及び伝達に関すること</u> <u>○職員参集状況の確認及び報告</u> <u>各区警戒部</u> <u>農水警戒部</u> <u>上下水道警戒部</u> <u>○初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること</u> <u>【削除】</u> <u>○所管施設等における被害情報の収集、分析及び伝達に関すること</u> <u>○職員参集状況の確認及び報告に関すること</u>	<u>【同目 (P179) から移動】 ※一部修正</u>
137	本編	2	2	1	3	4	177	修正	災害警戒本部 _____ の <u>各班等</u> の主な事務分掌は次のとおりとする。	災害警戒本部 (<u>風水害時</u>) の _____ 主な事務分掌は次のとおりとする。
138	本編	2	2	1	3	4	177	修正	<u>本部室</u> <u>共通</u> <u>責任者</u> <u>○態勢における全ての権限を担う。</u> <u>○現在の <u>各対策部の活動・災害応急対策等及び態勢等</u> の状況を把握し、必要に応じ <u>初期応急対策及び新たな態勢</u> への変更を協議する。</u> <u>○災害情報トリアージについての全ての情報を確認し、トリアージ区分の最終決定を行う。</u> <u>○出勤職員の把握を行う。</u> <u>○気象予報、災害状況等により、「小島河川防災センター」及び「白川地域防災センター（わくわくランド）」へ職員を配置する。</u> <u>○副責任者が <u>いる場合</u> においては、責任者を補佐するとともに、責任者が不在の場合は、責任者の権限を持つ。</u>	<u>責任者</u> <u>○態勢における全ての権限を担う。</u> <u>○現在の _____ 状況を把握し、必要に応じ _____ <u>新たな態勢</u> への変更を協議する。</u> <u>○災害情報トリアージについての全ての情報を確認し、トリアージ区分の最終決定を行う。</u> <u>○出勤職員の把握を行う。</u> <u>○気象予報、災害状況等により、「小島河川防災センター」及び「白川地域防災センター（わくわくランド）」へ職員を配置する。</u> <u>○副責任者 _____ においては、責任者を補佐するとともに、責任者が不在の場合は、責任者の権限を持つ。</u>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
139	本編	2	2	1	3	4	177	修正	<p>本部室 対応部 管理調整班</p> <p><u>○被害情報の把握、共有する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 電話対応班が作成した災害情報トリアージ用紙の複写を <u>室長</u> より受取り、区分ごとに整理し、被害状況を明確に把握する。 災害情報トリアージ区分Aの場合は、5階指揮室(設置された場合)に更に複写を行い情報提供する。また、必要に応じて、監視パトロール班に情報を提供する。 <p><u>【報道対応班へ移動】</u></p> <p><u>【下項目へ移動】</u></p> <p><u>【下項目へ移動】</u></p> <p><u>【削除】</u></p> <p><u>【削除】</u></p> <p><u>○各警戒部の態勢・活動状況を把握、整理するとともに、各課へその情報を伝達する。</u></p> <p><u>○災害応急対策の総括を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報記録板(ホワイトボード等)に、<u>災害応急対策及び配備態勢等を時系列で記載するとともに、災害応急対策及び配備態勢の変更等必要がある場合、関係機関及び各対策部へ情報を伝達する。</u> <u>避難場所における情報を整理・分析する。</u> <u>その他、災害警戒本部各班からの情報を整理する。</u> <u>上記の全ての事項について、逐次整理・集計等し、現況を揭示・表示(地図等への記載を含む)するとともに、日毎の総括を紙媒体及び電子媒体で保存する。</u> <p><u>○関係機関・関係者への説明資料を作成する。</u></p> <p>○国・県への連絡・協議を行う。</p> <p>○管財課は必要車両を確保するために、別室にて準備する。 また、責任者との連絡を密に行う。</p> <p><u>【上項目へ移動】</u></p>	<p>管理調整班</p> <p><u>【追加】</u></p> <p><u>○電話対応班が作成した災害情報トリアージ用紙の複写を <u>責任者</u> より受取り、区分ごとに整理し、被害状況を明確に把握する。</u></p> <p><u>○災害情報トリアージ区分Aの場合は、5階指揮室(設置された場合)に更に複写を行い情報提供する。また、必要に応じて、監視パトロール班に情報を提供する。</u></p> <p><u>○報道機関に関する説明及び整理を行う。</u></p> <p><u>○関係機関・関係者への説明資料を作成する。</u></p> <p><u>○災害警戒本部各班からの情報を整理する。</u></p> <p><u>○配備態勢が変更になった場合、関係機関(市部署以外)へ連絡を行う。</u></p> <p><u>○責任者より受けた災害情報を地図等に記載整理し必要がある場合、関係各課への情報を伝達する。</u></p> <p><u>【追加】</u></p> <p><u>【追加】</u></p> <p><u>○情報記録板(ホワイトボード等)に、<u>災害情報</u> を時系列で記載する</u>。</p> <p><u>【下項目から移動】</u></p> <p><u>【上項目から移動】</u></p> <p><u>【追加】</u></p> <p><u>【上項目から移動】</u></p> <p>○国・県への連絡・協議を行う。</p> <p>○管財課は必要車両を確保するために、別室にて準備する。 また、責任者との連絡を密に行う。</p> <p><u>○避難場所における情報を整理・分析する。</u></p>
140	本編	2	2	1	3	4	177	修正	<p>本部室 対応部 報道対応班</p> <p><u>○報道機関に関する説明及び整理を行うとともに、各機関との連絡調整、対応を行う。</u></p> <p><u>○記者会見、各種手段により広報を行う。</u></p>	<p><u>【追加】</u></p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
141	本編	2	2	1	3	4	177	修正	<p>本部室 情報部 電話対応班</p> <p>○班員は、通報者からの情報を基に災害情報トリアージ用紙を作成（要請場所の地図添付含）、班長に報告する。</p> <p>○班長は作成された災害情報トリアージ用紙の情報内容を確認、照合、統・整合するとともに、情報区分及びトリアージ区分の判断並びに番号を付与する。また、これを室長への報告を行うとともに、災害警戒本部の各班へ情報伝達を指示する。</p> <p>○要請に対応する各部（区役所・土木センター等）へ電話、FAX等で情報の伝達、対応依頼を行う。</p> <p>○その他必要に応じて、関係各課へ情報を伝達する。</p>	<p>電話対応班</p> <p>○班員は、通報者からの情報を基に災害情報トリアージ用紙を作成（要請場所の地図添付含）、班長に報告する。</p> <p>○班長は作成された災害情報トリアージ用紙内容を確認（番号付与、区分判定等）、 責任者への報告を行うとともに、災害警戒本部の各班へ情報伝達を指示する。</p> <p>○要請に対応する各部（区役所・土木センター等）へ電話、FAX等で情報の伝達、対応依頼を行い情報整理班長へ対応状況を報告する。</p> <p>○その他必要に応じて、関係各課へ情報を伝達する。</p>
142	本編	2	2	1	3	4	178	修正	<p>本部室 情報部 情報整理班</p> <p>○班長は、電話対応班より渡された災害情報トリアージ用紙を確認後、班員へ伝達する。</p> <p>○班員は、班長から渡された災害情報トリアージ用紙に基づき防災情報システムに入力する。また、入力後は防災情報システムのクロロロジーの内容を確認し、トリアージの区分等の情報を整理し、班長に報告する。</p> <p>○情報記録板(ホワイトボード等)に、災害情報を時系列で記載するとともに、その災害情報を地図等に記載整理する。また、必要がある場合、関係各課への情報を伝達する。</p> <p>○班長は、災害情報トリアージ用紙を区分ごとかつ受付番号順に整理する。</p> <p>○班長は、被害情報を被害区分に応じて整理・集計し、現況を揭示・表示(地図等への記載を含む)するとともに、日毎の総括を紙媒体及び電子媒体で保存する。</p> <p>○班員(観察員)は、降雨・水位状況を正確に把握し、気象等の予警報を防災情報システムに入力するとともに、被害が集中している箇所がある場合は、責任者及び管理調整班に報告する。</p> <p>○班長は必要に応じて、各土木センター等と協議を行う。</p> <p>○責任者の指示により、白川地域防災センター（わくわくランド）へ出勤し、白川及び国の情報収集を実施する。</p>	<p>情報整理班</p> <p>○班長は、電話対応班より渡された災害情報トリアージ用紙を確認後、班員へ伝達する。</p> <p>○班員は、班長から渡された災害情報トリアージ用紙に基づき防災情報システムに入力する。また、入力後は防災情報システムのクロロロジーの内容を確認し、トリアージの区分等の情報を整理し、班長に報告する。</p> <p>【追加】</p> <p>○班長は、災害情報トリアージ用紙を区分ごとかつ受付番号順に整理する。</p> <p>【追加】</p> <p>○班員(観察員)は、降雨・水位状況を正確に把握し、被害が集中している箇所がある場合は、責任者及び管理調整班に報告する。</p> <p>○班長は必要に応じて、土木情報班と協議を行う。</p> <p>○責任者の指示により、白川地域防災センター（わくわくランド）へ出勤し、白川及び国の情報収集を実施する。</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
143	本編	2	2	1	3	4	178	修正	<p>本部室 情報部 土木情報班</p> <ul style="list-style-type: none"> ○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「状況調査」「現場監視」の担当者を配置し、情報の収集にあたる。(兼務可) ○災害情報トリアージ用紙及び防災情報システム入力については、管理調整班、電話対応班、情報整理班と同様に対応する。 ○班員は情報部副責任者(土木情報)の指示に従い、被害状況の収集、精査及び国、県等他機関への伝達等を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、情報部副責任者(土木情報)に報告し、指示を得る。 	<p>土木情報班</p> <ul style="list-style-type: none"> ○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「状況調査」「現場監視」の担当者を配置し、情報の収集にあたる。(兼務可) ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。 ○班員は責任者の指示に従い、被害状況の収集、精査及び国、県等他機関への伝達等を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、情報部副責任者(土木情報)に報告し、指示を得る。
144	本編	2	2	1	3	4	178	修正	<p>本部室 情報部 監視パトロール班</p> <ul style="list-style-type: none"> ○班長は、室長及び管理調整班と協議し、必要がある場合、現地調査へ班員を出動させる。 ○班長は、出動した班員と随時防災行政無線等にて、調査結果について連絡を受け、責任者等に随時報告するとともに、防災情報システムに入力する。 ○班員は、現地調査へ出動する場合は、ヘルメットやライフジャケットなどの装備を整え防災行政無線などの連絡機器を携帯し、随時本部及び班長と連絡を取り合う。 ○班員は、現地調査を行う場合、浸水状況や被害状況がわかるように写真及び動画を撮影する。 ○現地調査の結果、消防局への出動依頼、水防団への動員依頼、資材などの配置が必要と判断した場合、室長へ報告する。 ○室長の指示により、小島河川防災センターへ出動し、情報の収集に努める。 ○室長の指示により、現場映像システムを利用し、現地情報を送信する。 	<p>監視パトロール班</p> <ul style="list-style-type: none"> ○班長は、責任者及び管理調整班と協議し、必要がある場合、現地調査へ班員を出動させる。 ○班長は、出動した班員と随時防災行政無線等にて _____ 連絡を受け、責任者等に随時報告する _____。 ○班員は、現地調査へ出動する場合は、ヘルメットやライフジャケットなどの装備を整え防災行政無線などの連絡機器を携帯し、随時本部及び班長と連絡を取り合う。 ○班員は、現地調査を行う場合、浸水状況や被害状況がわかるように写真及び動画を撮影する。 ○現地調査の結果、消防局への出動依頼、水防団への動員依頼、資材などの配置が必要と判断した場合、本部へ報告する。 ○責任者の指示により、小島河川防災センターへ出動し、情報の収集に努める。 ○責任者の指示により、現場映像システムを利用し、現地情報を送信する。

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
145	本編	2	2	1	3	4	178	修正	<p>各区警戒部</p> <p>○班の責任者は、区役所及び各土木センター(室)に「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部室連絡」「状況調査」の担当者_____を配置し、各担当者は本部等との連絡及び情報の収集、現地の対応にあたる。(兼務可)</p> <p>○災害情報トリアージ用紙及び防災情報システム入力については、管理調整班、電話対応班、情報整理班と同様に対応する。</p> <p>○責任者は、区警戒部で対応が出来ないと判断したら、本部室へ連絡し、指示を得る。</p> <p>《情報対応班》</p> <p>○班員は責任者の指示に従い、状況調査を実施する。(各区の担当者は土木実動班と協力して実施する。)</p> <p>○班員は現場や電話対応により、被害の応急処置などが必要な場合は、土木実動班に対応を依頼する。</p> <p>○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、情報対応班の責任者に報告し、指示を得る。</p> <p>《土木実動班》</p> <p>○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査及び報告、ならびに簡易な復旧作業、被害防止作業等を実施する。</p> <p>○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、土木実動班_____責任者に報告し指示を得る。</p>	<p>各区警戒部</p> <p>○班の責任者は、区役所及び各土木センター(室)に「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」の担当者及び「土木実動班」の担当者を配置し、_____本部等との連絡及び情報の収集、現地の対応にあたる。(兼務可)</p> <p>○災害情報トリアージ用紙_____については、上記別班_____と同様に対応する。</p> <p>○責任者は、区役所_____で対応が出来ないと判断したら、本部__へ連絡し、指示を得る。</p> <p>《情報対応班》</p> <p>○班員は責任者の指示に従い、状況調査を実施する。(各区の担当者は土木実動班と協力して実施する。)</p> <p>○班員は現場や電話対応により、被害の応急処置などが必要な場合は、土木実動班に対応を依頼する。</p> <p>○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、区役所_____の責任者に報告し、指示を得る。</p> <p>《土木実動班》</p> <p>○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査及び報告、ならびに簡易な復旧作業、被害防止作業等を実施する。</p> <p>○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、各土木センター_____責任者に報告し指示を得る。</p>
146	本編	2	2	1	3	4	179	修正	<p>農水警戒部</p> <p>○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部室連絡」「状況調査」「現場監視」の各担当者及び「実動班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。(兼務可)</p> <p>○災害情報トリアージ用紙及び防災情報システム入力については、管理調整班、電話対応班、情報整理班と同様に対応する。</p> <p>○責任者は、農水警戒部で対応が出来ないと判断したら、本部室へ連絡し、指示を得る。</p> <p>○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防止作業等を実施する。</p> <p>○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、実動班_____責任者に報告し、指示を得る。</p>	<p>農水警戒部</p> <p>○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」の各担当者及び「実動班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。(兼務可)</p> <p>○災害情報トリアージ用紙_____については、上記別班_____と同様に対応する。</p> <p>○責任者は、農水警戒部で対応が出来ないと判断したら、本部__へ連絡し、指示を得る。</p> <p>○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防止作業等を実施する。</p> <p>○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、農水警戒部_____の責任者に報告し、指示を得る。</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」												
147	本編	2	2	1	3	4	179	修正	<p>上下水道警戒部</p> <p>○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部室連絡」「状況調査」「現場監視」の各担当者及び「実動班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。(兼務可)</p> <p>○災害情報トリアージ用紙及び防災情報システム入力については、管理調整班、電話対応班、情報整理班と同様に対応する。</p> <p>○責任者は、上下水道警戒部で対応が出来ないと判断したら、本部室へ連絡し、指示を得る。</p> <p>○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防止作業等を実施する。</p> <p>○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、上下水道警戒部の責任者に報告し、指示を得る。</p>	<p>上下水道警戒部</p> <p>○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」の各担当者及び「実動班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。(兼務可)</p> <p>○災害情報トリアージ用紙_____については、上記別班_____と同様に対応する。</p> <p>○責任者は、上下水道警戒部で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。</p> <p>○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防災作業を実施する。</p> <p>○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、上下水道警戒部の責任者に報告し、指示を得る。</p>												
148	本編	2	2	1	3	4	179	修正	<p>【削除】 ※「旧」P177同目へ転記</p>	<p>災害警戒本部（地震・津波等）の主な事務分掌は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害警戒本部室</td> <td> <p>【対応部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること ○県及び防災関係機関との連絡調整に関すること ○災害対策本部の設置の助言に関すること <p>【情報部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気象予報、地震・津波情報等の収集・伝達 ○被害情報の収集、分析及び伝達に関すること ○職員参集状況の確認及び報告 </td> </tr> <tr> <td>区警戒部</td> <td>○初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること</td> </tr> <tr> <td>土木警戒部</td> <td>○所管施設等の監視及び調査に関すること</td> </tr> <tr> <td>農水対策部</td> <td>○所管施設等における被害情報の収集、分析及び伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>上下水道警戒部</td> <td>○職員参集状況の確認及び報告に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	班名	事務分掌	災害警戒本部室	<p>【対応部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること ○県及び防災関係機関との連絡調整に関すること ○災害対策本部の設置の助言に関すること <p>【情報部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気象予報、地震・津波情報等の収集・伝達 ○被害情報の収集、分析及び伝達に関すること ○職員参集状況の確認及び報告 	区警戒部	○初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること	土木警戒部	○所管施設等の監視及び調査に関すること	農水対策部	○所管施設等における被害情報の収集、分析及び伝達に関すること	上下水道警戒部	○職員参集状況の確認及び報告に関すること
班名	事務分掌																					
災害警戒本部室	<p>【対応部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること ○県及び防災関係機関との連絡調整に関すること ○災害対策本部の設置の助言に関すること <p>【情報部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気象予報、地震・津波情報等の収集・伝達 ○被害情報の収集、分析及び伝達に関すること ○職員参集状況の確認及び報告 																					
区警戒部	○初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること																					
土木警戒部	○所管施設等の監視及び調査に関すること																					
農水対策部	○所管施設等における被害情報の収集、分析及び伝達に関すること																					
上下水道警戒部	○職員参集状況の確認及び報告に関すること																					
149	本編	2	2	1	4		183		<p>別表4【熊本市災害警戒本部（地震・津波等）態勢図】</p> <p>【レベル4強化】災害警戒態勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(市域のいずれかで)津波警報発表 ・(市域のいずれかで)震度5強____の地震発生 ・県から原子力災害に関する警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けたとき 	<p>別表4【熊本市災害警戒本部（地震・津波等）態勢図】</p> <p>【レベル4強化】災害警戒態勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(市域のいずれかで)津波警報発表 ・(市域のいずれかで)震度5強以上の地震発生 ・県から原子力災害に関する警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けたとき 												

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項目	ページ	区分	「新」	「旧」	
150	本編	2	2	1	5	184	修正	第5項 熊本市災害対策本部 1 設置基準 2 設置・指揮の権限 3 災害対策本部 4 <u>災害対策本部会議</u> 5 災害対策本部指揮室 6 総合調整室 7 <u>情報支援室の事務分掌</u> 8 <u>各局・区対策部</u> の事務所掌 【4へ転記】 9 災害対策本部（指揮室等）の設置場所 10 災害対策本部の設置準備 11 現地災害対策本部 12 災害対策本部の廃止 13 設置及び廃止の公表	第5項 熊本市災害対策本部 1 設置基準 2 設置・指揮の権限 3 災害対策本部の組織 【7から転記】 4 災害対策本部指揮室 5 総合調整室 【新規】 6 各対策部の事務分掌 7 <u>災害対策本部会議</u> 8 災害対策本部（指揮室等）の設置場所 9 災害対策本部の設置準備 10 現地災害対策本部 11 災害対策本部の廃止 12 設置及び廃止の公表	
151	本編	2	2	1	5	184	修正	(1) 風水害における災害対策本部の設置基準 レベル5 災害対応態勢 ○特別警報級の発表、または発表が見込まれ、大規模な災害が発生するおそれがある場合 ○局地的な災害が発生した場合 ○緊急安全確保発令（ <u>警戒レベル5</u> ）	(1) 風水害における災害対策本部の設置基準 レベル5 災害対応態勢 ○特別警報級の発表、または発表が見込まれ、大規模な災害が発生するおそれがある場合 ○局地的な災害が発生した場合 ○緊急安全確保発令（ <u>災害警戒レベル5</u> ）	
152	本編	2	2	1	5	3	185	修正	3 災害対策本部 熊本市災害対策本部（非常態勢） 総合調整室（5階） <u>被災者支援班</u>	3 災害対策本部の組織 熊本市災害対策本部（非常態勢） 総合調整室（5階） <u>災害救助法班</u>
153	本編	2	2	1	5	3	186	修正	(1) 災害対策本部の仕組み (図中) 総合調整室 調整班 ○本部会議 ○本部長の指示・命令 ○災害応急対策の <u>統括・総合調整</u> ○避難の指示の検討	(1) 災害対策本部の仕組み (図中) 総合調整室 調整班 ○本部会議 ○本部長の指示・命令 ○災害応急対策の <u>総合調整</u> ○避難の指示の検討
154	本編	2	2	1	5	3	186	修正	(1) 災害対策本部の仕組み 総合調整室 <u>被災者支援班</u> ○災害救助法の適用に関する調整等 <u>被災者支援全般の調整</u>	(1) 災害対策本部の仕組み 総合調整室 <u>災害救助法班</u> ○災害救助法の適用に関する調整等

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
155	本編	2	2	1	5	3	187	修正	(2) 災害対策本部の運営の考え方 (図中) 広域応援機関（緊急消防援助隊、広域緊急援助隊、DMAT 等）事業者・法人等（応援協定先等）、 <u>NPO、ボランティア</u>	(2) 災害対策本部の運営の考え方 (図中) 広域応援機関（緊急消防援助隊、広域緊急援助隊、DMAT 等）事業者・法人等（応援協定先等）
156	本編	2	2	1	5	4	189	修正	(4) 指揮室と災害対策本部との関係（概念図） 災害対策本部会議 ・情報の収集・分析・評価 ・本部会議の開催（方針決定、全庁横断的措置） ・本部長の指示、命令 ・各対策部との連絡調整（災害応急対策の <u>統括</u> ・総合調整） ・避難の指示 ・自衛隊の派遣要請、広域応援要請要求 ・広報・被害情報の総括 等	(4) 指揮室と災害対策本部との関係（概念図） 災害対策本部会議 ・情報の収集・分析・評価 ・本部会議の開催（方針決定、全庁横断的措置） ・本部長の指示、命令 ・各対策部との連絡調整（災害応急対策の _____ 総合調整） ・避難の指示 ・自衛隊の派遣要請、広域応援要請要求 ・広報・被害情報の総括 等
157	本編	2	2	1	5	5	190	修正	(2) 組織 総合調整室 <u>被災者支援班</u> 班長：危機管理防災部職員 班員：災害救助法担当職員（文化市民局、健康福祉局、経済観光局は各2名、都市建設局は4名）	(2) 組織 総合調整室 <u>災害救助法班</u> 班長：危機管理防災部職員 班員：災害救助法担当職員（文化市民局、健康福祉局、経済観光局は各2名、都市建設局は4名）
158	本編	2	2	1	5	5	190	修正	(2) 事務分掌 総合調整室 <u>被災者支援班（危機管理防災部）</u> 1 災害救助法の適用に関すること 2 <u>被災者支援全般の調整に関すること</u>	(2) 事務分掌 総合調整室 <u>災害救助法班（危機管理防災部）</u> 1 災害救助法の適用に関すること
159	本編	2	2	1	5		191	新規	<u>7 情報支援室の事務分掌</u> <u>情報支援室の主要な事務分掌は次のとおりである。</u> <u>責任者</u> <u>○情報支援室における全ての権限を担う。</u> <u>○現在の各所管部署の活動・災害応急対策等及び態勢等を把握する。</u> <u>○災害情報トリアージについての全ての情報を確認し、トリアージ区分の最終決定を行う。</u> <u>○副責任者においては、責任者を補佐するとともに、責任者が不在の場合は、責任者の権限を持つ。</u>	<u>【新規】</u>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
160	本編	2	2	1	5		191	新規	<p><u>7 情報支援室の事務分掌</u> <u>管理調整班</u> <u>○被害情報の把握、共有する。</u> <u>・電話対応班が作成した災害情報トリアージ用紙の複写を責任者より受取り、区分ごとに整理し、被害状況を明確に把握する。</u> <u>・災害情報トリアージ区分Aの場合は、5階指揮室に更に複写を行い情報提供する。また、必要に応じて、関係区対策部に情報を提供する。</u> <u>・観察員は、降雨・水位状況を正確に把握し、気象等の予警報を防災情報システムに入力するとともに、に、被害が集中している箇所がある場合は、責任者に報告する。</u> <u>○災害応急対策の総括を行う。</u> <u>・要請に対応する各部（区役所・土木センター等）へ電話、FAX等で情報の伝達、対応依頼を行う。</u> <u>・その他、各対策部からの情報を整理する。</u> <u>○管財課は必要車両を確保するために、別室にて準備する。</u> <u>また、責任者との連絡を密に行う。</u></p>	【新規】
161	本編	2	2	1	5		191	新規	<p><u>7 情報支援室の事務分掌</u> <u>電話対応班</u> <u>○班員は、通報者からの情報を基に災害情報トリアージ用紙を作成（要請場所の地図添付含）、班長に報告する。</u> <u>○班長は作成された災害情報トリアージ用紙の情報内容を確認、照合、統・整合するとともに、情報区分及びトリアージ区分の判断並びに番号を付与する。また、これを責任者への報告を行うとともに、各対策部の各班へ情報伝達を指示する。</u> <u>○その他必要に応じて、各対策部へ情報を伝達する。</u></p>	【新規】
162	本編	2	2	1	5		191	新規	<p><u>7 情報支援室の事務分掌</u> <u>情報整理班</u> <u>○班長は、電話対応班より渡された災害情報トリアージ用紙を確認後、班員へ伝達する。</u> <u>○班員は、班長から渡された災害情報トリアージ用紙に基づき防災情報システムに入力する。また、入力後は防災情報システムのクロノロジーの内容を確認し、トリアージの区分等の情報を整理し、班長に報告する。</u> <u>○班長は、災害情報トリアージ用紙を区分ごとかつ受付番号順に整理する。</u> <u>○班長は必要に応じて、各土木センター等と協議を行う。</u> <u>○責任者の指示により、白川地域防災センター（わくわくランド）へ出動し、白川及び国の情報収集を実施する。</u></p>	【新規】

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」								
163	本編	2	2	1	5		191	新規	<p><u>7 情報支援室の事務分掌</u> <u>土木情報班</u> ○班長は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「状況調査」「現場監視」の担当者を配置し、情報の収集にあたる。(兼務可) ○災害情報トリアージ用紙及び防災情報システム入力については、<u>管理調整班、電話対応班、情報整理班と同様に</u>対応する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、調整班に報告し、指示を得る。</p>	<p><u>【新規】</u></p>								
164	本編	2	2	1	5	6	191	修正	<p><u>8 各対策部の事務分掌</u> 各部班の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>対策部 共通事務</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の総合調整室への報告に関する事。 2 所管事務に関する活動・災害応急対策及び態勢等の総合調整室への報告に関する事。 3 所属職員の参集状況、被災状況(安否確認、被害)等の総務局対策部への報告に関する事。 4 対策部内の連絡調整に関する事。 5 対策部内の庶務に関する事。 6 対策部内の職員の配置運用に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>班共通 事務</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の収集と集計及び対策部への報告に関する事。 (防災情報システムへの入力を含む) 2 所管事務に関する活動・災害応急対策及び態勢等の対策部への報告に関する事。 (防災情報システムへの入力を含む) 3 所管施設等の被害状況把握と利用者の安全確保及び応急復旧対策の実施に関する事。 (防災情報システムへの入力を含む) 4 所管施設の災害時における目的外臨時使用に関する事。 5 所属職員の参集及び被災状況(安否確認、被害)等の対策部への報告に関する事。 6 所管業務に関わる関係機関・団体(災害時協定含む)との連絡調整に関する事。 7 所管施設が避難所となった場合の開設、管理運営に関する事。 8 所管業務に関わる災害時要援護者対策に関する事。 9 所管業務に関する各班相互の連携協力及び連絡調整に関する事。 10 所管業務に関わる被災者支援対策に関する事。 </td> </tr> </table>	対策部 共通事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の総合調整室への報告に関する事。 2 所管事務に関する活動・災害応急対策及び態勢等の総合調整室への報告に関する事。 3 所属職員の参集状況、被災状況(安否確認、被害)等の総務局対策部への報告に関する事。 4 対策部内の連絡調整に関する事。 5 対策部内の庶務に関する事。 6 対策部内の職員の配置運用に関する事。 	班共通 事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の収集と集計及び対策部への報告に関する事。 (防災情報システムへの入力を含む) 2 所管事務に関する活動・災害応急対策及び態勢等の対策部への報告に関する事。 (防災情報システムへの入力を含む) 3 所管施設等の被害状況把握と利用者の安全確保及び応急復旧対策の実施に関する事。 (防災情報システムへの入力を含む) 4 所管施設の災害時における目的外臨時使用に関する事。 5 所属職員の参集及び被災状況(安否確認、被害)等の対策部への報告に関する事。 6 所管業務に関わる関係機関・団体(災害時協定含む)との連絡調整に関する事。 7 所管施設が避難所となった場合の開設、管理運営に関する事。 8 所管業務に関わる災害時要援護者対策に関する事。 9 所管業務に関する各班相互の連携協力及び連絡調整に関する事。 10 所管業務に関わる被災者支援対策に関する事。 	<p><u>6 各対策部の事務分掌</u> 各部班の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>対策部 共通事務</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の総合調整室への報告に関する事。 2 所属職員の参集状況、被災状況(安否確認、被害)等の総務局対策部への報告に関する事。 3 対策部内の連絡調整に関する事。 4 対策部内の庶務に関する事。 5 対策部内の職員の配置運用に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>班共通 事務</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の収集と集計及び対策部への報告に関する事。 2 所管施設等の被害状況把握と利用者の安全確保及び応急復旧対策の実施に関する事。 3 所管施設の災害時における目的外臨時使用に関する事。 4 所属職員の参集及び被災状況(安否確認、被害)等の対策部への報告に関する事。 5 所管業務に関わる関係機関・団体(災害時協定含む)との連絡調整に関する事。 6 所管施設が避難所となった場合の開設、管理運営に関する事。 7 所管業務に関わる災害時要援護者対策に関する事。 8 所管業務に関する各班相互の連携協力及び連絡調整に関する事。 9 所管業務に関わる被災者支援対策に関する事。 </td> </tr> </table>	対策部 共通事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の総合調整室への報告に関する事。 2 所属職員の参集状況、被災状況(安否確認、被害)等の総務局対策部への報告に関する事。 3 対策部内の連絡調整に関する事。 4 対策部内の庶務に関する事。 5 対策部内の職員の配置運用に関する事。 	班共通 事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の収集と集計及び対策部への報告に関する事。 2 所管施設等の被害状況把握と利用者の安全確保及び応急復旧対策の実施に関する事。 3 所管施設の災害時における目的外臨時使用に関する事。 4 所属職員の参集及び被災状況(安否確認、被害)等の対策部への報告に関する事。 5 所管業務に関わる関係機関・団体(災害時協定含む)との連絡調整に関する事。 6 所管施設が避難所となった場合の開設、管理運営に関する事。 7 所管業務に関わる災害時要援護者対策に関する事。 8 所管業務に関する各班相互の連携協力及び連絡調整に関する事。 9 所管業務に関わる被災者支援対策に関する事。
対策部 共通事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の総合調整室への報告に関する事。 2 所管事務に関する活動・災害応急対策及び態勢等の総合調整室への報告に関する事。 3 所属職員の参集状況、被災状況(安否確認、被害)等の総務局対策部への報告に関する事。 4 対策部内の連絡調整に関する事。 5 対策部内の庶務に関する事。 6 対策部内の職員の配置運用に関する事。 																	
班共通 事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の収集と集計及び対策部への報告に関する事。 (防災情報システムへの入力を含む) 2 所管事務に関する活動・災害応急対策及び態勢等の対策部への報告に関する事。 (防災情報システムへの入力を含む) 3 所管施設等の被害状況把握と利用者の安全確保及び応急復旧対策の実施に関する事。 (防災情報システムへの入力を含む) 4 所管施設の災害時における目的外臨時使用に関する事。 5 所属職員の参集及び被災状況(安否確認、被害)等の対策部への報告に関する事。 6 所管業務に関わる関係機関・団体(災害時協定含む)との連絡調整に関する事。 7 所管施設が避難所となった場合の開設、管理運営に関する事。 8 所管業務に関わる災害時要援護者対策に関する事。 9 所管業務に関する各班相互の連携協力及び連絡調整に関する事。 10 所管業務に関わる被災者支援対策に関する事。 																	
対策部 共通事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の総合調整室への報告に関する事。 2 所属職員の参集状況、被災状況(安否確認、被害)等の総務局対策部への報告に関する事。 3 対策部内の連絡調整に関する事。 4 対策部内の庶務に関する事。 5 対策部内の職員の配置運用に関する事。 																	
班共通 事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の収集と集計及び対策部への報告に関する事。 2 所管施設等の被害状況把握と利用者の安全確保及び応急復旧対策の実施に関する事。 3 所管施設の災害時における目的外臨時使用に関する事。 4 所属職員の参集及び被災状況(安否確認、被害)等の対策部への報告に関する事。 5 所管業務に関わる関係機関・団体(災害時協定含む)との連絡調整に関する事。 6 所管施設が避難所となった場合の開設、管理運営に関する事。 7 所管業務に関わる災害時要援護者対策に関する事。 8 所管業務に関する各班相互の連携協力及び連絡調整に関する事。 9 所管業務に関わる被災者支援対策に関する事。 																	
165	本編	2	2	1	5	6	191	修正	<p>総務局対策部長 総務班長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 2 職員の参集状況及び被災状況(安否確認、被害)の総括に関する事。 3 職員の配置、給与、厚生(生活支援)及び健康管理等に関する事。 4 他自治体への応援要請及び応援職員全般に関する事。 5 緊急輸送車両の_____調達及び運用管理に関する事。 	<p>総務局対策部長 総務班長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 2 職員の参集状況及び被災状況(安否確認、被害)の総括に関する事。 3 職員の配置、給与、厚生(生活支援)_____等に関する事。 4 他自治体への応援要請及び応援職員全般に関する事。 5 緊急輸送車両の許可申請、調達及び運用管理に関する事。 								
166	本編	2	2	1	5	6	191	修正	<p>総務局対策部 総務班 担当課 総務課、法制課、改革プロジェクト推進課、<u>業務支援課、</u> 人事課、労務厚生課、管財課</p>	<p>総務局対策部 総務班 担当課 総務課、法制課、改革プロジェクト推進課、_____ 人事課、労務厚生課、管財課</p>								

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
167	本編	2	2	1	5	6	192	修正	文化市民局対策部 市民総務・応急支援班 担当課 地域政策課、 <u>戸籍住民課</u> 、生涯学習課、生活安全課、 オンブズマン事務局	文化市民局対策部 市民総務・応急支援班 担当課 地域政策課、 <u>地域活動推進課</u> 、生涯学習課、生活安全課、 オンブズマン事務局
168	本編	2	2	1	5	6	192	修正	健康福祉局対策部 福祉総務班 担当課 健康福祉政策課、保護管理援護課、高齢福祉課、介護保険 課、介護事業指導課、指導監査課、障がい福祉課、 <u>障がい</u> <u>サービス課</u> 、障がい者福祉相談所、国保年金課	健康福祉局対策部 福祉総務班 担当課 健康福祉政策課、保護管理援護課、高齢福祉課、介護保険 課、介護事業指導課、指導監査課、障がい福祉課、 <u>障がい</u> <u>サービス課</u> 、障がい者福祉相談所、国保年金課
169	本編	2	2	1	5	6	194	修正	都市建設局対策部 交通政策班 担当課 交通企画課、 <u>公共交通推進課</u> 、 <u>地域交通支援課</u>	都市建設局対策部 交通政策班 担当課 交通企画課、 <u>移動円滑推進課</u> 、 <u>自転車利用推進課</u>
170	本編	2	2	1	5	6	196	修正	消防局対策部長 予防部長 情報整理班 情報整理係 (<u>査察指導班</u> ・火災調査班主査) 防災センター係 (予防班主査) 情報収集班 (<u>規制</u> 課長) (<u>規制</u> 課副課長) 情報収集係 (<u>設備規制</u> 班主査) 危険物処理係 (<u>危険物</u> 班・保安班主査)	消防局対策部長 予防部長 情報整理班 情報整理係 (<u>火災</u> 調査班主査) 防災センター係 (予防班主査) 情報収集班 (<u>指導</u> 課長) (<u>指導</u> 課副課長) 情報収集係 (<u>指導</u> 班主査) 危険物処理係 (<u>規制</u> 班・保安班主査)
171	本編	2	2	1	5	7	199	修正	協議事項 【略】 ○自衛隊・県・他市町村及び防災関係機関への応援の要請に関するこ と <u>○NPO、ボランティアの調整に関すること</u> ○避難の指示、警戒区域の指定に関すること 【略】	協議事項 【略】 ○自衛隊・県・他市町村及び防災関係機関への応援の要請に関するこ と <u>【追加】</u> <u>○避難の指示、警戒区域の指定に関すること</u> 【略】

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項目	ページ	区分	「新」	「旧」
175	本編	2	2	2	2	205	修正	<p>(1) 津波警報等、地震及び津波に関する情報の伝達系統</p> <p>(注) (1) 加入・市内電話 県防災情報ネットワークシステム防災行政無線 全国瞬時警報システム (J-ALERT) 防災情報メール 防災情報提供システム</p> <p>(2) 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。</p> <p>(注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</p> <p>※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p>	<p>(1) 大津波警報・津波警報・注意報の伝達系統</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」						
176	本編	2	2	2	2	2	206	修正	<p><u>【削除】</u></p> <p><u>【削除】</u></p> <p>※本編第2章第2部第2章第2項2(1)の伝達系統図と統合</p>	<p><u>(2) 地震及び津波に関する情報の伝達系統図</u></p> <p><u>【伝達系統図(略)】</u></p>						
177	本編	2	2	3	2	1	210	修正	<p>(1) 特別警報、警報及び注意報 ア <u>熊本地方気象台が熊本市に発表</u>する特別警報、警報・注意報の種類及び発表基準 (令和5年6月8日現在)</p>	<p>(1) 特別警報、警報及び注意報 ア <u>熊本地方気象台が発表</u>する特別警報、警報・注意報の種類及び発表基準 (令和4年5月26日現在)</p>						
178	本編	2	2	3	2	1	210	修正	<p>洪水警報 ○河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの<u>基準に達すると予想される場合。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>流域雨量指数基準^{注3}</td> <td> <u>天明新川流域=9.3, 加勢川流域=6.9, 浜戸川流域=21.9, 木山川流域=35.5, 坪井川流域=20, 堀川流域=19.5, 井芹川下流流域=18.1, 河内川流域=11.4, 健軍川流域=9.4, 秋津川流域=7.5, 除川流域=4.8, 千間江湖川流域=5.3, 潤川流域=15.2</u> </td> </tr> <tr> <td>複合基準^{注4}</td> <td> <u>合志川流域=(12, 33), 白川流域=(22, 30.8), 天明新川流域=(12, 8.8), 浜戸川流域=(12, 17.6), 坪井川流域=(24, 17.8), 井芹川下流流域=(24, 14.3), 河内川流域=(12, 10.2), 健軍川流域=(24, 8.4), 秋津川流域=(22, 7.1)</u> </td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td> <u>菊池川水系〔広瀬・佐野〕, 白川〔代継橋〕, 緑川水系〔城南・中甲橋・大六橋・御船〕</u> </td> </tr> </table>	流域雨量指数基準 ^{注3}	<u>天明新川流域=9.3, 加勢川流域=6.9, 浜戸川流域=21.9, 木山川流域=35.5, 坪井川流域=20, 堀川流域=19.5, 井芹川下流流域=18.1, 河内川流域=11.4, 健軍川流域=9.4, 秋津川流域=7.5, 除川流域=4.8, 千間江湖川流域=5.3, 潤川流域=15.2</u>	複合基準 ^{注4}	<u>合志川流域=(12, 33), 白川流域=(22, 30.8), 天明新川流域=(12, 8.8), 浜戸川流域=(12, 17.6), 坪井川流域=(24, 17.8), 井芹川下流流域=(24, 14.3), 河内川流域=(12, 10.2), 健軍川流域=(24, 8.4), 秋津川流域=(22, 7.1)</u>	指定河川洪水予報による基準	<u>菊池川水系〔広瀬・佐野〕, 白川〔代継橋〕, 緑川水系〔城南・中甲橋・大六橋・御船〕</u>	<p>洪水警報 ○河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの<u>条件が該当する場合である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 流域雨量指数 注3が<u>天明新川流域=9.5、加勢川流域=7、浜戸川上流流域=22、木山川流域=35.2、坪井川流域=20、堀川流域=19.8、井芹川下流流域=18、河内川流域=11.4、健軍川流域=9.4、秋津川流域=7.4、除川流域=4.9、千間江湖川流域=5.6、潤川流域=15.2以上</u>、又は複合基準で<u>合志川流域=(12, 33.1)、白川流域=(22, 30.8)、天明新川流域=(12, 8.8)、浜戸川流域=(12, 17.6)、坪井川流域=(24, 17.8)、井芹川下流流域=(24, 14.3)、河内川流域=(12, 10.2)、健軍川流域=(24, 8.4)、秋津川流域=(22, 7.1)以上</u>になると予想される場合。
流域雨量指数基準 ^{注3}	<u>天明新川流域=9.3, 加勢川流域=6.9, 浜戸川流域=21.9, 木山川流域=35.5, 坪井川流域=20, 堀川流域=19.5, 井芹川下流流域=18.1, 河内川流域=11.4, 健軍川流域=9.4, 秋津川流域=7.5, 除川流域=4.8, 千間江湖川流域=5.3, 潤川流域=15.2</u>															
複合基準 ^{注4}	<u>合志川流域=(12, 33), 白川流域=(22, 30.8), 天明新川流域=(12, 8.8), 浜戸川流域=(12, 17.6), 坪井川流域=(24, 17.8), 井芹川下流流域=(24, 14.3), 河内川流域=(12, 10.2), 健軍川流域=(24, 8.4), 秋津川流域=(22, 7.1)</u>															
指定河川洪水予報による基準	<u>菊池川水系〔広瀬・佐野〕, 白川〔代継橋〕, 緑川水系〔城南・中甲橋・大六橋・御船〕</u>															
179	本編	2	2	3	2	1	211	修正	<p>暴風雪警報 ○雪を伴う暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・<u>雪を伴い、陸上、海上ともに平均風速が20m/s以上</u>になると予想される場合。</p>	<p>暴風雪警報 ○雪を伴う暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・<u>雪を伴い平均風速が20m/s以上</u>になると予想される場合。</p>						

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」						
180	本編	2	2	3	2	1	211	修正	波浪警報 ○高い波によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・ <u>有義波高が2.5m以上</u> になると予想される場合。	波浪警報 ○高い波によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・ <u>有義波高が熊本地方で2.5m以上</u> になると予想される場合。						
181	本編	2	2	3	2	1	211	修正	高潮警報 ○台風や低気圧等による海面の異常な上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・ <u>海岸線の潮位が東京平均海面 (TP) で3.5m以上</u> になると予想される場合。	高潮警報 ○台風や低気圧等による海面の異常な上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・ <u>熊本市の海岸線の潮位が東京平均海面 (TP) で3.5m以上</u> になると予想される場合。						
182	本編	2	2	3	2	1	211	修正	洪水注意報 ○河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの <u>基準に達すると予想される場合。</u> <table border="1" data-bbox="645 710 1377 1109"> <tr> <td>流域雨量 指数基準^{注3}</td> <td> 天明新川流域=7.4, 加勢川流域=5.5, 浜戸川流域=17.5, 木山川流域=28.4, 坪井川流域=16, 堀川流域=15.6, 井芹川下流流域=14.4, 河内川流域=9.1, 健軍川流域=7.5, 秋津川流域=6, 除川流域=3.9, 千間江湖川流域=4.2, 潤川流域=12.1 </td> </tr> <tr> <td>複合基準^{注4}</td> <td> 合志川流域=(12, 23.4), 白川流域=(13, 27.7), 緑川流域=(12, 38.2), 天明新川流域=(12, 5.9), 加勢川流域=(7, 5.5), 浜戸川流域=(9, 15.8), 坪井川流域=(12, 12.8), 井芹川下流流域=(7, 12.9), 河内川流域=(12, 6.4), 健軍川流域=(12, 6), 秋津川流域=(12, 4.8), 除川流域=(7, 3.8), 潤川流域=(11, 6.9) </td> </tr> <tr> <td>指定河川 洪水予報 による基準</td> <td> 菊池川水系「佐野」、白川「代継橋」、 緑川水系「城南・大六橋」 </td> </tr> </table>	流域雨量 指数基準 ^{注3}	天明新川流域=7.4, 加勢川流域=5.5, 浜戸川流域=17.5, 木山川流域=28.4, 坪井川流域=16, 堀川流域=15.6, 井芹川下流流域=14.4, 河内川流域=9.1, 健軍川流域=7.5, 秋津川流域=6, 除川流域=3.9, 千間江湖川流域=4.2, 潤川流域=12.1	複合基準 ^{注4}	合志川流域=(12, 23.4), 白川流域=(13, 27.7), 緑川流域=(12, 38.2), 天明新川流域=(12, 5.9), 加勢川流域=(7, 5.5), 浜戸川流域=(9, 15.8), 坪井川流域=(12, 12.8), 井芹川下流流域=(7, 12.9), 河内川流域=(12, 6.4), 健軍川流域=(12, 6), 秋津川流域=(12, 4.8), 除川流域=(7, 3.8), 潤川流域=(11, 6.9)	指定河川 洪水予報 による基準	菊池川水系「佐野」、白川「代継橋」、 緑川水系「城南・大六橋」	洪水注意報 ○河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの <u>条件が該当する場合である。</u> ・流域雨量指数が <u>天明新川流域=7.6、加勢川流域=5.6、 浜戸川上流流域=17.6、木山川流域=28.1、坪井川流域=16、 堀川流域=15.8、井芹川下流流域=14.4、河内川流域=9.1、 健軍川流域=7.5、秋津川流域=5.9、除川流域=3.9、 千間江湖川流域=4.4、潤川流域=12.1以上、又は複合基準で 合志川流域=(12, 23.5)、白川流域=(12, 27.7)、 緑川流域=(12, 38.8)、天明新川流域=(12, 6.1)、 加勢川流域=(7, 5.6)、浜戸川流域=(9, 15.8)、 坪井川流域=(7, 16)、井芹川下流流域=(7, 12.9)、 河内川流域=(12, 7.3)、健軍川流域=(12, 6)、 秋津川流域=(12, 4.7)、除川流域=(7, 3.9)、 潤川流域=(11, 6.9)以上になると予想される場合。</u>
流域雨量 指数基準 ^{注3}	天明新川流域=7.4, 加勢川流域=5.5, 浜戸川流域=17.5, 木山川流域=28.4, 坪井川流域=16, 堀川流域=15.6, 井芹川下流流域=14.4, 河内川流域=9.1, 健軍川流域=7.5, 秋津川流域=6, 除川流域=3.9, 千間江湖川流域=4.2, 潤川流域=12.1															
複合基準 ^{注4}	合志川流域=(12, 23.4), 白川流域=(13, 27.7), 緑川流域=(12, 38.2), 天明新川流域=(12, 5.9), 加勢川流域=(7, 5.5), 浜戸川流域=(9, 15.8), 坪井川流域=(12, 12.8), 井芹川下流流域=(7, 12.9), 河内川流域=(12, 6.4), 健軍川流域=(12, 6), 秋津川流域=(12, 4.8), 除川流域=(7, 3.8), 潤川流域=(11, 6.9)															
指定河川 洪水予報 による基準	菊池川水系「佐野」、白川「代継橋」、 緑川水系「城南・大六橋」															
183	本編	2	2	3	2	1	211	修正	強風注意報 ○強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・ <u>陸上、海上ともに平均風速が10m/s以上</u> になると予想される場合	強風注意報 ○強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・ <u>平均風速が10m/s以上</u> になると予想される場合						

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
184	本編	2	2	3	2	1	211	修正	<p>風雪注意報</p> <p>○雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。</p> <p>具体的には、つぎの条件が該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>雪を伴い、陸上、海上ともに平均風速10m/s以上</u>になると予想される場合。 	<p>風雪注意報</p> <p>○雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。</p> <p>具体的には、つぎの条件が該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>雪を伴い平均風速10m/s以上</u>になると予想される場合。
185	本編	2	2	3	2	1	211	修正	<p>大雪注意報</p> <p>○大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p> <p>具体的には、つぎの条件が該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>12時間降雪の深さが山地で5cm以上、平地で3cm以上</u>になると予想される場合。 	<p>大雪注意報</p> <p>○大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p> <p>具体的には、つぎの条件が該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>24時間降雪の深さが5cm以上</u>になると予想される場合。
186	本編	2	2	3	2	1	211	修正	<p>波浪注意報</p> <p>○高い波によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p> <p>具体的には、つぎの条件が該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>有義波高が1.5m以上</u>になると予想される場合 	<p>波浪注意報</p> <p>高い波によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p> <p>具体的には、つぎの条件が該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>有義波高が熊本地方で1.5m以上</u>になると予想される場合
187	本編	2	2	3	2	1	212	修正	<p>高潮注意報</p> <p>○台風や低気圧等による海面の異常な上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p> <p>具体的には、つぎの条件が該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>海岸線の潮位が東京湾平均海面(TP)上2.8m以上</u>になると予想される場合 	<p>高潮注意報</p> <p>○台風や低気圧等による海面の異常な上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p> <p>具体的には、つぎの条件が該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>熊本市の海岸線の潮位が東京湾平均海面(TP)上2.8m以上</u>になると予想される場合

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項目	ページ	区分	「新」	「旧」
188	本編	2	2	3	2	216	修正	<p>(1) 特別警報、警報及び注意報の伝達系統</p> <p>注) ——— は加入電話等 ——— は防災情報ネットワーク - - - - は法定伝達先 - - - - は防災行政無線 - - - - は防災情報提供システム</p> <p>特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、熊本市は住民等へ周知の措置が、それぞれ義務付けられている。</p>	<p>(1) 特別警報、警報及び注意報の伝達系統</p> <p>注) ——— は加入電話等 - - - - は防災情報提供システム及びオンライン ——— は防災情報ネットワーク ——— は専用回線</p> <p>特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、熊本市は住民等へ周知の措置が、それぞれ義務付けられている。</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
189	本編	2	2	3	2	2	218	修正	<p>(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統図</p> <p>(注) (1) 地域振興局及び熊本土木事務所においては、管内市町村への警戒を促すこと。 (2) は、専用回線 は、防災情報ネットワークまたは防災行政無線 は、防災行政無線</p>	<p>(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統図</p> <p>(注) (1) 地域振興局及び熊本土木事務所においては、管内市町村への警戒を促すこと。 (2) は、加入または庁内電話 は、防災情報提供システム は、法定伝達先 は、防災情報ネットワークまたは防災行政無線 は、防災行政無線</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
190	本編	2	2	3	2	3	220	修正	<p>ウ 要配慮者利用施設 水防法第15条の規定により、<u>利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域内の要配慮者利用施設※については</u>、洪水予報等を伝達する。 また、これらの施設には、<u>「避難確保計画の作成」及び「訓練の実施」が義務付けられた。</u> ※要配慮者利用施設とは <u>高齢者や障がい者、幼児等が利用する施設で、主なものとして次に掲げる施設</u> ①老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設（保育所等） ②病院、診療所（有床に限る） ③幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校</p>	<p>ウ 要配慮者利用施設 水防法第15条の規定により、<u>河川管理者が定めた次に掲げる施設については要配慮者利用施設として定め</u>、洪水予報等を伝達する。 また、これらの施設には、<u>洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するための「避難確保計画」の策定が義務付けられた。</u> ※要配慮者利用施設とは <u>浸水想定区域内の高齢者や障がい者、幼児等が利用する施設で次に掲げるもの</u> ①高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者施設の社会福祉施設 ②病院、診療所の医療施設（有床に限る） ③幼稚園、ろう学校、盲学校及び養護学校</p>
191	本編	2	2	4	1	2	225	修正	<p>(イ) 活用情報の留意点 a 津波警報等は、沿岸に近い<u>海域</u>で大きな地震が発生した場合、津波の襲来に間に合わないことがあることに留意する。 b 津波警報等は、<u>精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに</u>、内容の更新がある場合があることに留意する。</p>	<p>(イ) 活用情報の留意点 a 津波警報等は、沿岸に近い_____大きな地震が発生した場合、津波の襲来に間に合わないことがあることに留意する。 b 津波警報等は、<u>最新の地震・津波データの解析結果に基づき_____</u>、内容の更新がある場合があることに留意する。</p>
192	本編	2	2	4	1	2	226	修正	<p>エ 発令にあたっての留意点 (ア) 津波は長い時間くり返し来襲するので、津波警報・<u>注意報</u>が解除されるまでは、避難を継続する必要がある。 (イ) 津波は、第一波（最初に来る波）が<u>観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある</u>ことに留意する。</p>	<p>エ 発令にあたっての留意点 (ア) 津波は長い時間くり返し来襲するので、津波警報_____が解除されるまでは、避難を継続する必要がある。 (イ) 津波は、第一波（最初に来る波）<u>より数波後の波の方が高くなる場合がよくある</u>_____ことに留意する。</p>
193	本編	2	2	5	1	2	231	修正	<p>(2) 水害に関する発令基準 ウ 洪水予報・水防警報基準水位 (ア) 洪水予報基準水位 河川名 白川 洪水予報基準地点 代継橋 水防団待機水位 <u>2.70</u> 氾濫注意水位 3.70 避難判断水位 <u>5.20</u> 氾濫危険水位 <u>5.50</u></p>	<p>(2) 水害に関する発令基準 ウ 洪水予報・水防警報基準水位 (ア) 洪水予報基準水位 河川名 白川 洪水予報基準地点 代継橋 水防団待機水位 <u>2.50</u> 氾濫注意水位 3.70 避難判断水位 <u>4.70</u> 氾濫危険水位 <u>5.00</u></p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
194	本編	2	2	5	1	3	235	修正	<p>市長は、避難のための立ち退きの指示、安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることのできる指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めるとともに、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</p>	<p>市長は、避難のための立ち退きの指示、安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることのできる指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができるとともに、必要に応じて実施することとする。</p>
195	本編	2	2	5	1	5	238	修正	<p>5 避難指示等の伝達方法</p> <p><u>本編第2部第2章第4節第1項「4 避難指示等の伝達方法」(P227)に準じる。</u></p>	<p>5 避難指示等の伝達方法</p> <p>避難指示等を発令した場合は、次に示す有線、無線、広報車、報道機関等の最も迅速かつ適切な方法で行い、地域住民に周知徹底を行うものとする。</p> <p>【略】(図)</p> <p>また、上記の多様な手段に加え、本市では「情報伝達手段の多様化要領」に基づき、報道機関や交通事業者、商店街など民間事業者を通じた市民への情報伝達が出来る多様な情報伝達体制を確保し、災害時等の市民等の迅速な避難行動等における安全の確保を図るものとする。</p> <p>【資料編】3-3-3 情報伝達手段の多様化要領</p>
196	本編	2	2	5	1	6	238	修正	<p>6 避難指示等の解除</p> <p><u>本編第2部第2章第4節第1項「5 避難指示等の解除」(P227)に準じる。</u></p>	<p>6 避難指示等の解除</p> <p>市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。避難指示等の解除の住民等への伝達は、避難場所として利用する施設等における口頭及び放送・掲示等による伝達、報道機関を通じての広報、職員による看板・ポスター等の掲示等による。</p>
197	本編	2	2	5	1		239	修正	<p>7 避難指示等の報告</p> <p><u>本編第2部第2章第4節第1項「6 避難指示等の報告」(P227)に準じる。</u></p>	<p>7 避難指示等の報告</p> <p>市長は、自ら若しくは権限を委任した市職員が避難指示等を行ったとき、及び権限を代行した警察官等が避難の指示を行ったと通知してきたとき、並びにこれらの避難指示等が解除されたときは、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を県に報告する。</p> <p>(1) 発令者 (2) 発令の理由及び発令日時 (3) 避難の対象区域 (4) 避難場所 (5) その他必要な事項</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
198	本編	2	2	5	2	7	239	修正	第2項 警戒区域の設定 <u>本編第2部第2章第4節第2項「6 警戒区域の設定」(P228)に準じる。</u>	第2項 警戒区域の設定 <u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められる場合、法令に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限若しくは禁止し、市民の退去を命ずることができる。</u> <u>【略】(表)</u>
199	本編	2	2	6			240	修正	災害発生時に、災害対策の基本的な方針を迅速に決定し、効果的な災害応急活動等を円滑に実施するため、被害発生に係る情報や災害関連情報の収集・伝達を行うための体制について定める。 <u>また、災害時の個人情報の取扱いについて、「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。</u>	災害発生時に、災害対策の基本的な方針を迅速に決定し、効果的な災害応急活動等を円滑に実施するため、被害発生に係る情報や災害関連情報の収集・伝達を行うための体制について定める。 <u>【追加】</u>
200	本編	2	2	6	1	3	242	削除	収集機関 <u>【削除】</u> 九州電力送配電(株)熊本支社	収集機関 <u>九州電力(株)熊本支店</u> 九州電力送配電(株)熊本支社
201	本編	2	2	6	2	3	246	修正	(2) 広報の方法と内容 災害の規模、態様に応じて、適切な方法と内容の広報を行うものとする。 <u>特に、視覚障がい者や聴覚障がい者等への配慮として、音声案内や文字情報の提示、点字化、手話通訳によるテレビ放送等を検討する。また、必要に応じて各種関係団体との連携を図るものとする。</u> なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。 <u>【略】(表)</u> <u>【削除】</u>	(2) 広報の方法と内容 災害の規模、態様に応じて、適切な方法と内容の広報を行うものとする。 <u>【追加】</u> なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。 <u>【略】(表)</u> <u>※視覚障がい者や聴覚障がい者等への配慮として、音声案内や文字情報の提示、点字化、手話通訳によるテレビ放送等を検討する。また、必要に応じて各種関係団体との連携を図る。</u> <u>※行方不明者となる疑いのある者(以下「行方不明者」という。)や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者(以下「行方不明者」という。)及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、公表に当たっては、市は県及び警察と連携を図るものとする。</u>
202	本編	2	2	7			247	修正	第7節 <u>安否不明者等の氏名公表・行方不明者_の搜索</u> <u>災害によって安否不明等になった者の氏名等の公表や行方不明となった者の搜索を実施するための計画を定める。</u> <u>※第2項へ移動</u>	第7節 _____行方不明者等の搜索 <u>災害により行方不明者の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者(以下「行方不明者等」という。)の搜索は、関係機関・団体と緊密な連携をとり、早急を実施するものとする。</u> <u>また、災害時における行方不明者の搜索については、災害救助法適用の有無に関わらず、市が災害救助法及び熊本市災害救助法施行細則を基準として実施する。</u>

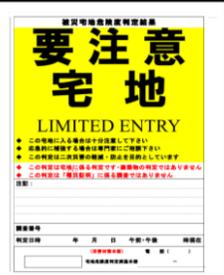
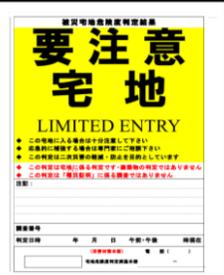
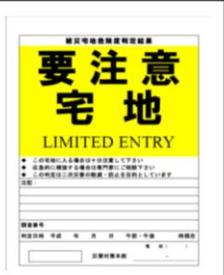
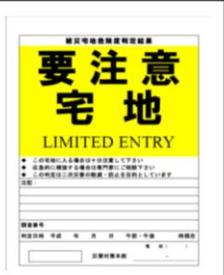
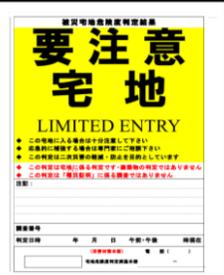
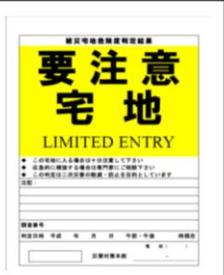
令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
203	本編	2	2	7	1		247	修正	【関連部局】 政策局 文化市民局	【関連部局】 健康福祉局
204	本編	2	2	7	1		247	削除	【削除】 ※行方不明者の捜索に係る実施機関については、第2項1へ移動	第1項 実施機関 行方不明者等の捜索は、市長が、警察、消防、海上保安部、警察医会、警察歯科医師会等の協力を得て行うものとする。 市だけでは十分な対応ができない場合、市及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。
205	本編	2	2	7			247	新規	第1項 安否不明者の氏名公表 1 県は、人命救助活動の効率化、円滑化を図るため、警察及び市町村と連携し、安否不明者※1、行方不明者※2及び死者※3の氏名等※4の情報を以下の場合を除き原則公表するものとする。 (1)行方不明者・安否不明者 ① 住民基本台帳の閲覧制限がある場合 (2)死者 ① 遺族の同意がない場合(※) ② 住民基本台帳の閲覧制限がある場合 (※) 遺族の同意がない場合であっても、「より高い公益上の必要性」がある場合は公表する。 (例：死者の氏名等を公表しないことにより、多くの人が安否情報を求めて被災地を訪ね、新たに被害が生じるなどして、救命救急活動に支障が生じている場合など)	【新規】 ※第2項3から一部移動
206	本編	2	2	7			247	新規	第1項 安否不明者の氏名公表 2 市は、県が定めた手順に基づき、所在不明となっている者等の情報を収集して県及び警察と共有し、災害に起因する安否不明者、行方不明者及び死者であることの判断をしたものについて、住民基本台帳の閲覧制限※5の確認を行い、県に報告するものとする。 ※1行方不明者（当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。）となる疑いのある者。 ※2当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。 ※3当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は、死体を確認できないが、死亡したことが確実な者。 ※4住所（字名まで）、氏名（読み方を含む）、年齢、性別、死因等。 ※5配偶者暴力防止法・ストーカー規制法・児童虐待防止法等に基づき、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付を制限されている場合。	【新規】 ※第2項3から一部移動

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項目	ページ	区分	「新」	「旧」																			
207	本編	2	2	7	2	247	修正	<p>第2項 行方不明者<u> </u>の搜索 <u>行方不明者の搜索は、関係機関・団体と緊密な連携をとり、早急</u><u>に実施するものとする。</u> <u>また、災害時における行方不明者の搜索については、災害救助法適用の有無に関わらず、市が災害救助法及び熊本市災害救助法施行細則を基準として実施する。</u></p> <p><u>1 実施機関</u> <u>行方不明者の搜索は、市長が、警察、消防、海上保安部、警察医会、警察歯科医師会等の協力を得て行うものとする。</u> <u>市だけでは十分な対応ができない場合、市及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。</u></p> <p><u>2 行方不明者の搜索</u> <u>市は、防災関係機関と連携して行方不明者<u> </u>の搜索及び行方不明者<u> </u>に関する情報収集を行うものとする。</u> <u>【削除】</u> <u>【削除】 ※第1項へ移動</u></p>	<p>第2項 行方不明者<u>等</u>の搜索 <u>【追加】</u> <u>※節リード文から移動</u></p> <p><u>【追加】</u> <u>※第1項から移動</u></p> <p><u>【追加】</u> <u>1 市は、防災関係機関と連携して行方不明者<u>等</u>の搜索及び行方不明者<u>等</u>に関する情報収集を行うものとする。</u> <u>2 搜索期間は原則として10日以内とする。</u> <u>3 市は、人命救助活動の効率化、円滑化を図るため、県が原則公表する安否不明者、行方不明者及び死者の情報収集等を行い、必要な情報を県へ報告する。</u></p>																			
208	本編	2	2	10	4	3	262	修正	<p>■被災宅地危険度判定の判定内容 (判定内容の記載が変更)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: middle;">  </td> <td style="width: 33%; vertical-align: middle;">  </td> <td style="width: 33%; vertical-align: middle;">  </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>判定内容</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>判定内容</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>判定内容</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>解説</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>解説</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>解説</p> </td> </tr> </table>				<p>判定内容</p>	<p>判定内容</p>	<p>判定内容</p>	<p>解説</p>	<p>解説</p>	<p>解説</p>	<p>■被災宅地危険度判定の判定内容</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: middle;">  </td> <td style="width: 33%; vertical-align: middle;">  </td> <td style="width: 33%; vertical-align: middle;">  </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>判定内容</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>判定内容</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>判定内容</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>解説</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>解説</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>解説</p> </td> </tr> </table>				<p>判定内容</p>	<p>判定内容</p>	<p>判定内容</p>	<p>解説</p>	<p>解説</p>	<p>解説</p>
																												
<p>判定内容</p>	<p>判定内容</p>	<p>判定内容</p>																										
<p>解説</p>	<p>解説</p>	<p>解説</p>																										
																												
<p>判定内容</p>	<p>判定内容</p>	<p>判定内容</p>																										
<p>解説</p>	<p>解説</p>	<p>解説</p>																										

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」																						
214	本編	2	2	15	7	2	279	修正	2 受援体制 【略】熊本県消防広域応援基本計画に基づく熊本市消防局応援計画・受援計画（令和6年（2024年）4月1日改正）の定めるところによる。	2 受援体制 【略】熊本県消防広域応援基本計画に基づく熊本市消防局応援計画・受援計画（令和4年（2022年）3月31日改正）の定めるところによる。																						
215	本編	2	2	15	10		280	修正	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">益城 西原 消防署</td> <td>本署</td> <td>上益城郡益城町大字寺迫202番地1</td> <td>○ポンプ救急小隊 ○救急小隊</td> </tr> <tr> <td>西原出張所</td> <td>阿蘇郡西原村大字小森583番地1</td> <td>○ポンプ救急小隊</td> </tr> <tr> <td>特別編成</td> <td>国際消防救助 緊急消防援助</td> <td>事務局 警防部警防課</td> <td></td> </tr> </table>	益城 西原 消防署	本署	上益城郡益城町大字寺迫202番地1	○ポンプ救急小隊 ○救急小隊	西原出張所	阿蘇郡西原村大字小森583番地1	○ポンプ救急小隊	特別編成	国際消防救助 緊急消防援助	事務局 警防部警防課		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">益城 西原 消防署</td> <td>本署</td> <td>上益城郡益城町大字寺迫202番地1</td> <td>○ポンプ小隊 ○救急救助小隊</td> </tr> <tr> <td>西原出張所</td> <td>阿蘇郡西原村大字小森583番地1</td> <td>○ポンプ救急小隊</td> </tr> <tr> <td>特別編成</td> <td>国際消防救助 緊急消防援助</td> <td>事務局 警防部警防課</td> <td></td> </tr> </table>	益城 西原 消防署	本署	上益城郡益城町大字寺迫202番地1	○ポンプ小隊 ○救急救助小隊	西原出張所	阿蘇郡西原村大字小森583番地1	○ポンプ救急小隊	特別編成	国際消防救助 緊急消防援助	事務局 警防部警防課	
益城 西原 消防署	本署	上益城郡益城町大字寺迫202番地1	○ポンプ救急小隊 ○救急小隊																													
	西原出張所	阿蘇郡西原村大字小森583番地1	○ポンプ救急小隊																													
特別編成	国際消防救助 緊急消防援助	事務局 警防部警防課																														
益城 西原 消防署	本署	上益城郡益城町大字寺迫202番地1	○ポンプ小隊 ○救急救助小隊																													
	西原出張所	阿蘇郡西原村大字小森583番地1	○ポンプ救急小隊																													
特別編成	国際消防救助 緊急消防援助	事務局 警防部警防課																														
216	本編	2	2	17	2		284	修正	【関連部局】 <u>全局</u>	【関連部局】 <u>総務局</u>																						
217	本編	2	2	17	2		284 ~ 285	修正	<p>第2項 緊急通行車両の確認 市長は、公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、県知事又は公安委員会へ申し出て、緊急通行車両としての確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。</p> <p><u>なお、緊急通行車両の確認事務の省力化、効率化を図るため、災害発生前にあらかじめ緊急通行車両の確認を受け、標章等の交付を受けるものとする。</u></p> <p><u>【削除】</u></p> <p><u>【削除】</u></p> <p><u>【削除】</u></p>	<p>第2項 緊急通行車両の確認 市長は、公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、県知事又は公安委員会へ申し出て、緊急通行車両の<u>確認（証明書及び標章の交付）</u>を受けるものとする。</p> <p><u>【追加】</u></p> <p><u>1 申請手続（申請窓口）</u></p> <p><u>【略】</u></p> <p><u>2 緊急通行車両の使用</u></p> <p><u>【略】</u></p> <p><u>3 緊急通行車両の事前届出</u></p> <p><u>【略】</u></p>																						
218	本編	2	2	17	4	2	286	修正	2 輸送ルートへの検討 輸送ルートは、本部長の指示があった場合、 <u>国県が制定する道路啓開計画に基づき、国県との調整、交通規制の状況を踏まえ、都市建設局対策部と連携し、災害対策本部にて検討する。</u>	2 輸送ルートへの検討 輸送ルートは、本部長の指示があった場合、 <u>交通規制の状況に応じて都市建設局対策部が</u> _____ 検討する。																						

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
219	本編	2	2	18	1	2	288	修正	(1) 避難の誘導方法 イ 防災関係機関 (イ) 高齢者、障がい者、 子ども 、妊産婦等の要配慮者に配慮しつつ、災害発生状況等に応じて効果的な装備資機材を活用し避難誘導を行うものとする。	(1) 避難の誘導方法 イ 防災関係機関 (イ) 高齢者、障がい者、 子ども 、妊産婦等の要配慮者に配慮しつつ、災害発生状況等に応じて効果的な装備資機材を活用し避難誘導を行うものとする。
220	本編	2	2	18	2	1	292	修正	(4) 避難所の開設方法及び受入れ イ 運営・管理 (ウ) 居住区域の割り振り 【略】特に、高齢者・障がい者・女性や 子ども の安心・安全に配慮し、更衣室、トイレ、洗濯・物干しなどの専用スペースを可能な限り確保することとし、乳幼児・妊産婦のいる家族の割り振りは、育児スペース等（大きさ、配置など）を考慮する。	(4) 避難所の開設方法及び受入れ イ 運営・管理 (ウ) 居住区域の割り振り 【略】特に、高齢者・障がい者・女性や 子ども の安心・安全に配慮し、更衣室、トイレ、洗濯・物干しなどの専用スペースを可能な限り確保することとし、乳幼児・妊産婦のいる家族の割り振りは、育児スペース等（大きさ、配置など）を考慮する。
221	本編	2	2	18	2	2	297	修正	(4) 避難所の開設方法及び受入れ 【居住スペースの割り振りにおけるポイント】 (4ポつ目) ○高齢者・障がい者・女性や 子ども の安心・安全、プライバシーの保護、感染症予防に配慮し、段ボールやベニヤ板等で間仕切りを行う。	(4) 避難所の開設方法及び受入れ 【居住スペースの割り振りにおけるポイント】 (4ポつ目) ○高齢者・障がい者・女性や 子ども の安心・安全、プライバシーの保護、感染症予防に配慮し、段ボールやベニヤ板等で間仕切りを行う。
222	本編	2	2	19			302	修正	第19節 要配慮者 _____ 対策	第19節 要配慮者 (避難行動要支援者) 対策
223	本編	2	2	19	1		302	修正	第1項 _____ 避難行動要支援者 の 避難支援等 _____ 本市では、 令和7年度（2025年度）から、災害時要援護者避難支援制度の対象者を避難行動要支援者名簿に統合するかたちで一歩化し、個別避難計画の作成推進により、避難行動要支援者の実効性ある避難支援が行われるよう取り組む。本人等の同意を得た上で、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報（以下「名簿情報等」という。）を消防機関、熊本県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災クラブ等の避難支援等関係者に提供し、災害時には、避難支援等関係者の協力を得て、名簿情報等を活用した避難支援等を実施するものとする。 【削除】	第1項 要配慮者（避難行動要支援者）の安全・安否確認 本市では、「 熊本市災害時要援護者避難支援制度 」を設けて、平成19年（2007年）10月から災害時に避難支援を必要とする方の登録と個別避難支援プランづくりを開始した。要援護者情報はシステムで管理し、本人の同意を得た上で、町内ごとの登録者名簿を民生委員、町内自治会、校区社会福祉協議会及び自主防災クラブ等の関係団体に提供し、個別避難支援プランの内容や避難経路の確認とあわせて、日常的な要援護者の見守り活動にも活用している。そのため、災害発生時には、要援護者情報を活用し、民生委員、町内自治会、校区社会福祉協議会及び自主防災クラブ等の協力を得て、安否確認、避難誘導等を実施するものとする。 今後は、 令和7年度（2025年度）からの運用を目指し、災害時要援護者避難支援制度の対象者と避難行動要支援者を一本化するとともに、令和3年（2021年）の災害対策基本法の改正により市町村の努力義務とされた、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成について、より推進していく体制を構築する。

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
224	本編	2	2	19	2		302	修正	<p>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法第49条の11第3項及び第49条の15第3項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に <u>名簿情報等</u> を提供する。この場合においては、<u>名簿情報等を提供することについて本人の同意を得ることを要しない</u>。また、名簿情報等の提供を受けた避難支援等関係者は、名簿情報等を活用し、速やかに <u>避難支援等</u> を実施する。</p> <p>【削除】</p>	<p>第2項 避難行動要支援者名簿情報等を提供する時期及び支援等 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法第49条の11第3項及び第49条の15第3項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に <u>避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報（以下「名簿情報等」という。）</u> を提供する。</p> <p>また、名簿情報等の提供を受けた避難支援等関係者は、名簿情報等を活用し、速やかに <u>支援等</u> を実施する。</p> <p>なお、令和7年度（2025年度）から、災害時要援護者避難支援制度の対象者と避難行動要支援者を一本化するため、本項は、令和7年度（2025年度）以降の運用について定めるもの。令和6年度（2024年度）は、「熊本市避難行動要支援者支援計画」（平成27年5月（令和5年（2023年）5月一部改定））に従い、運用するものとする。</p> <p>【略】</p> <p>1 避難支援等関係者 【略】</p> <p>2 名簿情報等を提供する時期 【略】</p> <p>3 名簿情報等を活用した避難支援等 【略】</p>
225	本編	2	2	19	3		303	修正	<p>第2項 社会福祉施設における対策</p>	<p>第3項 社会福祉施設における対策</p>
226	本編	2	2	19	4		304	修正	<p>第3項 外国人に対する対策</p>	<p>第4項 外国人に対する対策</p>
227	本編	2	2	19	4	3	304～305	修正	<p>大規模災害発生時においては、政策局対策部により、外国人避難対応施設 <u>である</u> 国際交流会館を避難所として開設するものとする。</p> <p>【略】</p> <p><u>あわせて</u>、外国人避難者を把握するために、各避難所での登録状況の把握や関係機関等への情報収集を行い、野外等の避難者に対してはSNS等を活用した状況把握に努めるものとする。</p>	<p>大規模災害発生時においては、政策局対策部により、外国人避難対応施設 <u>として</u> 国際交流会館を避難所として開設するものとする。</p> <p>【略】</p> <p><u>併せて</u>、外国人避難者を把握するために、各避難所での登録状況の把握や関係機関等への情報収集を行い、野外等の避難者に対してはSNS等を活用した状況把握に努めるものとする。</p>
228	本編	2	2	19	5		305	修正	<p>第4項 観光客に対する対策</p>	<p>第5項 観光客に対する対策</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
229	本編	2	2	19	6		305	修正	第5項 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT及び熊本DWAT） 県は、災害発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT及び熊本DWAT）や災害支援ナースを指定避難所、福祉避難所等に派遣する。	第6項 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT_____） 県は、災害発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT_____）_____を指定避難所、福祉避難所等に派遣する。
230	本編	2	2	19	7		305	修正	第6項 情報の提供	第7項 情報の提供
231	本編	2	2	19	8		306	修正	第7項 生活の支援	第8項 生活の支援
232	本編	2	2	21	1	6	310	修正	6 給水活動の実施 (2) 給水の方法 ア 給水所への運搬 上下水道局は、配水池等から給水所へ水を運搬する。 運搬に際しては、給水車等を使用する。 なお、配水池等において給水するときは、応急給水栓等で行う。 イ 【略】 ウ 貯水機能付給水管での給水 貯水機能付給水管が整備してある避難所では、避難所担当職員や避難所運営委員会と協議の上、貯水機能付給水管への給水を行う。	6 給水活動の実施 (2) 給水の方法 ア 給水所への運搬 上下水道局は、配水池等から給水所へ水を運搬する。 運搬に際しては、給水車等を使用する。 なお、配水池等において給水するときは、応急給水栓等を設置する。 イ 【略】 ウ 貯水機能付給水管での給水 貯水機能付給水管が整備してある避難所では、避難所担当職員や避難所運営委員会と協議の上、_____給水管への給水を行う。
233	本編	2	2	21	2	1	312	修正	(2) 把握方法 応急食糧の必要数の把握については、本部で情報の一元化を図るとともに、避難所に避難している被災者の他、各区対策部、他の関係部局、関係機関、町内自治会及び自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者や車中泊避難者についても必要数を把握するよう努めるものとする。	(2) 把握方法 応急食糧の必要数の把握については、本部で情報の一元化を図るとともに、避難所に避難している被災者の他、各区対策部、他の関係部局、関係機関、町内自治会及び自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者_____についても必要数を把握するよう努めるものとする。
234	本編	2	2	21	3	1	313	修正	(2) 把握方法 生活必需品の必要数の把握については、本部で情報の一元化を図るとともに、避難所に避難している被災者の他、避難所運営委員会、各区対策部、健康福祉局対策部、他の関係部局、関係機関、町内自治会及び自主防災クラブ等の協力を得て、在宅避難者や車中泊_____避難者についても必要数を把握するよう努めるものとする。	(2) 把握方法 生活必需品の必要数の把握については、本部で情報の一元化を図るとともに、避難所に避難している被災者の他、避難所運営委員会、各区対策部、健康福祉局対策部、他の関係部局、関係機関、町内自治会及び自主防災クラブ等の協力を得て、在宅避難者や屋外（車中）_____避難者についても必要数を把握するよう努めるものとする。
235	本編	2	2	21	3	4	314	修正	【略】 また、センターでは現地ニーズの受入れ窓口となり、物資情報を集約し、避難所だけでなく在宅避難者や車中泊_____避難者にも行き渡るよう配慮する。	【略】 また、センターでは現地ニーズの受入れ窓口となり、物資情報を集約し、避難所だけでなく在宅避難者や屋外（車中）_____避難者にも行き渡るよう配慮する。

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
236	本編	2	2	22			316	修正	第22節 保健衛生計画 【略】 特に、高齢者、障がい者、 <u>こども</u> 、妊産婦等要配慮者の心身の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。	第22節 保健衛生計画 【略】 特に、高齢者、障がい者、 <u>子ども</u> 、妊産婦等要配慮者の心身の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
237	本編	2	2	22	1	2	317	修正	<u>(4) 災害時感染制御支援チーム等の派遣要請</u> 県及び市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、 <u>災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請するものとする。</u>	<u>【追加】</u>
238	本編	2	2	23	4		319	修正	大規模な災害が発生した場合、次の2ヶ所に遺体安置所を設置する。 <u>設置については、①熊本市総合体育館・青年会館、②熊本県立総合体育館の順とする。</u>	大規模な災害が発生した場合、次の2ヶ所に遺体安置所を設置する。 <u>【追加】</u>
239	本編	2	2	23	4		319	修正	<u>【削除】</u>	<u>又、対策本部長は、指定した公共施設、若しくはあらかじめ協力を得た市内の寺院又は市民の避難状況を考慮した上で公共施設等遺体収容に適切な場所を選定して、遺体安置所を開設する。なお、適切な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。</u>
240	本編	2	2	23	5		320	修正	2 上記施設への遺体安置が困難な場合においては、対策本部は、警察と協議し、被害現場付近の適切な場所（寺院、公共建物等）に遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。 <u>適切な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。</u> なお、市は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保全剤等の納棺用品を確保するものとする。	2 上記施設への遺体安置が困難な場合においては、対策本部は、警察と協議し、被害現場付近の適切な場所（寺院、公共建物等）に遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。 <u>_____</u> なお、市は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保全剤等の納棺用品を確保するものとする。
241	本編	2	2	24	7	2	324	修正	大規模災害等の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる賃貸型応急住宅の提供を行う。また、発生直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から <u>防災訓練を通じて</u> 「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携を図るものとする。	大規模災害等の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる賃貸型応急住宅の提供を行う。また、発生直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から <u>_____</u> 「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携を図るものとする。
242	本編	2	2	25	2	2	325	修正	<u>【略】</u> 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(<u>令和5年4月</u> 環境省)等を【略】	<u>【略】</u> 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(<u>平成29年9月</u> 環境省)【略】

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
243	本編	2	2	26	2	2	327	修正	<p>■ 処理施設</p> <p>【削除】</p> <p>下水道処理施設：○中部浄化センター ○東部浄化センター ○山鹿浄水センター※</p> <p>※植木地域のし尿等は山鹿市の山鹿浄水センターにて処理</p>	<p>■ 市の処理施設</p> <p>し尿処理施設：○山鹿植木広域行政事務組合山鹿衛生処理センター</p> <p>下水道処理施設：○中部浄化センター ○東部浄化センター</p> <p>【追加】</p>
244	本編	2	2	27	2	2	331	削除	<p>2 取水、送水、配水施設</p> <p>被害状況の調査結果を早急に検討し、その重要度、応急復旧時間等を勘案し作業にあたる。原則として、水源側から作業にあたる。また、施設能力の維持には、電力の供給が重要となるため、九州電力送配電(株)に対して優先的供給を要請しつつ、自家発電機の運転を行う。</p>	<p>2 取水、送水、配水施設</p> <p>被害状況の調査結果を早急に検討し、その重要度、応急復旧時間等を勘案し作業にあたる。原則として、水源側から作業にあたる。また、施設能力の維持には、電力の供給が重要となるため、九州電力(株)、九州電力送配電(株)に対して優先的供給を要請しつつ、自家発電機の運転を行う。</p>
245	本編	2	2	30			339	修正	<p>【削除】</p> <p>電力設備の非常災害応急復旧対策については、九州電力株式会社熊本支店及び九州電力送配電株式会社熊本支社において、災害対策に万全を期するため、「防災業務計画」に基づき「非常災害対策本部運営基準」を定めるとともに各配電事業所・営業所は当該本部に準じて「非常災害対策部運営基準」を定めている。</p> <p>※荒尾市(福岡支社管轄)及び阿蘇郡小国町、南小国町、産山村、阿蘇市波野(大分支社管轄)を除く</p>	<p>熊本県内における電力の供給は、九州電力株式会社熊本支店(以下「九電熊本支店」という。)及び九州電力送配電株式会社熊本支社(以下「九電送配熊本支社」という。)が荒尾市(福岡支社管轄)及び阿蘇郡小国町、南小国町、産山村、阿蘇市波野(大分支社管轄)を除き、県下一円を統括して供給している。</p> <p>電力設備の非常災害応急復旧対策については、災害対策に万全を期するため、「防災業務計画」に基づき「非常災害対策本部運営基準」を定めるとともに各配電事業所・営業所は当該本部に準じて「非常災害対策部運営基準」を定めている。</p> <p>【追加】</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
246	本編	2	2	30			339	修正	<p><u>【削除】</u></p> <p><u>第1項 応急対策の方法</u> 台風、洪水、地震などにより電力施設に非常災害の発生が予想される場合、各配電事業所・営業所においては定められた「非常災害対策部運営基準」に基づいて準備体制を確立し、直ちに「非常災害対策時の指令伝達・情報連絡系統」(別図)のとおり本店に非常災害対策総本部、支社には非常災害対策本部、各配電事業所・営業所に非常災害対策部が設置され、必要な情報の連絡及び対策に対する指令が伝達される。 また、非常災害が数時間以内に発生することが予想される場合及び発生した場合は、非常体制を確立し、非常対策に万全を期するものとする。 なお、南海トラフ地震発生時は、それぞれの対策組織を「非常災害」から「南海トラフ地震」へ名称を変更する。</p>	<p><u>第1項 電力施設の状況(2021.3月末)</u> 熊本支社管内の電力施設は91変電所(1,041kW)、26発電所(204kW)、送電線(亘長1,352km)及び配電線(亘長22,026km)</p> <p><u>第2項 応急対策の方法</u> 台風、洪水、地震などにより電力施設に非常災害の発生が予想される場合、各配電事業所・営業所においては定められた「非常災害対策部運営基準」に基づいて準備体制を確立し、直ちに「非常災害対策時の指令伝達・情報連絡系統」(別図)のとおり本店に非常災害対策総本部、支社には非常災害対策本部、各配電事業所・営業所に非常災害対策部が設置され、必要な情報の連絡及び対策に対する指令が伝達される。 また、非常災害が数時間以内に発生することが予想される場合及び発生した場合は、非常体制を確立し、非常対策に万全を期するものとする。</p> <p><u>【追加】</u></p>
247	本編	2	2	30	3	4	340	修正	<p>■ [別図] 熊本支社非常対策時の指令伝達・情報連絡系(抜粋)</p> <p><u>【削除】</u></p>	<p>■ [別図] 熊本支社非常対策時の指令伝達・情報連絡系(抜粋)</p> <p>(※) 熊本支社非常災害対策本部未設置時の連絡箇所は総合制御所</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
248	本編	2	2	30	4	2	341	修正	(2) 防災関係機関との情報連絡及び協力 市災害対策本部等の情報収集は、 <u>九電送配非常災害対策組織</u> の対策本部要員を、必要に応じて市災害対策本部に派遣し、関係防災機関との緊密な連携に努めるものとする。	(2) 防災関係機関との情報連絡及び協力 市災害対策本部等の情報収集は、 <u>九電熊本支店及び、九電送配熊本支社非常災害</u> 対策本部要員を、必要に応じて市災害対策本部に派遣し、関係防災機関との緊密な連携に努めるものとする。
249	本編	2	2	34	6	2	354	修正	有明広域行政事務組合消防本部 119・0968-73- <u>5272</u>	有明広域行政事務組合消防本部 119・0968-73- <u>5271</u>
250	本編	2	3	1			366	修正	<u>国、県及び近隣自治体、電力、通信等のインフラ事業者</u> 等の関係機関と緊密に連携・調整等を行いながら、復旧・復興を円滑に進める。	<u>国や県、近隣自治体</u> 等の関係機関と緊密に連携・調整等を行いながら、復旧・復興を円滑に進める。
251	本編	2	3	3	1		368	修正	【略】 <u>あわせて、県等</u> が実施する住家等被害認定の研修会 <u>など</u> に参加し、災害時に <u>おいては、</u> 迅速に被害認定を行うことができるよう職員の技術向上に努める。	【略】 <u>併せて県が</u> が実施する住家等被害認定の研修会 <u>等</u> に参加し、災害時に <u>迅速に</u> 被害認定を行うことができるよう職員の技術向上に努める。
252	本編	2	3	3	1	1	368	修正	災害による住家への被害程度を判定する際 <u>は、</u> 内閣府の災害の被害認定基準について（令和3年6月24日付府政防第670号）及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針（ <u>令和6年5月</u> 内閣府（ <u>防災担当</u> ））を基準とした区分とする。	災害による住家への被害程度を判定する際 <u>の基準は、</u> 内閣府の災害の被害認定基準について（令和3年6月24日付府政防第670号）及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針（ <u>令和3年3月</u> 内閣府（ <u> </u> ））を基準とした区分とする。
253	本編	2	3	3	1	2	370	修正	(2) 被害認定調査のための事前準備 被害認定調査の実施に係るフロー ⑦調査の実施 【略】 (5) 調査結果の整理 <u>(6) 判定結果の入力</u> <u>(7) 災証明書発行準備完了連絡</u> <u>(8) 翌日への準備</u> <u>【削除】</u> <u>【削除】</u>	(2) 被害認定調査のための事前準備 被害認定調査の実施に係るフロー ⑦調査の実施 【略】 (5) 調査結果の整理 <u>【追加】</u> <u>【追加】</u> <u>(6) 翌日への準備</u> <u>(被災者台帳を作成する場合)</u> <u>被災者台帳の作成</u>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
254	本編	2	3	3	1	2	370	修正	(2) 被害認定調査のための事前準備 り災証明書の交付に係るフロー 【削除】 ④り災証明書の発行 (1) 申請書の受理 (2) 被害認定調査の依頼 (3) 判定結果の探索 (4) 被害程度の確認・ 再調査依頼が可能である旨の周知 (5)り災証明書の交付 (初回)	(2) 被害認定調査のための事前準備 り災証明書の交付に係るフロー ④資機材等の調達 ⑤り災証明書の発行 (1) 申請書の受理 【追加】 (2) 判定結果の探索 (3) 被害程度の確認・ 再調査依頼が可能である旨の周知 (4)り災証明書の交付 (初回)
255	本編	2	3	3	1	3	371	削除	(1) 申請窓口の開設等 (表中) 農林水産業申請 申請窓口 【削除】	(1) 申請窓口の開設等 (表中) 農林水産業申請 申請窓口 農業支援課
256	本編	2	3	3	1	3	371	修正	(2)被害認定調査の実施 被災者からり災証明申請を受けた住家等に対し、被害の程度を判定する ため被害認定調査を実施する。調査体制は1班当たり2～3人を基本構成とし、 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 (令和6年5月 内閣府 (防災担当)) 等を基に調査を実施する。	(2)被害認定調査の実施 被災者からり災証明申請を受けた住家等に対し、被害の程度を判定する ため被害認定調査を実施する。調査体制は1班当たり2～3人を基本構成とし、 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 (令和3年3月 内閣府 _____) 等を基に調査を実施する。
257	本編	2	3	3	2		372	修正	市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると 認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳 (以下、 「被災者台帳」という。) を作成することができる。 <u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するものとする。</u>	市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると 認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳 (以下、 「被災者台帳」という。) を作成することができる。 【追加】
258	本編	2	3	4	1	1	380	修正	(3) 対象事業 河川 河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくは その他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水 制、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする 河岸。ただし、砂防法(明治30年法律第29号)第3条の2の規定によつて同法が 準用される天然の河岸を除く。	(3) 対象事業 河川 河川法(昭和39年法律第167号)第3条による施設等
259	本編	2	3	4	1	1	380	修正	(3) 対象事業 海岸 <u>国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する 堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設</u>	(3) 対象事業 海岸 _____海岸又はこれに設置する 堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
260	本編	2	3	4	1	1	380	修正	(3) 対象事業 林地荒廃防止施設 山林砂防施設 (立木を除く。) 又は海岸砂防施設 (防潮堤を含み、立木を除く。)	(3) 対象事業 山地荒廃防止施設 山地砂防施設 (立木を除く。) 又は海岸砂防施設 (防潮堤を含み、立木を除く。)
261	本編	2	3	4	1	1	380	修正	(3) 対象事業 地すべり防止施設 地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) 第2条第3項に規定する地すべり防止施設	(3) 対象事業 地すべり防止施設 地すべり等防止法 _____ 第2条第3項に規定する _____ 施設
262	本編	2	3	4	1	1	380	修正	(3) 対象事業 急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設	(3) 対象事業 急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地の崩壊による災害 _____ 防止に関する法律 _____ 第2条第2項に規定する _____ 施設
263	本編	2	3	4	1	1	380	修正	(3) 対象事業 道路 道路法 (昭和27年法律第180号) 第2条第1項に規定する道路 (道路の附属物については、主務大臣の指定するものに限る。)	(3) 対象事業 道路 道路法 (昭和27年法律第180号) 第2条第1項に規定する道路 _____
264	本編	2	3	4	1	1	380	修正	(3) 対象事業 港湾 港湾法 (昭和25年法律第218号) 第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護岸若しくは港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設又は同法第5.5条の3の2第1項に規定する港湾広域防災施設	(3) 対象事業 港湾 港湾法 (昭和25年法律第218号) 第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋め立て護岸又は _____ 港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設 _____
265	本編	2	3	4	1	1	380	修正	(3) 対象事業 漁港 漁港及び漁場の整備等に関する法律 (昭和25年法律第137号) 第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設	(3) 対象事業 漁港 漁港及び漁場の整備等に関する法律 (昭和25年法律第137号) 第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な運送施設
266	本編	2	3	4	1	1	380	修正	(3) 対象事業 水道 水道法 (昭和32年法律第177号) 第3条第8項に規定する水道施設 (同条第2項に規定する水道事業又は同条第4項に規定する水道用水供給事業に係るものに限る。) 又は一般の需要に応じて、給水人口が50人以上100人以下である水道 (同条第1項に規定する水道をいう。) により水を供給する事業に係る取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設若しくは配水施設	(3) 対象事業 【追加】

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
267	本編	2	3	4	1	1	380	修正	(3) 対象事業 下水道 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5項に規定する都市下水路	(3) 対象事業 下水道 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号、第4号、第5号及び第6号に規定する施設
268	本編	2	3	4	1	1	380	修正	(3) 対象事業 公園 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するものを除く。）で、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの	(3) 対象事業 公園 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するものを除く。）で、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法（昭和47年法律第67号）第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの
269	本編	2	3	4	4		385	修正	【根拠法令】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（ <u>感染症法</u> ） 【財政援助を受ける事業等】 ○ <u>感染症法に基づく感染症予防事業（消毒等）</u>	【根拠法令】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 _____ 【財政援助を受ける事業等】 ○ <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する、感染症指定医療機関の災害復旧事業（激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による都道府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び同法第57条第4号の規定による、東京都の支弁に係る感染症予防事業）</u>
270	本編	3	1	2	3	4	402	修正	(1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること (2) 原子力 <u>発電所</u> 施設の概要に関すること (3) 原子力災害とその特性に関すること (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること (5) 緊急時に <u>国、県及び市等</u> が講じる対策の内容に関すること (6) 屋内退避や避難等に関すること (7) 緊急時にとるべき行動及び <u>避難所での行動等</u> に関すること (8) <u>被災した住民等に対する人権侵害の防止</u> に関すること (9) <u>安定ヨウ素剤の服用の効果等</u> に関すること <u>(10) その他原子力防災に関すること</u>	(1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること (2) 原子力 _____ 施設の概要に関すること (3) 原子力災害とその特性に関すること (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること (5) 緊急時に <u>県や国等</u> が講じる対策の内容に関すること (6) 屋内退避や避難 _____ に関すること (7) 緊急時にとるべき行動及び <u>留意事項</u> _____ に関すること (8) <u>放射性物質による汚染の除去</u> に関すること (9) <u>放射性物質により汚染されたもの、またはそのおそれのあるものの処理</u> に関すること <u>【追加】</u>
271	本編	3	4	3	5	2	439	修正	災害の発生を防止し、消防活動の効率的実施を確保するため、 <u>消防警戒区域</u> を設定し災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限もしくは禁止し又はその区域から退去を命ずる。	災害の発生を防止し、消防活動の効率的実施を確保するため、 <u>火災警戒区域</u> を設定し災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限もしくは禁止し又はその区域から退去を命ずる。
272	資料編	-	1	6			3	修正	1-6 日最大風速月別の極値(m/s) 統計期間 (1890/2～ <u>2024年</u>)	1-6 日最大風速月別の極値(m/s) 統計期間 (1890/2～ <u>2023年</u>)

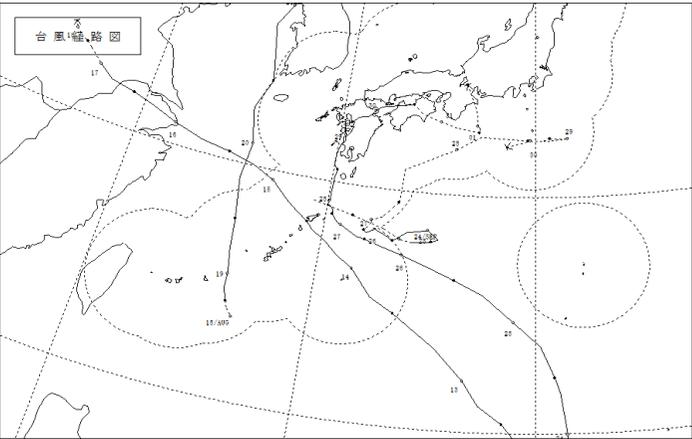
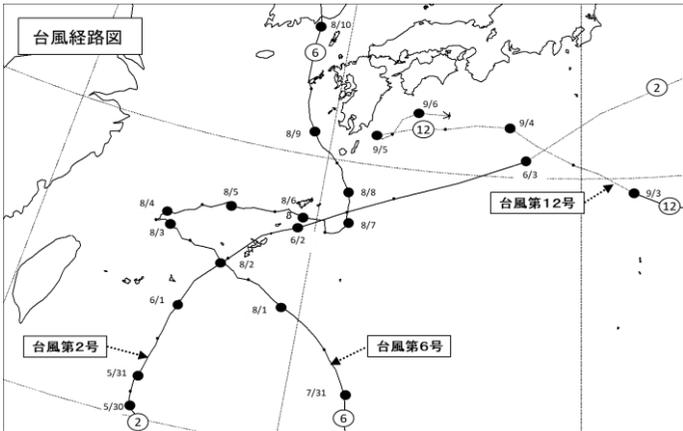
令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
273	資料編	-	1	7			3	修正	1-7 日最大瞬間風速月別の極値(m/s) 統計期間 (1937～ <u>2024年</u>)	1-7 日最大瞬間風速月別の極値(m/s) 統計期間 (1937～ <u>2023年</u>)
274	資料編	-	1	8			4	修正	1-8 日降水量月別の極値(mm) 統計期間 (1890/2～ <u>2024年</u>) 3月 <u>143.0</u> <u>2024年24日</u>	1-8 日降水量月別の極値(mm) 統計期間 (1890/2～ <u>2023年</u>) 3月 <u>106.1</u> <u>1966年7日</u>
275	資料編	-	1	9			4	修正	1-9 日最大1時間降水量月別の極値(mm) 統計期間 (1890/2～ <u>2024年</u>)	1-9 日最大1時間降水量月別の極値(mm) 統計期間 (1890/2～ <u>2023年</u>)
276	資料編	-	1	10			5	修正	1-10 台風接近数、日降水量、日最大風速 イ 日降水量の累年順位表 統計期間 熊本 1890/2～ <u>2024</u> 人吉 1943/1～ <u>2024</u> 牛深 1949/7～ <u>2024</u>	1-10 台風接近数、日降水量、日最大風速 イ 日降水量の累年順位表 統計期間 熊本 1890/2～ <u>2023</u> 人吉 1943/1～ <u>2023</u> 牛深 1949/7～ <u>2023</u>
277	資料編	-	1	10			6	修正	ウ 日最大1時間降水量の累年順位表 統計期間 熊本 1890/2～ <u>2024</u> 人吉 1943/1～ <u>2024</u> 牛深 1949/7～ <u>2024</u>	ウ 日最大1時間降水量の累年順位表 統計期間 熊本 1890/2～ <u>2023</u> 人吉 1943/1～ <u>2023</u> 牛深 1949/7～ <u>2023</u>
278	資料編	-	1	10			6	修正	エ 日最大風速の累年順位表 統計期間 熊本 1890/2～ <u>2024</u> 人吉 1943/1～ <u>2024</u> 牛深 1949/7～ <u>2024</u>	エ 日最大風速の累年順位表 統計期間 熊本 1890/2～ <u>2023</u> 人吉 1943/1～ <u>2023</u> 牛深 1949/7～ <u>2023</u>
279	資料編	-	1	10			7	修正	オ 日最大瞬間風速の累年順位表 統計期間 熊本 1890/2～ <u>2024</u> 人吉 1943/1～ <u>2024</u> 牛深 1949/7～ <u>2024</u>	オ 日最大瞬間風速の累年順位表 統計期間 熊本 1890/2～ <u>2023</u> 人吉 1943/1～ <u>2023</u> 牛深 1949/7～ <u>2023</u>

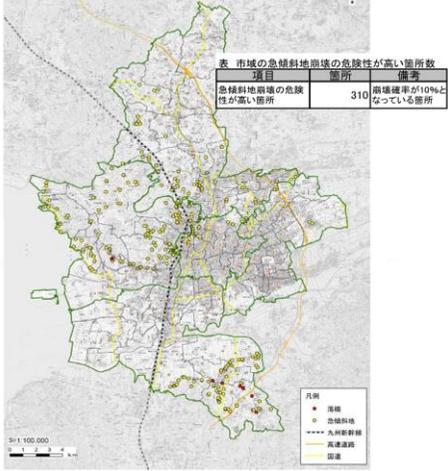
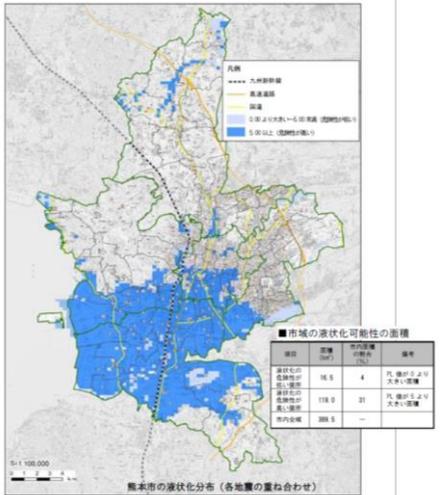
令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
280	資料編	-	1	10			7	修正	<p>令和6年に九州に接近又は上陸した台風の経路図</p> 	<p>令和5年に九州に接近又は上陸した台風の経路図</p> 
281	資料編	-	1	11			9	修正	<p>1-11 熊本地方気象台における階級別震度観測回数 震度 1 2 3 4 5弱 5強 6弱 6強 7 計 昭和3年 ～ 令和5年 9 6 2 0 0 0 0 0 0 17 令和6年 22 5 3 1 0 0 0 0 0 31</p>	<p>1-11 熊本地方気象台における階級別震度観測回数 震度 1 2 3 4 5弱 5強 6弱 6強 7 計 昭和3年 ～ 令和5年 35 16 7 0 0 0 0 0 0 58</p>
282	資料編	-	2	5			19 ～ 21	修正	<p>2-5 熊本市防災会議委員名簿 ※令和7年度委員名簿に更新</p>	<p>2-5 熊本市防災会議委員名簿</p>
283	資料編	-	2	7			23 ～ 27	修正	<p>2-7 熊本市災害対策本部規定 ※最新版に更新</p>	<p>2-7 熊本市災害対策本部規定</p>
284	資料編	-	2	8			28 ～ 30	修正	<p>2-8 熊本市災害警戒本部要綱 ※最新版に更新</p>	<p>2-8 熊本市災害警戒本部要綱</p>
285	資料編	-	2	9			31 ～ 33	修正	<p>2-9 災害警戒本部業務細則 ※最新版に更新</p>	<p>2-9 災害警戒本部業務細則</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項目	ページ	区分	「新」	「旧」
286	資料編	-	3	2	3	49 ~55	修正	3-2-3 熊本市自主防災クラブ ※最新版に更新	3-2-3 熊本市自主防災クラブ
287	資料編	-	3	3		92	新規	3-3-5 熊本市の急傾斜地崩壊分布図 (各地震の最大震度の重ね合わせ) 	【新規】
288	資料編	-	3	3		92	新規	3-3-6 熊本市の液状化分布図 	【新規】

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
289	資料編	-	3	3			92	新規	<p><u>3-3-7 熊本市の津波浸水分布図</u></p>	<u>【新規】</u>
290	資料編	-	3	3	5		92	修正	<u>3-3-8 熊本市防災アセスメント調査による被害想定</u>	<u>3-3-5 熊本市防災アセスメント調査による被害想定</u>
291	資料編	-	4	1			104 ~116	修正	4-1 土砂災害警戒区域等 ※一覧表の更新	4-1 土砂災害警戒区域等
292	資料編	-	4	6			124 ~126	修正	4-6 砂防地指定 ※一覧表の更新 (岩戸川の追加)	4-6 砂防地指定
293	資料編	-	4	7	2		129 ~138	修正	重要水防箇所一覧表 (白川水系、緑川水系) ※令和7年度へ更新	重要水防箇所一覧表 (白川水系、緑川水系)
294	資料編	-	4	7	2		139	修正	重要水防箇所一覧表 (菊池川水系) ※令和7年度へ更新	重要水防箇所一覧表 (菊池川水系)

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
295	資料編	-	4	7	3		140	修正	県管理河川 重要水防区間一覧表〔河川の部〕(Aランク) 10 緑川 浜戸川 熊本土木 熊本市南区富合町碓江～熊本市南区富合町国町 右岸延長 <u>370</u>	県管理河川 重要水防区間一覧表〔河川の部〕(Aランク) 10 緑川 浜戸川 熊本土木 熊本市南区富合町碓江～熊本市南区富合町国町 右岸延長 <u>500</u>
296	資料編	-	5	1	2		157	修正	【ホットライン】熊本河川国道事務所 防災情報室 河川副所長 流域治水課長 流域治水課専門官	【ホットライン】熊本河川国道事務所 防災情報室 河川副所長 調査第一課長 水防企画係長
297	資料編	-	5	1	2		160	修正	(4) ライフライン関係企業等との連絡体制の整備 1) <u>九州電力送配電株</u> との連絡体制 ア 【略】 イ 管轄区域 ○総括：熊本支社 <u>企画業務部 企画管理グループ</u> ○熊本西配電事業所 【管轄：(略)】 ○熊本東配電事業所 【管轄：(略)】 ○玉名配電事業所 【管轄：(略)】 ○宇城配電事業所 【管轄：(略)】 ○大津配電事業所 【管轄：(略)】 ウ 対応部署 【ホットライン】 熊本支社(配電事業所) 総括： <u>企画業務部 企画管理グループ</u> 【略】 熊本東(配電グループ) 【略】 【削除】 熊本西(配電グループ) 【略】 玉名(配電グループ) 【略】 宇城(配電グループ) 【略】 大津(配電グループ) 【略】	(4) ライフライン関係企業等との連絡体制の整備 1) <u>九州電力(株)</u> との連絡体制 ア 【略】 イ 管轄区域 ○総括：熊本支店 <u>企画・総務部 広報グループ</u> ○熊本西営業所 【管轄：(略)】 ○熊本東営業所 【管轄：(略)】 ○玉名営業所 【管轄：(略)】 ○宇城営業所 【管轄：(略)】 ○大津営業所 【管轄：(略)】 ウ 対応部署 【ホットライン】 熊本支店(営業所) 総括： <u>企画・総務部 広報グループ</u> 【略】 熊本東(営業グループ) 【略】 (営業G専用電話) ID：***-***** 熊本西(営業グループ) 【略】 玉名(営業グループ) 【略】 宇城(営業グループ) 【略】 大津(営業グループ) 【略】

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項目	ページ	区分	「新」	「旧」																																		
298	資料編	-	5	2	4	169	修正	5-2-4 熊本市交通局無線 【略】 <table border="1"> <tr> <td>移動局 (10W)</td> <td>くまもとしこうつう101</td> <td rowspan="2">電車搭載 (42両)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td>移動局 (10W)</td> <td>くまもとしこうつう142</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動局 (10W)</td> <td>くまもとしこうつう144</td> <td>電車搭載 (2401号車)</td> </tr> <tr> <td>移動局 (10W)</td> <td>くまもとしこうつう145</td> <td>電車搭載 (2402号車)</td> </tr> <tr> <td>移動局 (10W)</td> <td>くまもとしこうつう146</td> <td>電車搭載 (0803号車)</td> </tr> </table>	移動局 (10W)	くまもとしこうつう101	電車搭載 (42両)		↓	移動局 (10W)	くまもとしこうつう142		移動局 (10W)	くまもとしこうつう144	電車搭載 (2401号車)	移動局 (10W)	くまもとしこうつう145	電車搭載 (2402号車)	移動局 (10W)	くまもとしこうつう146	電車搭載 (0803号車)	5-2-4 熊本市交通局無線 【略】 <table border="1"> <tr> <td>移動局 (10W)</td> <td>くまもとしこうつう101</td> <td rowspan="2">電車搭載 (42両)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td>移動局 (10W)</td> <td>くまもとしこうつう142</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【追加】</td> <td>【追加】</td> <td>【追加】</td> </tr> <tr> <td>【追加】</td> <td>【追加】</td> <td>【追加】</td> </tr> <tr> <td>移動局 (10W)</td> <td>くまもとしこうつう146</td> <td>電車搭載 (0803号車)</td> </tr> </table>	移動局 (10W)	くまもとしこうつう101	電車搭載 (42両)		↓	移動局 (10W)	くまもとしこうつう142		【追加】	【追加】	【追加】	【追加】	【追加】	【追加】	移動局 (10W)	くまもとしこうつう146	電車搭載 (0803号車)
移動局 (10W)	くまもとしこうつう101	電車搭載 (42両)																																									
	↓																																										
移動局 (10W)	くまもとしこうつう142																																										
移動局 (10W)	くまもとしこうつう144	電車搭載 (2401号車)																																									
移動局 (10W)	くまもとしこうつう145	電車搭載 (2402号車)																																									
移動局 (10W)	くまもとしこうつう146	電車搭載 (0803号車)																																									
移動局 (10W)	くまもとしこうつう101	電車搭載 (42両)																																									
	↓																																										
移動局 (10W)	くまもとしこうつう142																																										
【追加】	【追加】	【追加】																																									
【追加】	【追加】	【追加】																																									
移動局 (10W)	くまもとしこうつう146	電車搭載 (0803号車)																																									
299	資料編	-	5	2	6	171	修正	5-2-6 特設公衆電話設置一覧 中央区 熊本商業高等学校 体育館 湧心館高等学校 体育館 熊本高等学校 体育館 済々譽高等学校 体育館 熊本工業高等学校 体育館	5-2-6 特設公衆電話設置一覧 中央区 【追加】																																		
300	資料編	-	5	2	6	172	修正	特設公衆電話設置一覧 東区 東陵高等学校 体育館 第二高等学校 体育館	特設公衆電話設置一覧 東区 【追加】																																		
301	資料編	-	5	2	6	173	修正	特設公衆電話設置一覧 西区 熊本西高等学校 体育館	特設公衆電話設置一覧 西区 【追加】																																		
302	資料編	-	5	2	6	174	修正	特設公衆電話設置一覧 南区 熊本農業高等学校 体育館	特設公衆電話設置一覧 南区 【追加】																																		
303	資料編	-	6	1		219	修正	九州電力送配電直通電話	九州電力直通電話																																		
304	資料編	-	6	2		220	新規	(1) 消防資機材 救急資器材 メインストレッチャー 30 電動ストレッチャー 1 全脊柱固定器具 (バックボード) 27	(1) 消防資機材 救急資器材 メインストレッチャー 30 【追加】 全脊柱固定器具 (バックボード) 27																																		

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
305	資料編	-	6	2			220	修正	救急資器材 オゾン ロッカー 23	救急資器材 紫外線殺菌灯付ロッカー 20
306	資料編	-	6	5			255	修正	(4) 消防車両等 消防局 予防部 規制課	(4) 消防車両等 消防局 予防部 指導課
307	資料編	-	6	5			256	修正	(6) 交通局 適用 種別 用途 台数 その他 乗合電車 中型 " 56 (45編成) "	(6) 交通局 適用 種別 用途 台数 その他 乗合電車 中型 " 54 (45編成) "
308	資料編	-	7	1			259 ~301	修正	熊本県消防広域応援基本計画に基づく熊本市消防局応援計画・受援計画 ※令和7年4月1日改正へ更新	熊本県消防広域応援基本計画に基づく熊本市消防局応援計画・受援計画
309	資料編	-	7	1			265	修正	【指揮支援隊】 指揮支援隊 隊員 (司令以下) 規制課 ※2箇所	【指揮支援隊】 指揮支援隊 隊員 (司令以下) 指導課 ※2箇所
310	資料編	-	7	1			270	修正	後方支援本部 要員 (司令以下) 規制課 ※3箇所	後方支援本部 要員 (司令以下) 局指導課 ※3箇所
311	資料編	-	7	1			271	修正	規制課	局指導課
312	資料編	-	7	4			305	修正	予防部 情報収集班 班長 規制課	予防部 情報収集班 班長 指導課
313	資料編	-	7	4			305	修正	地区隊 署警防班 班長 警防課長 同副課長	地区隊 署警防班 班長 警防課長

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
314	資料編	-	7	4			306	修正	情報整理係 (査察指導班・火災調査班主査) 防災センター係 (予防班主査) 情報収集班 (規制課長) (規制課副課長) 情報収集係 (設備規制班主査) 危険物処理係 (危険物班・保安班主査)	情報整理係 (火災調査班主査) 防災センター係 (予防班主査) 情報収集班 (指導課長) (指導課副課長) 情報収集係 (指導班主査) 危険物処理係 (規制班・保安班主査)
315	資料編	-	7	4			307	修正	地区隊 署警防班 (警防課長) (警防課副課長)	地区隊 署警防班 (警防課長)
316	資料編	-	8	3			318 ~325	修正	8-3 災害協定一覧 ※令和7年度へ更新	8-3 災害協定一覧
317	資料編	-	8	4			326	修正	8-4 災害時における井戸水の提供 地震等の災害により、広域的な断水が発生した場合、上水道が復旧するまでの間、これを補完するものとして民間の事業者が管理する市内にある井戸の水を応急用の飲料水又は生活用水として地域住民に提供するもの。また、 <u>災害協定に基づく利用が可能な井戸や、市が管理する災害用井戸として、駅前広場や地下水位観測用の井戸の一部についても</u> 応急用の生活用水の給水設備として活用する。	8-4 災害時における井戸水の提供 地震等の災害により、広域的な断水が発生した場合、上水道が復旧するまでの間、これを補完するものとして民間の事業者が管理する市内にある井戸の水を応急用の飲料水又は生活用水として地域住民に提供するもの。また、 <u>市が管理する地下水位観測用の井戸の一部についても</u> 応急用の生活用水の給水設備として活用する。
318	資料編	-	8	4			326~ 330	修正	災害時協力企業井戸一覧 【削除】 西区 7 ワン・ステーションホテル熊本 熊本市西区春日1丁目13番1号 飲料用	災害時協力企業井戸一覧 中央区 10 イオンストア九州(株)イオン熊本中央店 熊本市中央区大江4丁目2番1号 飲料用 西区 7 ザ・ニューホテル熊本 熊本市西区春日1丁目13番1号 飲料用
319	資料編	-	8	4			330	修正	※肥後銀行の防災井戸：流通団地支店・上熊本支店・渡鹿支店・京塚支店・秋津支店・肥後銀行事務センター（市内6箇所全て生活用水） ※災害時の帰宅困難者の受け入れ等に関する協定に基づく、 <u>㈱九州フィナンシャルグループ（熊本市西区春日1丁目ビル内）所有の井戸は生活用水</u>	※肥後銀行の防災井戸：流通団地支店・上熊本支店・渡鹿支店・京塚支店・秋津支店・肥後銀行事務センター（市内6箇所全て生活用水） 【追加】

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項目	ページ	区分	「新」	「旧」
320	資料編	-	8	4		331	削除	<p>地下水位観測井戸一覧 【削除】</p> <p>【略】 【削除】</p>	<p>地下水位観測井戸一覧 南区 1 熊本市南区幸田2丁目4-1 生活用水 (幸田まちづくりセンター・公民館)</p> <p>【略】 南区 3 熊本市南区刈草2丁目10-1 生活用水 (力合小学校)</p>
321	資料編	-	8	4		331	修正	<p>地下水位観測井戸一覧 【表(略)】</p> <p>災害用井戸一覧</p>	<p>地下水位観測井戸一覧 表(略)</p> <p>【追加】</p>
322	資料編	-	9	1		333	修正	<p>避難所の供与 (2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら 適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により設置する。 (3) 避難所の設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び 管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器 物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設 置費(法第4条第2項に規定する避難所については、災害が発生す るおそれがある場合において必要となる別に定める経費)とし て、1人1日当たり350円以内とする。</p>	<p>避難所の供与 (2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら 適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置 し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により設置する。 (3) 避難所の設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び 管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器 物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設 置費(法第4条第2項に規定する避難所については、災害が発生す るおそれがある場合において必要となる別に定める経費)とし て、1人1日当たり330円以内とする。</p>
323	資料編	-	9	1		333	修正	<p>応急仮設住宅の供与 省略 イ 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域 の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる 費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費 及び建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり 6,883,000円以内とする。</p>	<p>応急仮設住宅の供与 省略 イ 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域 の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる 費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費 及び建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり 6,285,000円以内とする。</p>
324	資料編	-	9	1		334	修正	<p>炊き出しその他による食品の供与 (1)~(2) 省略 (3) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用 は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,330円以 内とすること。</p>	<p>炊き出しその他による食品の供与 (1)~(2) 省略 (3) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用 は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,180円以 内とすること。</p>
325	資料編	-	9	1		334	修正	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ア 住家の全壊、全焼又は流出により被害を受けた世帯</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ア 住家の全壊、全焼又は流出により被害を受けた世帯</p>
326	資料編	-	9	1		334	修正	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項目	ページ	区分	「新」	「旧」
327	資料編	-	9	1		335	修正	<p>被災した住宅の応急処理</p> <p><u>(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u></p> <p>ア <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。</u></p> <p>イ <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、当該修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、当該修理のために支出できる費用は、1世帯当たり51,500円以内とすること。</u></p> <p>ウ <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了すること。</u></p> <p><u>(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u></p> <p>ア <u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。</u></p> <p>イ <u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、当該修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。</u></p> <p><u>(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 717,000円</u></p> <p><u>(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円</u></p>	<p>被災した住宅の応急処理</p> <p><u>(1) 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。</u></p> <p><u>ア イに掲げる世帯以外の世帯 655,000円</u></p> <p><u>イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円</u></p>
328	資料編	-	9	1		335	修正	<p>学用品の供与</p> <p><u>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</u></p> <p>イ <u>文房具及び通学用品費</u></p> <p><u>(ア) 小学校児童 1人当たり5,200円</u></p> <p><u>(イ) 中学校生徒 1人当たり5,500円</u></p> <p><u>(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり6,000円</u></p>	<p>学用品の供与</p> <p><u>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</u></p> <p>イ <u>文房具及び通学用品費</u></p> <p><u>(ア) 小学校児童 1人当たり4,700円</u></p> <p><u>(イ) 中学校生徒 1人当たり5,000円</u></p> <p><u>(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり5,500円</u></p>
329	資料編	-	9	1		335	修正	<p>埋葬</p> <p><u>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人226,100円以内、小人180,800円以内とすること。</u></p>	<p>埋葬</p> <p><u>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人213,800円以内、小人170,900円以内とすること。</u></p>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
330	資料編	-	9	1			336	修正	死体の処理 (4) ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり <u>3,600</u> 円以内とする。 イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存 の建物を利用する場合は当該施設の借上費に係る通常の実費と し、既存の建物を利用できない場合は1体当たり <u>5,700</u> 円以 内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイ スの購入費等の経費が必要であるときは、通常の実費を加算でき るものとする。	死体の処理 (4) ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり <u>3,500</u> 円以内とする。 イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存 の建物を利用する場合は当該施設の借上費に係る通常の実費と し、既存の建物を利用できない場合は1体当たり <u>5,400</u> 円以 内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイ スの購入費等の経費が必要であるときは、通常の実費を加算でき るものとする。
331	資料編	-	9	1			336	修正	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著し い支障を及ぼしているものの除去 (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除 去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職 員等雇上費等とし、市内において障害物の除去を行った1世帯当た りの平均が <u>140,000</u> 円以内とすること。	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著し い支障を及ぼしているものの除去 (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除 去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職 員等雇上費等とし、市内において障害物の除去を行った1世帯当た りの平均が <u>138,300</u> 円以内とすること。
332	資料編		10	4			367 ~401	修正	10-4 災害危険区域内の要配慮者利用施設 ※別添「災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧」へ更新	10-4 災害危険区域内の要配慮者利用施設
333	資料編	-	11	1			403	修正	緊急物資輸送登録事業所車両等一覧 (R7年1月現在) ※R7年1月現在に更新	緊急物資輸送登録事業所車両等一覧 (R6年1月現在)
334	資料編	-	13	1			408	修正	熊本市救急災害医療協議会運営要綱 ※R6.4.1改定版に更新	熊本市救急災害医療協議会運営要綱
335	資料編	-	13	2			411	削除	【削除】	熊本市救急災害医療協議会委員
336	資料編	-	13	3			422	修正	健康福祉局対策部の役割分担 【福祉総務班】 要援護者支援係 <係長、係員> ○要配慮者(高齢者・障がい者・ <u>子ども</u> 等)の安全確保及び支援	健康福祉局対策部の役割分担 【福祉総務班】 要援護者支援係 <係長、係員> ○要配慮者(高齢者・障がい者・ <u>子ども</u> 等)の安全確保及び支援
337	資料編	-	13	3			433	修正	(2) 起こりうる状況について ・ <u>子ども</u> の情緒に変化が見られる(災害時の恐怖感、退行現象等)	(2) 起こりうる状況について ・ <u>子ども</u> の情緒に変化が見られる(災害時の恐怖感、退行現象等)

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項目	ページ	区分	「新」	「旧」
338	資料編	-	14	1		447	修正	1 基本的方針 (4) 避難者想定数及び上記を踏まえ、女性、 <u>子ども</u> 、高齢者、障害者等の災害弱者の視点を考慮し、災害初動時	1 基本的方針 (4) 避難者想定数及び上記を踏まえ、女性、 <u>子ども</u> 、高齢者、障害者等の災害弱者の視点を考慮し、災害初動時
339	資料編		14	1		448	修正	I 2本マニュアルで使用する用語集 <u>校区防災連絡会</u>	I 2本マニュアルで使用する用語集 <u>校区防犯連絡会(校区本部)</u>
340	資料編	-	14	1		453	修正	3 整備(購入)計画 1 食料・生活必需品 (1) 省略 (2) <u>粉ミルク・液体ミルク</u>	3 整備(購入)計画 1 食料・生活必需品 (1) 省略 (2) <u>ミルク</u>
341	資料編	-	15	2		544	修正	(6) し尿等の処理施設 ①熊本市処理能力 中部浄化センター 210kl/日 東部浄化センター 90kl/日 ②植木地域処理能力 <u>山鹿浄水センター※121kl/日</u> <u>※植木地域のし尿等は、山鹿市の山鹿浄水センターにて処理</u>	(6) し尿 処理施設 ①旧熊本市処理能力 中部浄化センター210kl/日 東部浄化センター 90kl/日 ②植木地区処理能力 <u>山鹿衛生処理センター92kl/日</u> <u>【追記】</u>
342	資料編	-	16	1		547	修正	参考1 NTT西日本熊本支店 災害対策本部の構成図 情報統括班 【副班長】 【略】 <u>・安全推進担当課長</u> お客様対応班 【副班長】 【略】 <u>NTTビジネスソリューションズ光ビジネス営業部</u> <u>ビジネス推進部門九州営業担当(熊本)グループ長</u>	参考1 NTT西日本熊本支店 災害対策本部の構成図 情報統括班 【副班長】 【略】 <u>【追加】</u> お客様対応班 【副班長】 【略】 <u>【追加】</u>
343	資料編	-	16	2		550	修正	第3節 社外機関との協調 2 防災関係機関との協調 地方気象台、消防署、自衛隊等防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等について協定を締結する等、災害時における相互連携体制を整備しておく。 <u></u>	第3節 社外機関との協調 2 防災関係機関との協調 地方気象台、消防署、自衛隊等防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等について協定を締結する等、災害時における相互連携体制を整備しておく。 <u>防災関係機関との対応は別表3のとおりとする。</u>

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
344	資料編	-	16	2			551	修正	別表1 広報班 【九電送配】 (電力契約本部) 契約 <u>計画</u> 担当部長 復旧班 【九州電力】 <ES事業統括本部火力発電本部> 火力担当部長 <u>【削除】</u>	別表1 広報班 【九電送配】 (電力契約本部) 契約 <u>業務</u> 担当部長 復旧班 【九州電力】 <ES事業統括本部火力発電本部> 火力担当部長 <u>地熱担当部長</u>
345	資料編	-	16	2			552	修正	別表2 指令伝達及び情報連絡の経路 <u>対策本部</u> <u>(※)</u> <u>対策部</u> <u>(※)</u> <u>(※)</u> <u>発生事象にあわせて、それぞれの対策組織に「非常災害」「南海トラフ地震」を付記する。</u> <u>(例)</u> <u>非常災害対策総本部</u> <u>南海トラフ地震対策総本部</u>	別表2 指令伝達及び情報連絡の経路 <u>非常災害</u> 対策本部 <u>非常災害</u> 対策部 <u>【追加】</u>
346	資料編	-	17	3			567	修正	第2 市民税の減免 第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、その必要があると認めるものに対し、市民税を減免することができる。 (1)～(6) 略 (7) 天災その他これに類する災害により資産につき損失を受けた者 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、 <u>市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1) 年度（法人にあつては法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額）、月別、納期の別及び税額 (2) 減免を受けようとする事由 3 【略】	第2 市民税の減免 第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、その必要があると認めるものに対し、市民税を減免することができる。 (1)～(6) 略 (7) 天災その他これに類する災害により資産につき損失を受けた者 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、 <u>市長が特に</u> <u>認める場合は、この限りでない。</u> (1) 年度（法人にあつては法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額）、月別、納期の別及び税額 (2) 減免を受けようとする事由 3 【略】

令和7年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

別冊2

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
349	資料編	-	17	3			568	修正	<p>第5 事業所税の減免</p> <p>第144条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、事業所税を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により事業所税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事由を証明する書類を添えて、これを市長に申請しなければならない。ただし、<u>市長が、当該者が同項に規定する者に該当することが明らかであり、かつ、事業所税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 事業所等の所在地</p> <p>(3) 減免を受けようとする事由</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長において必要があると認める事項</p> <p>3 【略】</p>	<p>第5 事業所税の減免</p> <p>第144条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、事業所税を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定によって事業所税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事由を証明する書類を添えて、これを市長に申請しなければならない。ただし、<u>市長が特に</u> _____ 認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 事業所等の所在地</p> <p>(3) 減免を受けようとする事由</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、市長において必要があると認める事項</p> <p>3 【略】</p>

【別添】 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

別冊2

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系							菊池川水系		坪井川水系			その他			
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	濁川	木山川	健軍川	藻器掘川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川
【所管課：熊本市医療対策課】																					
1	熊本中央病院	南区田井島1丁目5-1		○																	
2	御幸病院	南区御幸田6丁目7-40		○																	
3	西村内科・脳神経外科病院	中央区南熊本2丁目7-7		○																	
4	夢眠ホスピタルくまもと	南区御幸田2丁目15-6		○																	
5	悠愛病院	東区画図町下無田1139		○																	
6	整形外科 井上病院	中央区本荘町644		○																	
7	あきた病院	南区会富町1120		○		○													○	○	
8	嶋田病院	中央区練兵町24番地		○															○	○	
9	済生会熊本病院	南区近見5丁目3-1		○																	
10	川野病院	中央区大江6丁目25-1		○									○								
11	陣内病院	中央区九品寺6丁目2-3		○																	
12	本庄内科病院	東区新外3丁目9番1号																			
13	熊本泌尿器科病院	中央区新町4丁目7-22		○															○	○	
14	田上心臓リハビリテーション病院	中央区南千反畑町10-3		○																	
15	熊本大学病院	中央区本荘1丁目1-1		○																	
16	くまもと江津湖療育医療センター	東区画図町大字重富575		○																	
17	くまもと在宅支援病院	東区三郎1丁目12-25																			
18	自衛隊熊本病院	東区東本町15-1																			
19	熊本赤十字病院	東区長嶺南2丁目1-1																			
20	熊本内科病院	中央区手取本町7-1		○																	
21	江南病院	中央区渡鹿5丁目1-37		○																	
22	くまもと青明病院	中央区渡鹿5丁目1-37		○																	
23	九州記念病院	中央区水前寺公園3-38		○																	
24	杉村病院	中央区本荘3丁目7-18		○																	
25	南熊本病院	中央区南熊本3丁目7-27		○																	
26	一般社団法人 熊本市医師会 熊本地域医療センター	中央区本荘5丁目16-10		○																	
27	桜十字病院	南区御幸木部1丁目1-1		○																	
28	ニキ ハーティール ホスピタル	東区月出4丁目6-100																			
29	日隈病院	中央区萩原町9-30		○																	
30	比企病院	東区尾ノ上3丁目1-34																			
31	成尾整形外科病院	中央区岡田町12-24		○																	
32	イエズスの聖心病院	西区上熊本2丁目11-24		○																	
33	表参道 吉田病院	中央区北千反畑町2-5		○																	
34	龍田病院	中央区黒髪6丁目12番51号		○																	
35	独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	中央区二の丸1番5号		○																	
36	城山病院	西区上代9丁目2-20		○	○																
37	医療法人 金澤会 青磁野リハビリテーション病院	西区島崎2丁目22番15号		○																	
38	熊本第一病院	南区田迎町田井島224		○																	
39	山口病院	西区田崎3丁目1-17		○																	
40	上代成城病院	西区上代2丁目2番25号		○																	
41	くまもと成城病院	北区室園町10-17		○																	
42	医療法人 聖粒会 慈恵病院	西区島崎6丁目1番27号		○																	
43	朝日野総合病院	北区室園町12番10号		○																	
44	出田眼科病院	中央区西唐人町39番地		○																	
45	社会医療法人 愛育会 福田病院	中央区新町2丁目2-6		○																	
46	くまもと乳腺外科病院	中央区南熊本4丁目3-5		○																	
47	サキサカ病院	中央区新町2丁目10番27号		○																	
48	熊本県立こころの医療センター	南区富合町平原391		○		○					○										
49	十善病院	中央区南熊本3丁目6-34		○																	
50	伊東歯科口腔病院	中央区子飼本町4番14号		○																	
51	小林病院	南区内町隈庄574					○		○												
52	熊本整形外科病院	中央区新屋敷1丁目17番1号		○																	
53	熊本市立熊市民病院	東区東町4丁目1番60号																			
54	熊本脳神経外科病院	中央区本荘6丁目1-21		○																	
55	平成とうや病院	南区出仲間8丁目2-15																			
56	医療法人 恵和会 南部中央病院	南区南高江6丁目2番24号		○																	
57	熊本託麻台リハビリテーション病院	中央区帯山8丁目2-1																			
58	森病院	南区近見1丁目16番16号		○																	
59	にしくまもと病院	南区富合町古閑1012番地				○	○		○	○											
60	ウィメンズクリニック グリーンヒル	東区戸島西3丁目1番100号																			
61	ソフィアレディースクリニック水道町	中央区水道町9番5-1		○																	
62	松元整形・外科	北区飛田4丁目10-10																			
63	水本整形外科・内科クリニック	中央区国府2丁目17-34		○																	
64	田嶋外科内科医院	西区田崎2丁目2-48		○																	
65	大隈整形外科医院	南区内町千町2052-2				○															
66	あけぼのクリニック	南区白藤5丁目1-1		○																	
67	水前寺大腸肛門科医院	中央区水前寺3-5-11		○																	
68	天神内科医院	中央区大江6-22-22		○																	
69	日本赤十字社熊本健康管理センター	東区長嶺南2-1-1																			
70	桑原クリニック	中央区南熊本2-11-27		○																	
71	石川整形外科リウマチ科	南区田井島2丁目3-47																			
72	蛇島肛門科外科	中央区出水1-6-13		○																	
73	鳥谷医院	中央区九品寺5-7-12		○																	
74	熊本眼科医院	中央区九品寺2-2-1		○																	
75	石原・伊牟田内科	中央区水前寺2-19-8																			
76	仁誠会クリニック新屋敷	中央区新屋敷1丁目14-2		○																	
77	六反田内科・循環器科	南区島町4丁目14-30		○																	
78	柴田内科・柴田整形外科	中央区内坪井町2番5号		○																	
79	服部胃腸科	中央区新町2丁目12-35		○																	
80	宮本内科小児科医院	中央区細工町4丁目21番地		○																	

【別添】 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

別冊2

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系							菊池川水系		坪井川水系			その他			
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	濁川	木山川	健軍川	藻器掘川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川
81	小堀胃腸科外科	中央区黒髪2丁目32番3号		○																	
82	稲葉内科医院	西区花園1丁目20番60号		○												○	○				
83	上熊本内科	西区上熊本1丁目3-4		○												○	○				
84	堀尾内科医院	西区河内町船津2945-1	○																		○
85	東熊クリニック	東区戸島西三丁目7番15号														○					
86	しみず整形外科内科クリニック	南区出仲間6丁目11番1号		○																	
87	えず総合診療所	東区画図町重富510番1号		○																	
88	外科内科 池田医院	中央区八王寺町12-31		○																	
89	熊本田崎クリニック	西区田崎2丁目5-30		○													○	○			
90	仁誠会クリニックながみね	東区戸島西2丁目3-10														○					
91	大宮整形外科医院	南区南高江7-9-52		○					○												
92	アラキ整形外科	西区春日3丁目1番20号		○																	
93	田代産婦人科医院	中央区大江4丁目5-5		○																	
94	仁誠会クリニック黒髪	中央区黒髪6丁目29-37		○																	
95	森永上野胃・腸・肛門科	中央区坪井6丁目22-1		○													○				
96	外間整形外科医院	西区上熊本2丁目13-12		○													○	○			
97	越山眼科医院	東区錦ヶ丘32-25														○					
98	上野クリニック	中央区本荘町671-1		○																	
99	村上クリニック	中央区迎町1丁目1-13		○																	
100	魚返クリニック	東区三郎2丁目1-17															○				
101	ART女性クリニック	東区神水本町25番18号															○				
102	福永耳鼻咽喉科医院	中央区新屋敷1-21-7		○																	
103	中嶋内科	北区硯川町1134																○			
104	くまもと令和クリニック	中央区新市街7-17		○																	
105	阿部内科医院	中央区本荘6丁目12-14		○																	
106	八木産婦人科医院	中央区水前寺1-19-5		○																	
107	渡辺医院	東区画図町下無田1465-1		○													○				
108	陸上自衛隊健康駐とん地医務室	東区東町1-1-1															○				
109	鶴田胃腸科内科医院	中央区坪井1丁目9-26		○														○			
110	良町ふくしまクリニック	南区良町4丁目1番80号		○																	
111	森川レディースクリニック	中央区水前寺6丁目31-1																			
112	ゆのはら産婦人科医院	中央区南熊本5-9-3		○																	
113	末次内科	西区上高橋2丁目13-6	○	○														○	○		
114	うちの産婦人科	南区八幡5丁目10-12		○																	
115	よしむら産婦人科皮膚科クリニック	中央区子飼本町6-20		○																	
116	うらさき檸檬助産院	東区江津1丁目12-8		○																	
【所管課：熊本市教育政策課】																					
1	壺川小学校	中央区壺川1丁目4番5号		○																	
2	碩台小学校	中央区井川淵町4番8号		○																	
3	白川小学校	中央区新屋敷1丁目7番13号		○																	
4	城東小学校	中央区千葉城町5番1号		○																	
5	慶徳小学校	中央区山崎町72番地		○																	
6	一新小学校	中央区新町3丁目10番45号		○																	
7	五福小学校	中央区細工町2丁目25番地		○																	
8	向山小学校	中央区本山4丁目5番11号		○																	
9	黒髪小学校	中央区黒髪2丁目2番1号		○																	
10	本荘小学校	中央区本荘6丁目5番47号		○																	
11	春竹小学校	中央区琴平1丁目9番43号		○																	
12	古町小学校	西区二本木4丁目9番65号		○																	
13	春日小学校	西区春日5丁目3番5号	○	○																	
14	花園小学校	西区花園6丁目9番15号	○																		
15	池田小学校	西区池田1丁目28番5号	○																		
16	出水小学校	中央区出水1丁目1番75号		○																	
17	白坪小学校	西区蓮台寺4丁目4番1号		○																	
18	画図小学校	東区下江津8丁目1番6号		○																	
19	日吉小学校	南区近見1丁目9番30号		○																	
20	川尻小学校	南区川尻4丁目1番1号		○																	
21	力合小学校	南区刈草2丁目10番1号		○																	
22	御幸小学校	南区御幸笹田7丁目16番1号		○																	
23	田迎小学校	南区出仲間8丁目3番30号		○																	
24	高橋小学校	西区高橋町1丁目6番1号		○																	
25	池上小学校	西区池上町850番地		○																	
26	城山小学校	西區城山大塘1丁目23番1号		○																	
27	秋津小学校	東区秋津3丁目9番20号																			
28	小島小学校	西区小島7丁目9番1号		○																	
29	中島小学校	西区中島町538番地		○		○															○
30	白山小学校	中央区菅原町9番1号		○																	
31	尾ノ上小学校	東区尾ノ上2丁目8番1号																			
32	月出小学校	東区月出6丁目2番40号																			
33	出水南小学校	中央区出水4丁目1番1号		○																	
34	健軍東小学校	東区東町4丁目15番2号																			
35	城南小学校	南区南高江4丁目2番70号		○																	
36	田迎南小学校	南区田井島3丁目12番1号		○																	
37	西里小学校	北区下硯川町1784番地	○																		
38	芳野小学校	西区河内町野出1419番地	○																		
39	河内小学校	西区河内町船津2505番地2	○																		○
40	鮑田東小学校	南区砂原町115番地		○																	
41	鮑田南小学校	南区護藤町999番地		○																	
42	鮑田西小学校	南区並建町1005番地		○		○															○
43	中緑小学校	南区美登里町800番地		○		○															

【別添】 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

別冊2

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系		坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	濁川	木山川	健軍川	藻器掘川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
44	銭塘小学校	南区銭塘町990番地		○		○		○															
45	奥古閑小学校	南区奥古閑町4072番地		○		○		○															
46	川口小学校	南区川口町3045番地		○		○		○															
47	長嶺小学校	東区長嶺南7丁目22番1号														○							
48	日吉東小学校	南区近見5丁目1番1号		○				○															
49	富合小学校	南区富合町清藤472番地				○		○		○													
50	杉上小学校	南区城南町永505番地1				○																	
51	菱形小学校	北区植木町門台寺124番地	○																				
52	田迎西小学校	南区馬渡2丁目5番1号		○				○															
53	力合西小学校	南区荒尾1丁目11番1号		○																			
54	出水中学校	中央区出水5丁目3番1号		○																			
55	白川中学校	中央区大江3丁目1番12号		○																			
56	藤園中学校	中央区千葉城町5番2号		○																			
57	花陵中学校	西区八島2丁目14番1号		○												○	○						
58	城南中学校	南区八幡8丁目1番1号		○				○															
59	京陵中学校清水が丘分校	北区打越町38番1号	○																				
60	西山中学校	中央区島崎1丁目27番1号		○													○	○					
61	江南中学校	中央区本山町75番地		○																			
62	江原中学校	中央区琴平2丁目9番59号		○																			
63	竜南中学校	中央区坪井4丁目16番1号		○													○						
64	託麻中学校	南区出仲間6丁目4番1号		○				○															
65	三和中学校	西区上高橋1丁目4番1号	○	○													○	○					
66	城西中学校	西区小島8丁目17番1号	○	○													○	○					
67	東野中学校	東区東野3丁目6番50号														○							
68	東町中学校	東区東町4丁目15番1号														○							
69	出水南中学校	中央区出水7丁目86番1号		○				○								○							
70	井芹中学校	西区上熊本3丁目27番1号		○													○	○					
71	河内中学校	西区河内町船津2470番地1	○																			○	
72	飽田中学校	南区孫代町72番地		○																			
73	天明中学校	南区奥古閑町2146番地1		○		○		○		○													
74	長嶺中学校	東区長嶺南7丁目21番40号															○						
75	力合中学校	南区島町5丁目8番1号		○				○															
76	龍田中学校	北区龍田7丁目8番1号				○																	
77	日吉中学校	南区近見5丁目5番1号		○				○															
78	富合中学校	南区富合町平原56番地				○		○		○													
79	下益城城南中学校	南区城南町宮地1020番地1	○																				
80	植木北中学校	北区植木町舟島455番地1	○													○	○	○					
81	必由館高等学校	中央区坪井4丁目15番1号		○													○						
82	千原台高等学校	西区島崎2丁目37番1号		○														○					
83	碩台幼稚園	中央区南千反畑町15番23号		○																			
84	一新幼稚園	中央区新町1丁目10番38号		○														○	○				
85	向山幼稚園	中央区本山4丁目5番2号		○																			
86	古町幼稚園	西区二本木4丁目4番13号		○														○	○				
87	川尻幼稚園	南区川尻4丁目1番70号		○				○															
88	隈庄幼稚園	南区城南町宮地1009番地	○			○																	
89	平成さくら支援学校	南区平成2丁目20番1号		○																			
90	あおば支援学校	中央区千葉城町5番3号		○													○						
91	総合ビジネス専門学校	西区上熊本3丁目25番5号		○													○	○					
【所管課：熊本市健康福祉政策課】																							
1	熊本市南部在宅福祉センター	南区日吉1丁目4-15		○				○															
【所管課：熊本市介護事業指導課】																							
1	ヴィラ・ながみね	東区長嶺南四丁目12番65号														○							
2	こぼり苑デイサービスセンター	南区護藤町1586番地		○				○															
3	社会福祉法人 聖母会 聖母の丘指定通所介護事業所	西区島崎六丁目1番27号		○														○					
4	三和荘通所介護事業所	西区城山大塘四丁目1番15号		○													○	○					
5	リバーサイド熊本通所介護	西区河内町野出1936番地1	○																			○	
6	シルバー日吉デイサービスセンター	南区平成二丁目6番9号		○																			
7	花みずき通所介護事業所	中央区出水七丁目90番1号		○				○															
8	みゆき園デイサービスセンター通所介護事業所	南区御幸笹田六丁目6番71号		○				○															
9	ユーカリ苑デイサービスセンター	中央区黒髪五丁目23番1号	○																				
10	デイサービスセンターハーモニー	東区秋津町秋田171番地3														○							
11	デイサービスセンターなかよし	東区尾ノ上三丁目3番1号														○							
12	デイサービスセンターなのはな	南区会富町1120番地		○				○															
13	天寿園デイサービスセンター	南区奥古閑町4375番地1		○		○		○															
14	長寿の里デイサービスセンター	西区城山薬師二丁目10番10号		○														○					
15	秋津デイサービスセンター	東区秋津三丁目17番17号														○							
16	中央デイサービスセンター	中央区壺川二丁目3番85号		○														○					
17	くまもとケアセンターそよ風	東区山ノ内三丁目9番27号															○						
18	デイサービスセンターヴィーヴルへいせい	南区田迎一丁目7番9号		○																			
19	生活リハビリ館	西区上代一丁目19番10号		○														○	○				
20	デイサービスセンター すずめ	東区画図東一丁目8番48号		○				○									○						
21	インターケアデイサービスセンター	西区谷尾崎町985番地6	○	○															○				
22	ヴィラ・九品寺	中央区九品寺三丁目9番38号		○																			
23	デイサービスさんくす	南区南高江5丁目1-56		○				○															
24	リハビリケアセンター	中央区紺屋町二丁目28番地		○																			
25	デイサービスセンターテラス江津湖	東区広木町6番1号														○							
26	三和苑デイサービスセンター	西区城山下代三丁目6番5号		○														○					
27	デイサービス刈草3丁目	南区刈草3丁目3番15号		○				○															
28	デイサービス ぼぼろ	中央区新大江一丁目9番27号		○																			
29	ケアサポート メロン	南区日吉二丁目3番地84号		○				○															

【別添】 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

別冊2

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系		坪井川水系			その他			
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	濁川	木山川	健軍川	藻器掘川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川	
183	グループホーム おりがえ	南区合志四丁目3番60号		○																				
184	認知症高齢者グループホーム アクア	南区八分字町2番地1		○																				
185	グループホーム聖母の丘	西区島崎六丁目1番27号		○																				
186	グループホームハーモニー	東区秋津町秋田171番地2									○													
187	グループホーム画図こもれび	東区画図町所島205番地6						○					○											
188	グループホーム 聖徳苑	西区中原町504番地3		○																				
189	グループホーム八景水谷	北区八景水谷一丁目5番1号	○																					
190	(介護予防)認知症対応型共同生活介護 ステラの風	南区並建町758		○				○													○	○		
191	グループホーム 響き 上代	西之城山上代町60-1		○														○	○					
192	グループホーム クオン	西区二本木5丁目2番10号		○														○	○					
193	グループホームもねろ	南区富合町菰江246番地1				○	○		○															
194	グッドスマイル イズミノソラ グループホーム	中央区出水七丁目94番20号		○				○						○										
195	グループホーム 潤	西区戸坂町23番31号		○														○	○					
196	グループホーム 夢眠くまもとにし	西之城山下代三丁目2番6号		○														○						
197	認知症高齢者グループホーム 銭塘アクア	南区銭塘町1170		○		○		○		○													○	
198	風流街もやい館 グループホーム 五福	中央区細工町4-34-1		○														○	○					
199	グループホーム永の郷	南区内南町永1209				○			○															
200	グループホーム 道標	南区内無田町649番地5		○		○		○																
201	特別養護老人ホーム みゆき園	南区御幸苗田6-6-71		○				○																
202	特別養護老人ホーム 天寿園	南区奥古閑町4375-1		○		○		○		○														
203	小規模型ユニット型介護老人福祉施設 リデルホーム黒髪	中央区黒髪5丁目23番1号	○																					
204	特別養護老人ホーム シルバー日吉	南区平成2-6-9		○																				
205	特別養護老人ホーム 三和荘	西之城山大塘4丁目1番15号		○														○						
206	特別養護老人ホーム リバーサイド熊本	西区河内町野出1936-1	○																				○	
207	特別養護老人ホーム 聖母の丘	西区島崎6-1-27		○														○						
208	特別養護老人ホーム ヴィラ・ながみね	東区長嶺南四丁目12番65号																○						
209	特別養護老人ホーム こぼり苑	南区護藤町1586		○				○																
210	特別養護老人ホーム 花みずき	中央区出水7丁目90番1号		○				○						○										
211	特別養護老人ホーム ハーモニー	東区秋津町秋田171-3									○													
212	特別養護老人ホームカ合つくし庵	南区合志4丁目3番50号		○				○																
213	特別養護老人ホーム 川尻ヒルズ	南区南高江7丁目3番		○				○																
214	特別養護老人ホーム グッドライフ熊本駅前	西区春日2丁目1番24号		○														○	○					
215	特別養護老人ホーム 輝祥苑	西区戸坂町23番35号		○														○	○					
216	特別養護老人ホーム 画図重富苑	東区画図町重富968番		○				○																
217	特別養護老人ホーム 琴平本町	中央区琴平本町10番32号		○																				
218	特別養護老人ホーム 祥麟館	南区内南町沈目1513	○						○															
219	特別養護老人ホーム ゆうとびあ	南区富合町古閑994-1				○	○		○		○													
220	おとなの学校 八角堂校	西区花園2丁目10番16号	○																					
221	向山つくし庵	中央区本山1丁目6番17号		○																				
222	特別養護老人ホーム 上熊本苑	西区上熊本3丁目12番24号		○	○													○	○					
223	特別養護老人ホーム みゆき東館	南区御幸苗田6丁目6番71号		○				○																
224	地域密着型特別養護老人ホームリバーサイド熊本ユニットホーム	西区河内町野出1936-1	○																				○	
225	特別養護老人ホーム 天寿園 青葉	南区奥古閑町4375番1		○		○		○		○														
226	地域密着型特別養護老人ホーム 天寿園NeO	南区奥古閑町4345番地		○		○		○		○														
227	地域密着型特別養護老人ホーム かわしり御蔵	南区南高江7丁目3番		○				○		○														
228	特別養護老人ホーム 小島苑	西区小島5丁目15番45号		○														○	○					
229	指定短期入所生活介護事業所 ヴィラ・ながみね	東区長嶺南四丁目12番65号													○									
230	リバーサイド熊本短期入所生活介護	西区河内町野出1936番地1	○																				○	
231	こぼり苑短期入所生活介護事業所	南区護藤町1586番地		○				○																
232	ショートステイハーモニー	東区秋津町秋田171番地3																						
233	みゆき園短期入所生活介護事業所	南区御幸苗田六丁目6番71号		○				○																
234	介護付き有料老人ホーム ローズヴィラマツモト	南区野田二丁目31番6号						○		○														
235	天寿園ショートステイ「ふれんど」	南区奥古閑町4375番1		○		○		○		○														
236	シルバー日吉ショートステイサービス	南区平成二丁目6番9号		○																				
237	花みずき短期入所生活介護事業所	中央区出水七丁目90番1号		○				○																
238	三和荘短期入所生活介護事業所	西之城山大塘四丁目1番15号		○														○	○					
239	社会福祉法人聖母会聖母の丘指定短期入所生活介護事業所	西区島崎六丁目1番27号		○														○						
240	カ合つくし庵	南区合志4丁目3番50号		○				○																
241	おとなの学校 八角堂校	西区花園2丁目10番16号	○																					
242	向山つくし庵	中央区本山1丁目6番17号		○																				
243	短期入所生活介護事業所 上熊本苑	西区上熊本3丁目12番24号		○	○													○	○					
244	みゆき東館 短期入所生活介護事業所	南区御幸苗田6丁目6番71号		○				○																
245	短期入所生活介護 川尻ヒルズ	南区南高江7丁目3番		○				○																
246	ショートステイ グッドライフ熊本駅前	西区春日2丁目1番24号		○														○	○					
247	リバーサイド熊本 ユニットホーム 短期入所生活介護	西区河内町野出1936-1	○																				○	
248	くまもと龍田翔裕園	北区弓削6丁目6番31号		○																				
249	短期入所生活介護事業所 輝祥苑	西区戸坂町23番35号		○														○	○					
250	画図重富苑ショートステイ	東区画図町重富968番		○				○																
251	短期入所生活介護 かわしり御蔵	南区南高江7丁目3番		○				○		○														
252	短期入所生活介護事業所 小島苑	西区小島5丁目15番45号		○														○	○					
253	祥麟館ショートステイ	南区内南町沈目1513番地	○						○															
254	ショートステイゆうとびあ	南区富合町古閑994番地1				○	○		○		○													
255	ファインテラスせいじの	西区島崎2丁目11-13		○																				
256	ココファン神水	中央区神水本町13-1																		○				
257	はっぴいはうす武蔵館	東区尾ノ上4丁目11番83号																		○				
258	高齢者複合支援施設 八景水谷昭和館	北区山室4丁目9-30		○														○						
259	サービス付き高齢者向け住宅 プロッサムはません	南区田迎4丁目9-16		○				○																
260	サンセリテ月出	東区月出2丁目4-23																					○	

【別添】 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

別冊2

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系		坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	濁川	木山川	健軍川	藻器掘川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
261	ヒルサイドガーデン大樹	南区城南町今吉野989番地	○																				
262	愛莉園・カ合	南区刈草3丁目3番15号		○				○															
263	西山の里 和	西区島崎2丁目18番64号		○				○															
264	あんのんらく	西区横手5丁目4-15		○																			
265	寿楽の里 輝	西区横手5丁目4-13		○																			
266	夢眠くまもとにし	西区城山大塘1丁目24-8		○																			
267	吉祥苑 新外	東区新外2丁目1-15																					
268	ココファン水前寺	中央区出水1丁目8-20		○																			
269	サービス付き高齢者住宅 杉上	南区城南町高1099-3				○			○														
270	生活リハビリ村	西区上代1丁目19番15号		○																			
271	サービス付き高齢者向け住宅 福朗	中央区新町1丁目7番9-1		○																			
272	パピルス横手	西区横手5丁目4番11号		○																			
273	サービス付き高齢者向け住宅(特定施設)ホスピタウンハウス	南区富合町古閑1012番地				○	○		○		○												
274	サンシティハウス	南区御幸苗田3丁目17-10		○					○														
275	ココファン尾ノ上	東区尾ノ上1丁目25-30																					
276	ほくと	西区八島2丁目13番39号		○																			
277	八王寺の社	中央区国府3丁目19-42		○					○														
278	なでしこガーデン上熊本	西区上熊本2丁目15-24		○																			
279	ココファン水前寺公園	中央区水前寺1丁目24-1		○																			
280	ココファン新町	中央区新町1丁目10-30		○																			
281	ゆほびか水前寺	中央区国府1丁目3-10		○					○														
282	サービス付き高齢者向け住宅 くまのしょう	南区城南町下宮地722-6						○		○													
283	ぼぼろハウス	中央区八王寺町12番37号		○																			
284	水前寺しょうぶ苑	中央区水前寺3丁目12番17号																					
285	ココファン藤崎の社	中央区井川淵町2-12		○																			
286	サン あさひの	北区室園町8番10号		○																			
287	サービス付き高齢者住宅・ハビネス	西区島崎2丁目15-5		○																			
288	シニアマンション ユートピア熊本	東区秋津1丁目1-8																					
289	ローズヴィラマツモト	南区野田2丁目31-6				○		○															
290	グランガーデン熊本	中央区城東町4-7		○																			
291	特定施設入居者生活介護 すずめ	東区画図東1丁目8-48		○					○														
292	有料老人ホーム ヴィーヴル	南区田迎1-7-20		○																			
293	住宅型有料老人ホーム シルバーハウス爽苑	東区画図町重富204		○					○														
294	清祥庵	中央区萩原町9-52		○																			
295	ケアホーム創幸	中央区九品寺3丁目17-24九品寺M・IIビル2階		○																			
296	水前寺有料老人ホーム	中央区国府1丁目3-15(3階部分)		○					○														
297	ホームホスピスあん堵	西区池上町1139-4		○																			
298	ホスピタルメントさくら西館	南区御幸木部1丁目1番1号		○					○														
299	山みずき	南区富合町木原1461番地1	○			○			○		○												
300	彩(地域密着特定)	南区富合町廻江599-1				○	○		○		○												
301	青い鳥・ミチルの家	南区御幸苗田1丁目2-17		○					○														
302	インターケア・シニアレジデンス上松尾	西区松尾1丁目7-32		○																			
303	有料老人ホームケアライフ春日	西区春日7丁目16-12		○																			
304	黒髪しょうぶ苑介護付有料老人ホーム	中央区黒髪5丁目4番30号		○																			
305	介護付有料老人ホーム 稔の里	南区城南町六田535番地				○			○		○												
306	介護付有料老人ホーム のどか園	南区富合町榎津492番地1				○	○		○		○												
307	有料老人ホーム 江南の杜	中央区本山1丁目5番20号		○																			
308	住宅型有料老人ホーム おはな	中央区白山2丁目11番16号		○																			
309	介護付有料老人ホーム ヒルサイドガーデン 山吹	南区城南町今吉野989番地	○																				
310	ケアホーム みやび苑	南区八幡8丁目4-20		○					○														
311	有料老人ホーム はふじ	南区八分字町2918-1		○																			
312	江津しょうぶ苑介護付有料老人ホーム	東区画図町所島1039番地		○					○														
313	ループたつた	北区龍田1丁目2番10号	○																				
314	有料老人ホーム高齢者住宅ひかり花園館	西区花園5丁目11-16		○																			
315	住宅型有料老人ホームマノリアル本荘	中央区本荘五丁目10番23号		○																			
316	ニチケアセンター熊本飽田東	南区八分字町49-1		○																			
317	ホスピタルメント桜十字	南区御幸苗田7丁目13番21号		○					○														
318	フォーマルケア 夢	南区御幸苗田2丁目20番56号		○					○														
319	ケアサポートメロン3R	南区日吉2丁目3番81号		○					○														
320	ルームス・富合	南区富合町新427番地2				○	○		○		○												
321	ルームス・鶴羽田	北区鶴羽田町1040番地	○																				
322	むつみ・近見	南区近見8丁目13番88号		○					○														
323	ホスピタルメントさくら東館	南区御幸苗田7丁目15番3号		○					○														
324	湧水の郷 壱番館	東区江津3丁目7番29号		○					○														
325	住宅型有料老人ホーム ハーベストライフ	南区城南町六田539番地1				○			○														
326	介護付有料老人ホーム ヴィラ・九品寺	中央区九品寺3丁目9番3号		○																			
327	陽向のおうち	南区城南町下宮地918-1				○	○		○														
328	幸ハウス野中	西区野中3丁目3番20号		○																			
329	介護付き有料老人ホーム 川尻ヒルズ	南区南高江7丁目3番		○					○														
330	有料老人ホーム 東宮	東区尾ノ上3丁目1番34号																					
331	有料老人ホーム メディケアホーム ヒルズ成城	北区飛田4丁目5-20																					
332	木彩(きいろ)	西区松尾2丁目22番34号		○																			
333	エミタスガーデン 薬園町	中央区薬園町3-33		○																			
334	レジデンス北熊本	北区飛田四丁目3番81号																					
335	住宅型有料老人ホーム ななみ	南区富合町杉島1127番地				○			○														
336	ケアホーム蓮台寺	西区蓮台寺3丁目4番5号		○																			
337	有料老人ホーム ひかり	西区池上町774番地		○																			
338	住宅型有料老人ホーム ケアホーム三郎一丁目	東区三郎1丁目10番18号																					

【別添】 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

別冊2

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系		坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	濁川	木山川	健軍川	藻器掘川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
339	有料老人ホームてる照2	南区八分字町2656		○																			
340	有料老人ホーム赤とんぼ長嶺	東区長嶺南6丁目25-97																					
341	住宅型有料老人ホーム 大瑠璃	東区画図東1丁目11番15号		○																			
342	住宅型有料老人ホーム ケアホーム暖家~花梨館	西区二本木2丁目6-6		○																			
343	有料老人ホーム メディケアホーム ヒルズ成城遊水公園	北区打越40-46番地	○	○																			
344	住宅型有料老人ホーム ビュアート良町	南区良町5丁目15番22号		○																			
345	有料老人ホーム 樹希	南区富合町清藤424-1				○	○				○												
346	有料老人ホーム ぶらす御幸笛田	南区御幸笛田1丁目2-146		○																			
347	メディケアホーム ヒルズ成城 上代	西區城山上代町60番1		○																			
348	有料老人ホーム リユニオン田崎	西区田崎2丁目5番31号		○																			
349	福寿庵	南区田迎2丁目14番1号		○																			
350	有料老人ホームつばき園	中央区本山3丁目5番15号		○																			
351	セカンドライフななみ	南区富合町杉島1152-1				○																	
352	メディケアホーム ヒルズ成城α 室園	北区室園町10番14号		○																			
353	住宅型有料老人ホーム リビングケアあきたの杜	南区砂原町461番地		○																			
354	住宅型有料老人ホーム 湧水の郷 式番館	東区江津3丁目7番30号		○																			
355	城南陽気ホーム	南区城南町下宮地592-1					○			○													
356	住宅型有料老人ホーム 桜テラス	南区南高江5丁目1-56		○																			
357	住宅型有料老人ホームてる照	南区富合町小岩瀬宇天神免216-1				○	○																
358	有料老人ホーム りんどう	中央区妙体寺町6番6号		○																			
359	介護付有料老人ホーム 夢眠くまもとみなみ	南区御幸西3丁目9番36号		○																			
360	有料老人ホーム メディケア癒やしDX京町台	西区津浦町4番13号		○																			
361	高齢者介護施設 ケアホーム八王寺通り	中央区国府三丁目27番30号		○																			
362	介護付き有料老人ホーム 和らく	南区御幸笛田町1202番地		○																			
363	はっぴいはうす	東区三郎1丁目11番11号																					
364	有料老人ホーム 木春熊本東	中央区三郎一丁目6-13																					
365	ケアサポートメロンぼーむ	南区日吉二丁目14番10号		○																			
366	住宅型有料老人ホーム 湧水の郷 参番館	東区江津三丁目7-33		○																			
367	小春ケアパークそよ風	南区島町2丁目18番36号		○																			
368	有料老人ホームみのりの家	南区城南町永1200				○																	
369	夢眠くまもとにし2号館おしま	西区小島9丁目1番40号		○	○																		
370	夢眠くまもとにし2号館	西区小島9丁目1番50号		○	○																		
371	住宅型有料老人ホーム 愛の郷	南区城南町東阿高1644番地																					
372	メディケア癒やし花園	西区花園一丁目12番8号		○																			
373	メディケア癒やしDX長嶺	東区長嶺東2丁目14-38																					
374	プライマリケアホームひゅうが熊本はません	南区田迎3丁目11番18号																					
375	メディカル・リハビリホームグランダ水前寺	中央区白山1丁目1番11号		○																			
【所管課：熊本市介護事業指導課】																							
1	介護医療院 心ほか	東区新外3丁目9番1号																					
2	介護医療院 ゆずりは	南区城南町高1099番地				○																	
3	悠愛病院 介護医療院	東区画図町下無田1139番地		○																			
4	介護医療院 あきた	南区会富町1120		○		○																○	○
5	末次介護医療院	西区上高橋2丁目13番6号		○	○																		
6	介護医療院せいじの	西区島崎2丁目22-15		○																			
7	小林病院 介護医療院	南区城南町隈庄574番地					○																
8	みこころ介護医療院	西区上熊本2-11-24		○																			
9	表参道吉田病院介護医療院	中央区北千反畑町2番5号		○																			
10	くまもと成城介護医療院	北区室園町10番17号		○																			
11	九州記念病院 介護医療院	中央区水前寺公園3番38号		○																			
12	介護老人保健施設 ケアセンター赤とんぼ	東区戸島西二丁目3番10号																					
13	介護老人保健施設 清雅苑	北区山室6-8-1																					
14	介護老人保健施設 青翔苑	西区島崎2-21-10		○																			
15	介護老人保健施設 南楓苑	中央区南熊本二丁目11番1号		○																			
16	介護老人保健施設 湧心苑	中央区出水4-15-30		○																			
17	介護老人保健施設 ぼたん園	南区御幸笛田六丁目8番1号		○																			
18	介護老人保健施設 白藤苑	南区白藤白藤5丁目1番1号		○																			
19	介護老人保健施設 のぞみ	中央区本庄3-7-18		○																			
20	老人保健施設 フォレスト熊本	中央区渡鹿五丁目1番37号		○																			
21	介護老人保健施設 なすび園	西区沖新町3353		○			○																
22	介護老人保健施設 なでしこ	中央区北千反畑町2番5号		○																			
23	介護老人保健施設 高齢者支援センター コスモピア熊本	東区尾ノ上1丁目3番12号																					
24	介護老人保健施設 総合ケアセンター 第二コスモピア熊本	東区尾ノ上1丁目8番8号																					
25	介護老人保健施設 レ・ハビリス桜十字熊本東	東区三郎1丁目12番30号																					
26	介護老人保健施設 光乃里	南区城南町今吉野1020		○																			
27	江津しょうぶ苑 小規模多機能ホーム	東区画図町所島1040番地		○																			
28	小規模多機能ハウス ほがらか	南区御幸笛田6丁目6番88号		○																			
29	セントケア熊本おせき	東区新南部1丁目2番12号		○	○																		
30	はなぞのケアセンター 小規模多機能ホーム	西区花園7丁目25番23号		○																			
31	黒髪しょうぶ苑小規模多機能ホーム	中央区黒髪5丁目4-30		○																			
32	小規模多機能ホーム はけのみや	北区山室4丁目9番30号		○																			
33	小規模多機能型居宅介護事業所 ヒルサイドガーデン ひなぎく	南区城南町今吉野989番地		○																			
34	小規模多機能ホーム おひさま	中央区世安町397-2		○																			
35	小規模多機能型居宅介護事業所 上熊本苑	西区上熊本3丁目12番23号		○	○																		
36	小規模多機能型居宅介護事業所 水前寺きらら	中央区水前寺1丁目11番22号		○																			
37	小規模多機能型居宅介護事業所 ヴィラ・九品寺	中央区九品寺3丁目9番5号		○																			
38	小規模多機能型居宅介護施設 もねろ	南区富合町菰江245番地				○	○																

【別添】 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

別冊2

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系		坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	濁川	木山川	健軍川	藻器堀川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
39	銀座通りハウス	中央区中央街5番3		○																			
40	小規模多機能ホーム アクア	南区八分字町19番地		○																			
41	小規模多機能型居宅介護事業所 楽しい家飽田南	南区護藤町1599		○			○																
42	小規模多機能ホーム赤とんぼ長嶺	東区長嶺南6丁目25-97		○																			
43	小規模多機能型居宅介護事業所 かがやき	西区戸坂町23番35号		○												○	○						
44	小規模多機能型居宅介護 くまのしょう	南区内城南町下宮地722番地6					○	○															
45	小規模多機能型居宅介護事業所 ゆう	中央区黒髪6丁目7番7号		○																			
46	小規模多機能型居宅介護事業所 道標	南区内無田町御供田649-1		○		○		○															
47	小規模多機能型居宅介護 夢眠くまもとにし	西区内城山大塘1丁目22番11号		○												○	○						
48	小規模多機能型居宅介護よかひより	南区富合町廻江599-1				○	○		○														
49	看護小規模多機能型居宅介護事業所 とりい	南区薄場1丁目10番28号		○																			
50	看護小規模多機能型居宅介護事業所 八王寺の杜	中央区国府3丁目19-42		○				○															
【所管課：熊本市こども支援課】																							
1	西原公園児童館	熊本市中央区九品寺4丁目24-4		○																			
2	秋津児童館	熊本市東区秋津3丁目15-1 (秋津まちづくりセンター内)								○													
3	西部児童館	熊本市西区小島2丁目7-1 (西区役所内)		○												○							
4	花園児童館	熊本市西区花園5丁目8-3 (花園まちづくりセンター内)		○													○						
5	幸田児童館	熊本市南区幸田2丁目4-1 (幸田まちづくりセンター内)		○			○																
6	南部児童館	熊本市南区南高江6丁目7-35 (南部まちづくりセンター内)		○			○	○															
7	清水児童館	熊本市北区清水亀井町14-7 (清水まちづくりセンター内)		○												○							
【所管課：熊本市こども家庭福祉課】																							
1	菊水学園	中央区渡鹿5丁目9-12		○																			
2	熊本乳児院	中央区本荘2-3-8		○																			
3	はばたきホーム	中央区壺川2丁目1-57	○	○												○							
4	きらきら星レジデンス	東区尾ノ上4丁目11-60										○											
5	みずほ	中央区新町3丁目9-20		○												○	○						
6	熊本市市民病院	東区東町4-1-60										○											
7	慈恵病院	西区島崎6-1-27		○													○						
8	福田病院	中央区新町2-2-6		○												○	○						
10	りんどうホーム(子育て短期支援事業の用に供する施設)	北区龍田陳内1丁目13-31			○																		
【所管課：熊本市児童相談所】																							
1	児童相談所	中央区大江5丁目1番50号		○																			
2	里親支援センター アグリ	中央区本荘2丁目3番8号		○																			
【所管課：熊本市障がい福祉課】																							
1	熊本市障がい者福祉センター希望荘	熊本市中央区大江5丁目1番15号		○																			
【所管課：熊本市保育幼稚園課】																							
1	画図幼稚園	中央区出水8丁目7-40		○				○				○											
2	白山幼稚園	中央区菅原町6-11		○				○															
3	暁幼稚園	西区島崎5丁目47-41	○																				
4	YMCA熊本五福幼稚園	中央区魚屋町1丁目9		○																			
5	熊本聖母愛児幼稚園	西区島崎6丁目1-18		○													○						
6	YMCA水前寺幼稚園	中央区出水3丁目12番1号		○			○					○											
7	熊本音楽幼稚園	南区出仲間6丁目14番40号		○			○																
8	王米幼稚園	中央区九品寺2丁目2番44号		○																			
9	坪井幼稚園	中央区内坪井町4-19		○													○						
10	ルンビニー幼稚園	南区近見2丁目7-2		○			○																
11	幼保連携型認定こども園九州学院みどり幼稚園	中央区大江5丁目3-36		○																			
12	第一幼稚園	中央区坪井4丁目20-22		○													○						
13	幼保連携型認定こども園西部音楽幼稚園	西区中原町686		○																			
14	城山幼稚園	西区内城山大塘1丁目21-1		○													○	○					
15	幼保連携型認定こども園城山保育園	西区上代6丁目9-1		○													○						
16	田迎こども園	南区良町1丁目22-1		○			○																
17	芳野保育園	西区河内町岳880	○																				
18	幼保連携型認定こども園恵水幼稚園	南区御幸苗田3-13-12		○			○																
19	出水幼稚園	中央区国府2-10-39		○			○					○											
20	認定こども園わかさ幼稚園	南区南高江7-9-36		○			○	○															
21	寺原保育園	中央区坪井5丁目13-6		○													○						
22	幼保連携型認定こども園シオン	中央区新町4丁目7-35		○													○	○					
23	幼保連携型認定こども園くぼんじこども園	中央区八王寺町51-35		○			○																
24	なぎさこども園	東区江津1丁目7-25		○			○					○											
25	幼保連携型認定こども園こずえ保育園	西区新土河原1丁目7-20		○													○	○					
26	かおるこども園	西区中島町2056-2		○		○		○													○		
27	仁愛保育園	南区薄場1丁目14-10		○																			
28	幼保連携型認定こども園力合さくら子ども園	南区合志3丁目6-26		○			○																
29	幼保連携型認定こども園こじか園	南区南高江7丁目9-30		○			○	○															
30	幼保連携型認定こども園モロナイ保育園	南区八分字町618		○			○																
31	高平幼稚園	北区高平2丁目20-32		○													○						
32	ゆたか幼稚園	南区今町161-1		○																	○	○	
33	きよめこども園	中央区国府2丁目6-31		○			○					○											
34	幼保連携型認定こども園誠櫻幼愛園	西区春日6丁目22-1		○																			
35	認定こども園第一保育園	南区富合町新256-1				○	○		○	○													
36	そよかぜこども園	南区南高江1丁目11-126		○			○																
37	こぐまこども園	北区四方寄町39-1															○						
38	力合幼稚園	南区白藤1丁目22番7号		○			○																
39	幼保連携型認定こども園城高保育園	西区内城山大塘2丁目1-24		○													○	○					
40	出仲間こども園	南区出仲間3丁目1-11		○			○																

【別添】 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

別冊2

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系		坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	濁川	木山川	健軍川	藻器掘川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
41	かわしりこども園	南区川尻5丁目4-24		○				○															
42	済生会しらふじこども園	南区白藤3丁目2-70		○				○															
43	幼保連携型認定こども園第二桜ヶ丘こども園	中央区世安3丁目10番7号		○																			
44	幼保連携型認定こども園愛保育園	南区近見3-13-30		○				○															
45	幼保連携型認定こども園たから子こども園	南区富合町小岩瀬686				○	○		○														
46	古町幼稚園	西区二本木4丁目4-13		○												○	○						
47	幼保連携型認定こども園青いほしこども園	南区近見7丁目12番33号		○				○	○														
48	幼保連携型認定こども園千草保育園	中央区平成3丁目2番12号		○																			
49	幼稚園型認定こども園ときわ幼稚園	中央区本荘町683番地2		○																			
50	認定こども園九州音楽京塚幼稚園	東区尾ノ上1丁目47番9号														○							
51	幼保連携型認定こども園出水みなみこども園	中央区出水8丁目43-5		○				○								○							
52	鳳鳴こども園	中央区世安町393番地2		○																			
53	幼保連携型認定こども園御幸こぼと保育園	南区御幸田7丁目15-30		○				○															
54	なないろこども園	南区荒尾1丁目17-15		○																			
55	さくらまちこども園	中央区新市街13-19		○																			
56	からたちこどもえん	西区河内町河内2946	○																				○
57	認定こども園 えすほいくえん	東区下江津2丁目2-1		○				○								○							
58	カトリア保育園	東区若葉6丁目13-52													○	○							
59	幼保連携型認定こども園 なかよしこども園	南区幸田2丁目1-80		○				○															
60	幼保連携型認定こども園 おびほ	東区月出2丁目4-27													○								
61	まつおこども園	西区西松尾町4971														○							
62	幼保連携型認定こども園 日吉保育園	南区十禅寺2丁目9-1		○																			
63	幼保連携型認定こども園 和光こども園	南区城南町隈庄736					○	○															
64	黒髪幼愛園	中央区黒髪2丁目9-20		○																			
65	みのり保育園	中央区本荘3丁目6-19		○																			
66	双葉保育園	中央区本荘2丁目3-15		○																			
67	友愛会保育園	中央区壺川2丁目1-57	○													○							
68	のぞみ保育園	東区若葉2丁目12-1													○								
69	ひかり幼児園	中央区大江2丁目3-2		○																			
70	旭保育園	南区近見6丁目11-11		○				○															
71	ひまわり保育園	中央区新大江1丁目7-39		○																			
72	若葉幼愛園	西区上代1丁目11-2		○												○	○						
73	有明保育園	西区小島下町4223		○												○							
74	つぼみ保育園	中央区国府本町12-73		○																			
75	KASUGAよんちようめ保育園	西区春日4丁目30-11		○												○	○						
76	すぎのこ保育園	西区二本木4丁目22-25		○												○							
77	大光保育園	東区画図町所島755-3		○				○							○								
78	光輪保育園	東区沼山津4丁目8-29												○									
79	つくし保育園	西区花園5丁目2-11		○																○			
80	やまびこ保育園	東区尾ノ上2丁目25-18													○								
81	熊本すみれ保育園	西区池亀町20-41		○												○	○						
82	リズム幼児園	南区御幸田3丁目12-1		○				○															
83	月出保育園	東区月出6丁目3-5													○								
84	島口みのり保育園	南区島口町2137-2		○		○		○	○												○	○	
85	熊本藤富保育園	南区護藤町973		○				○															
86	リリー保育園	南区並建町839-1		○		○		○													○	○	
87	中縁保育園	南区美登里町454		○		○		○	○														
88	銭塘保育園	南区銭塘町976-2		○		○		○															
89	奥古閑保育園	南区奥古閑町1562-2		○		○		○	○														
90	海路口保育園	南区海路口町617		○		○		○	○														
91	川口保育園	南区川口町1099-2		○		○		○	○														
92	さくらんぼ保育園	東区広木町29-35													○								
93	出水南保育園	中央区出水6丁目15-21		○				○															
94	雁回まこと保育園	南区富合町木原1410-1	○			○	○		○	○													
95	城南慈光保育園	南区城南町坂野2090-1				○																	
96	城南ふたば保育園	南区城南町丹生宮667				○	○		○														
97	くすのき保育園	南区城南町六田475-2				○	○		○														
98	美心幼愛園	西区中島町560		○																			
99	くろかみ保育園	中央区黒髪2-36-33		○																			
100	本荘保育園	中央区本荘6丁目16-24		○																			
101	横手保育園	中央区横手2丁目1-11		○												○	○						
102	白山保育園	中央区白山2丁目12-3		○				○								○							
103	京塚保育園	東区尾ノ上3丁目13-26													○								
104	城東保育園	中央区九品寺1丁目13-20		○																			
105	池上保育園	西区池上町1226-1		○												○							
106	小島保育園	西区小島7丁目6-7		○												○	○						
107	春日保育園	西区春日3丁目11-1		○												○	○						
108	中島保育園	西区沖新町675		○		○		○													○	○	
109	幸田保育園	南区良町2丁目5-1		○				○															
110	西里保育園	北区硯川町1133															○						
111	ハッピー保育園	南区田迎6丁目11-1		○				○															
112	平成さくら保育園	南区江越1丁目17-12 フローラル江越103		○				○															
113	カ合・ひまわり保育園	南区刈草3丁目2-40 Sビル1F		○				○															
114	ことな保育園	南区富合町清藤383-1				○	○		○	○													
115	からしま保育舎 ぴーかーぶー	中央区辛島町6-2 ペアレントビル2F		○												○							
116	保育所 きつず・ひろば	中央区本荘6-4-1		○																			
117	みらい保育園	南区城南町下宮地429-1					○	○															
118	はれのひ保育園	中央区新大江3丁目7番9号		○																			
119	あーす保育園力合西	南区野口3-19-46		○																			

【別添】 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

別冊2

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系							菊池川水系		坪井川水系			その他			
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	濁川	木山川	健軍川	藻器掘川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川
120	ムジカ保育園	中央区本荘6-7-18		○																	
121	夢ママ保育園	東区尾ノ上4-20-1-2										○									
122	立町・におうさん通り保育園	中央区坪井4-1-1		○											○						
123	つばさ保育園	中央区大江1-11-10		○																	
124	とろく保育舎 ぴーかーぶー	中央区渡鹿7-8-53		○																	
125	ニチキッズおのうえ保育園	東区尾ノ上3-6-2-102										○									
126	小規模保育所ふわにっこ	東区昭和町6-9										○									
127	古町げんきの森保育園	西区二本木2-7-20		○											○	○					
128	白坪・ひまわり保育園	西区田崎1-5-115 ホワイトキャッスル田崎101		○											○	○					
129	かみのごう保育園 プチ	南区近見2-2-1		○																	
130	にじいろ保育園	南区近見2-16-6		○																	
131	とことこ保育園	南区近見6-19-11		○																	
132	けやき通り みそら保育園	南区出仲間1-3-1 ウッディマンションけやき通り103-A		○																	
133	世安・ひまわり保育園	中央区世安町361-2 エステージア世安1F-101		○																	
134	第二平成さくら保育園	南区江越1丁目2-10		○																	
135	みいな保育園	南区江越1丁目8-20		○																	
136	メイプル保育園	南区日吉2丁目11-68		○																	
137	ドレミ保育園	東区秋津3丁目14-48																			
138	つっぴー	東区長嶺南7丁目7-20										○									
139	ブルービーの森	南区田迎6丁目6-40		○																	
140	わくわく家庭保育室 唐人町	中央区上鍛冶屋町8-2 (湖東カレッジ唐人町校内)		○												○	○				
141	えびこスマイルキッズ	東区画図町重富568-2		○																	
142	鶴屋保育園スマイリア	中央区手取本町6-1		○																	
143	西方ハロー保育園	東区東本町15-1																			
【所管課：熊本市保護管理援護課】																					
1	熊本授産場	中央区本荘2丁目3番8号		○																	
2	友愛会銀杏寮	西区春日5-17-36		○												○	○				
【所管課：熊本県学校安全・安心推進課】																					
1	第二高等学校	東区東町3丁目13番1号																			
2	熊本農業高等学校	南区元三町5丁目1番1号		○					○	○											
3	熊本西高等学校	西區城山大塘5丁目5番15号		○													○	○			
4	湧心館高等学校	中央区出水4丁目1番2号		○																	
5	盲学校	東区東町3丁目14番1号																			
6	熊本支援学校	中央区出水5丁目5番16号		○																	
【所管課：熊本県健康福祉政策課】																					
1	熊本県福祉総合相談所	東区長嶺南2丁目3-3																			
【所管課：熊本県私学振興課】																					
1	尚綱高等学校・中学校	中央区九品寺2-6-78		○																	
2	熊本信愛女学院高等学校・中学校	中央区上林町3-18		○													○				
3	熊本中央高等学校	中央区内坪井町4-8		○													○				
4	鎮西高等学校	中央区九品寺3-1-1		○																	
5	真和高等学校・中学校	中央区九品寺3-1-1		○																	
6	九州学院高等学校・中学校	中央区大江5-2-1		○																	
7	慶誠高等学校	中央区大江4-9-58		○																	
8	熊本国府高等学校	中央区国府2-15-1		○																	
9	勇志国際高等学校(通信)熊本学習センター	中央区九品寺1-2-20		○																	
10	九州工科自動車専門学校	中央区本荘町657		○																	
11	専修学校熊本YMCA学院	中央区段山本町4-1		○																	
12	専門学校湖東カレッジ	東区湖東1-12-26																			
13	熊本電子ビジネス専門学校	中央区九品寺2-2-38		○																	
14	九州技術教育専門学校(熊本校)	中央区細工町5-35-1		○																	
15	熊本デザイン専門学校	中央区大江本町2-5		○																	
16	熊本看護専門学校	西區上熊本1-10-8		○																	
17	熊本歯科技術専門学校	中央区本荘3-1-6		○																	
18	熊本市医師会看護専門学校	中央区本荘3-3-3		○																	
19	熊本歯科衛生士専門学校	中央区坪井2-3-6		○																	
20	九州中央リハビリテーション学院	中央区本山3-3-84		○																	
21	熊本駅前看護リハビリテーション学院	西区春日2-1-15		○																	
22	シェフパティシエ学院	中央区春竹町481番地		○																	
23	九州美容専門学校	中央区南坪井町10-28		○																	
24	熊本ベルエール美容専門学校	中央区紺屋今町2-18		○																	
25	熊本高等理容学校	中央区白山2-13-20		○																	
26	専修学校モア・ヘアメイクカレッジ	中央区本山4-1-46		○																	
27	専門学校湖東カレッジ唐人町校	中央区上鍛冶屋町8-2		○																	
28	熊本保育医療スポーツ専門学校	西区春日2-2-35		○																	
29	専門学校東京CPA会計学院熊本校	西区春日2-4-5		○																	
30	大原ビジネス公務員専門学校熊本校	西区春日2-2-35		○																	
31	ヒロ・デザイン専門学校	中央区紺屋今町3-14		○																	
32	和洋学園専門学校	中央区大江6-29-21		○																	
33	専修学校熊本壺溪塾	中央区内坪井町5-10		○																	
34	熊本外語専門学校	中央区辛島町8-14		○																	
35	専門学校公務員ゼミナル熊本校	西区池亀町5-5		○																	
36	北九州予備校熊本校	西区春日2-3-26		○																	
37	九州動物学院	中央区本荘6-16-34		○																	
38	熊本情報ITクリエイター専門学校	西区春日2-2-35		○																	
39	寺原自動車学校	中央区壺川2-3-78		○																	
【所管課：熊本市放課後児童育成課】																					
1	春竹小児童育成クラブ	中央区琴平1丁目9-43		○																	

【別添】 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

別冊2

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系						菊池川水系		坪井川水系			その他				
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	濁川	木山川	健軍川	藻器掘川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川
20	高齢者技能習得センター	西区島崎4丁目2-95		○												○					
【所管課：熊本県子ども未来課】																					
1	花陵幼稚園	熊本市西区田崎3-1-52		○												○	○				
2	熊本信愛女学院幼稚園	熊本市中央区上林町2-20		○												○					
【所管課：熊本大学】																					
1	熊本大学教育学部附属幼稚園	熊本市中央区城東町5-9		○												○					
【所管課：熊本市妊娠内密相談センター】																					
1	社会福祉法人熊本市社会福祉協会 熊本乳児院	中央区本荘2丁目3番8号		○																	
【所管課：熊本市障がいサービス課】																					
1	森病院	南区近見一丁目3番32号		○																	
2	やまびこ福祉会グループホーム事業	中央区帯山四丁目23番45号														○					
3	しょうぶの里 グループホーム事業所	小島九丁目14番58号		○													○	○			
4	明和学園グループホーム事業所	南区中無田町1007番地6		○		○															
5	ゆたか学園グループホーム事業所	西区中島町757番2号		○																○	○
6	つばき学園グループホーム事業所	西区花園七丁目59番17号		○				○													
7	グループホームこぼと	中央区国府一丁目18番25号		○				○					○								
8	もみの木ホーム	東区長嶺東五丁目6番123号											○								
9	指定共同生活援助事業所 いこい計画	中央区渡鹿一丁目1番1号		○												○					
10	グループホーム自立応援団	西区池田三丁目45番23号		○												○					
11	「はなのいえ」	西区島崎二丁目26番46号		○													○				
12	熊本県コロナ協会グループホーム	西区二本木三丁目12番37号		○												○	○				
13	グループホーム すまいる1	南区島町一丁目4-3		○																	
14	グループホームしんせい	西区沖新町3995番地4		○		○														○	
15	共同生活援助事業所 グループホームきづな	中央区九品寺六丁目6番79-405号		○																	
16	シェアハウス Gondo	南区護藤町1586番地4		○				○													
17	グループホーム すまいる2	南区薄場町二丁目10番53号		○																	
18	グループホームひなた園	東区花立六丁目3番7号														○					
19	共同生活援助 ここのわ	中央区出水六丁目41番144号		○				○													
20	めぐみ一号館	中央区国府四丁目10番84号 2		○													○	○			
21	グループホーム『みらい』	中央区坪井二丁目1番29号		○																	
22	グループホーム 轍	中央区坪井一丁目7番6号		○													○				
23	エミエル	中央区保田窪一丁目4番35号101号室		○																	
24	グループホーム サニーハウス	中央区黒髪六丁目1番15号 エレイン黒髪101		○																	
25	グループホーム イル・レクト	中央区本山二丁目7番11号		○																	
26	グリーンリーフ	中央区国府二丁目6番91号 チェリーハイツ202号		○				○													
27	グループホーム わっしょい	中央区横手一丁目2番90号		○													○	○			
28	グループホーム ひまわり縁	中央区出水六丁目41番138号		○																	
29	グループホーム☆AQUA	南区荒尾一丁目16番16号		○																	
30	クライスハイム熊本八幡事業所	南区八幡6-9-48		○				○													
31	グループホーム湖南荘	東区下江津5-8-10		○				○													
32	詩の郷 熊本駅東	西区二本木二丁目6-19		○													○	○			
33	グループホーム クラフトケア	中央区国府本町5-47 国府ハイツ102号		○																	
34	熊本県ひばり園	東区長嶺南2丁目3-2															○				
35	済生会なでしこ園	南区白藤三丁目2-71		○				○													
36	すきらばアロアロ黒髪	中央区黒髪六丁目29番4号		○																	
37	ひなた事業所 月出	東区月出6丁目5-10															○				
38	ぶーやん城山	西区城山大塔一丁目16番15号		○													○	○			
39	すきらばアロアロ尾ノ上	東区尾ノ上三丁目3番97号															○				
40	子ども発達支援ステーション キャンパス	二本木四丁目9番35号		○				○													
41	ぼこあぼこ熊本	南区荒尾三丁目2番1号		○				○													
42	しまさきの森	西区島崎五丁目46番10号 北野ハイツ	○																		
43	たんぽぽ江津	東区江津二丁目20番1号		○				○									○				
44	りんごの木 尾ノ上	東区尾ノ上二丁目3番3-2号															○				
45	さくら学院	中央区南熊本五丁目11番13号		○																	
46	児童発達支援事業所 バレット新屋敷	中央区新屋敷二丁目15番12号		○																	
47	LSJ江越	南区江越1丁目6番27号		○				○													
48	そらひろ あさひのいえ	菜園町12番5号 ライフサポート菜園1階100号		○																	
49	トレサボ	中央区平成3丁目17番28号		○																	
50	らしっく	西区蓮台寺五丁目3番33号		○													○	○			
51	りんごの木 神水	中央区神水一丁目33-22 末永ビル51F															○				
52	KOBウィッシュ	南区江越一丁目17番12号 フローラル江越101		○				○													
53	子どもケアハウスPRABA	東区下江津八丁目9番1号		○				○									○				
54	放課後等デイサービス 杉島 組曲	南区富合町杉島888番地				○		○													
55	ららゆ	西区蓮台寺一丁目1番22号		○													○				
56	運動・学習療育 放課後等デイサービス QUIL	東区長嶺南三丁目4番159号															○				
57	LSJ KUMAMOTO SI	南区江越二丁目13番5号		○				○													
58	にじいろの木	中央区新町四丁目3番52号1階		○													○	○			
59	まなびの広場ホープ	西区城山下代3丁目6番1号															○				
60	子ども支援通所事業所 つみき	西区新土河原2丁目3番18号		○													○	○			
61	ぼこあぼこ御幸	南区御幸笹田三丁目1-3-1-2F		○				○													
62	放課後等デイサービスセンターあした	西区二本木三丁目12番37号		○													○	○			
63	さくら江津	東区江津一丁目24番12号		○				○									○				
64	子どもセンター	東区健軍二丁目2番地5 NKビル2階															○				
65	放課後等デイサービス やまと	中央区宮内1番地7		○													○	○			

